



TONDABAYASHI

富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画

ひとがきらめく！ 自然がきらめく！ 歴史がきらめく！
 みんなでつくる 笑顔あふれるまち 富田林

2017
 (平成29年度)

2026
 (平成38年度)

はじめに

本市は、緑豊かな田園風景や石川の清流など恵まれた自然環境と、今に残るまちなみや由緒ある神社仏閣などの豊富な歴史的資源が、人々の暮らしと調和し、古くから「南河内」の中核として栄えるとともに、近年は都市基盤の整備が進み、良質な生活環境を備えた住宅都市として発展を遂げてきました。



今日、不透明感を拭い切れない社会経済情勢が続く中、我が国は人口減少社会を迎え、本市においても、少子高齢化・人口減少が急速に進展しており、多様化する市民ニーズや多発する自然災害への対応、地域活性化への取組など、行政課題が山積しております。

このような中、市民の皆様が将来に希望を持ち安心して暮らせるように、そして本市がさらなる発展を遂げることができるよう、長期的な視点でまちづくりを総合的・計画的に進めるための基本指針として、平成 29 (2017) 年度からの 10 年間を計画期間とする富田林市総合ビジョン、並びに具体的施策を示す総合基本計画を策定いたしました。

将来像に掲げる、「ひとがきらめく！自然がきらめく！歴史がきらめく！みんなでつくる笑顔あふれるまち 富田林」の実現に向けて、各種施策を着実に実施し、これからも、本市が“煌^{きらめき}のまち”として輝き続けることができるよう尽力してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、市民アンケートやパブリックコメントなどを通じて、貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、多大なるご尽力をいただきました市民ワークショップ参加者、各種関係団体、有識者の皆様、また熱心なご議論をいただいた市議会議員の皆様、心より厚くお礼を申し上げます。

富田林市長 多田 利喜



市民憲章

昭和 45 年 11 月 3 日
制 定

わたしたちの富田林市は、美しい石川のほとりに、古い歴史と伝統を育ててきました。
この伝統の上に、ひとりひとりの知識と創造をつみあげ、自然にめぐまれた近代的な都市に発展するため、みんなで市民憲章を守りましょう。

○ 自然を守り、緑と太陽にめぐまれた住みよいまちをつくりましょう

富田林市のもつ緑と太陽に恵まれた、よき自然環境のもとで、この自然を守ることで、公害を追放し、生活環境をととのえ、みんなが住みよいまちにしましょう。

○ よい歴史と伝統をはぐくみ、文化財を守りましょう

富田林市の歴史は古く、多くの文化財や史跡が貴重な遺産として残されています。これらを大切に守り、さらに、時代の進歩に歩調をあわせ、よき歴史と伝統を育てていきましょう。そしてこれまでの伝統を築いてきたお年寄りを大切にしましょう。

○ 健康と知識を養い、働く喜びを知りましょう

富田林市は教育文化都市としての発展を目指しています。その目的は、心身ともに健康にめぐまれた人づくりにあります。

人づくりの基礎は、健康な身体、高い教養と人格、そして社会性を養うことです。こうした基礎の上に、それぞれの職業・職場で働くことの喜びをわかることが、まず第一の幸福だといえましょう。

○ みんな一つの輪になつて、自由で平等な都市を育てましょう

富田林市は、“差別を許さない明るいまちづくり運動”を行政の主要施策として推進しています。

人権を尊重する人づくりの基本として、みんな互に手を取りあい、一つの輪になつて、自由で平等な都市を育てていきましょう。

○ 若い力をのばし、希望と平和の未来を築きましょう

いつの時代でも、新しい世代をになう若い力は大切です。

その若い力、それは、子どものときから明るく強い子どもをそだてることが大切です。

富田林市も発展的な、常に若さあふれる都市であり、その都市で、みんなが希望のもてる平和なまちづくりをしていきましょう。

都市宣言

■ 交通安全都市宣言

昭和 37 年 3 月 31 日 富田林市議会

■ 「暴力排除」都市宣言に関する決議

暴力は平穏にして明るい市民生活を脅かし、社会秩序を破壊する大衆の敵である。

特に最近における暴力事犯一般の動向は内容的に悪質化するばかりでなく、量的にも増加の一途をたどり、しかも犯罪非行は低年齢層までにも及んでおり、憂慮にたえないものである。

この際、これらの表面化した暴力を追放することはもちろんのこと、その原因となる温床を排除し、真の暴力のない平和で明るい生活環境をうちたてることが急務である。

そのためには関係各機関、諸団体の緊密なる連携と市民大衆の協力のもとに、速やかに暴力否定の態勢を樹立し、平和で安全な市民生活の確保を図るべきである。

よって本市議会はここに富田林市を「暴力排除」都市とすることを宣言する。

昭和 52 年 9 月 28 日 富田林市議会

■ 富田林市非核平和都市宣言文

真の恒久平和と安全は、人類共通の願望である。

しかしながら、近年世界において軍備の拡張は依然として続けられ、人類を滅亡させる核戦争の危機に深刻な脅威を与えている。わが国は、世界で唯一の核被爆国として、全世界から永久に核兵器を追放するために全力を注ぎ、再びその惨禍を絶対に繰り返させてはならない。

わが富田林市においても日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念を市民生活の中に生かし、継承させていくことが、地方自治の基本条件の一つである。これなくしては緑と太陽にめぐまれた美しい自然を市民の生活基盤として保全した環境水準の高い教育文化都市づくりは望めない。

よって、富田林市は市民総意のもと、政府に対し国是である非核三原則（作らず、持たず、持ちこませず）の厳守を求める。また、富田林市はあらゆる国のあらゆる核兵器の日本への搬入、通過、滞留および核兵器積載の疑いのある部隊の通過、滞留を拒否し、全世界に核兵器の廃絶を強く訴え、ここに非核平和都市を宣言する。

以上決議する。

昭和 59 年 12 月 26 日 富田林市議会

■ 水とみどりと花の都市宣言に関する決議

水、それはいのち 清冽、清涼な流れがある。

みどり、それはうるおい みどり濃い丘陵の連なりがある。

花、それはやすらぎ タンポポやスミレの咲く径がある。

この自然の育みは、富田林市民のふる里であり、生きとし生けるもののふる里でもある。

人間は、自然の摂理をも変化させるまでに進化した。私たちはこの力を環境の破壊に結びつけるようなことがあってはならない。人工の害をこれ以上増大させてはならない。

この力を人間性回復の源である水、みどり、花にむけたいと思う。

私たち市民は、市民憲章の精神にのっとり前進するため、富田林を「水とみどりと花の都市」とすることを宣言する。

以上決議する。

平成 2 年 12 月 27 日 富田林市議会

目 次

総合ビジョン

第1章 策定の趣旨と背景	8
第1節 趣旨と構成	8
1. 策定の趣旨	8
2. 計画の構成と期間	8
第2節 策定の背景と現況	9
1. 社会潮流	9
2. 本市の現況	14
3. 市民意識	29
第3節 まちづくりの課題	32
第2章 まちづくりの方向	38
第1節 富田林市の将来像	38
1. 将来像	38
2. 将来人口の見通し	40
3. 税収の見通し	41
4. 土地利用構想	42
第3章 まちづくりの大綱	44
第1節 基本施策	45
第2節 戦略的施策	45
第3節 分野別施策	46
第4節 経営的施策	50

総合基本計画

第1章 総合基本計画の概要	52
第1節 総合基本計画の役割	52
第2節 総合基本計画の期間	52
第2章 まちづくりの大綱と施策体系	53
第1節 まちづくりの大綱	53
第2節 施策体系	54
第3章 総合基本計画	56
計画の見方	56
基本施策 主体的な市民参加と協働によるまちづくり	58
基本施策1 参加と協働のためのしくみづくり	60
基本施策2 参加と協働によるまちづくり	62
戦略的施策 新しい人の流れを生む魅力の発信と愛着の醸成	64
戦略的施策1 都市魅力の創生と効果的な情報発信	66
分野別施策1 未来への希望を育む子育て・教育	68
(1) 親と子を支える子育て環境づくり	70
個別施策1 結婚・妊娠・出産の支援	70
個別施策2 子ども・子育て支援の充実	72
(2) 未来の担い手を育む教育	74
個別施策3 学校園における教育の充実	74
個別施策4 未来の担い手の育成	76
(3) 学び続けるための環境づくり	78
個別施策5 生涯を通じた学びの推進	78

個別施策6 市民文化・スポーツの推進	80
分野別施策2 みんなで支え合う健やかで心豊かな暮らしづくり	82
(1) 健やかに暮らすための健康づくり・医療	84
個別施策7 主体的な健康づくりの推進	84
個別施策8 医療体制の充実	86
(2) 支え合いを育む福祉コミュニティづくり	88
個別施策9 地域福祉の推進	88
個別施策10 高齢者福祉の推進	90
個別施策11 障がい者福祉の推進	92
個別施策12 生活の自立に向けた支援	94
(3) 多様性の尊重による共生社会の形成	96
個別施策13 人権の尊重と平和の希求	96
個別施策14 男女共同参画と女性の活躍の推進	98
個別施策15 多文化共生と国際交流のまちづくり	100
分野別施策3 魅力のあふれるまちのにぎわいづくり	102
(1) 産業活性化によるにぎわいの創出	104
個別施策16 雇用の促進	104
個別施策17 商工業の活性化	106
個別施策18 農業の活性化	108
(2) 多くの人が訪れるにぎわいの創出	110
個別施策19 地域資源を活かした観光の振興	110
個別施策20 人が集まる機会の創出	112
分野別施策4 安全・安心で美しく快適なまちづくり	114
(1) 安全・安心な暮らしの確保	116
個別施策21 防災対策の推進	116
個別施策22 防犯対策の推進	118
個別施策23 消防・救急体制の強化	120
(2) 快適に暮らせる環境づくり	122
個別施策24 快適な都市空間づくり	122
個別施策25 暮らしを支える都市基盤の整備	124
個別施策26 住宅政策の推進	126
個別施策27 交通政策の推進	128
(3) 環境にやさしく美しい地域づくり	130
個別施策28 低炭素社会の構築	130
個別施策29 自然・歴史環境の保全	132
経営的施策 将来を見据えた持続可能な行財政運営の推進	134
経営的施策1 効率的・効果的な行財政運営	136
経営的施策2 計画的な財産管理	138
経営的施策3 明日を担う職員の育成	140

資料編

策定経過	144
市民アンケート調査結果	146
市民ワークショップ結果	154

総合 ビジョン

第1章 策定の趣旨と背景

第2章 まちづくりの方向

第3章 まちづくりの大綱

策定の趣旨と背景

第1節 趣旨と構成

1. 策定の趣旨

本市では、平成 19 (2007) 年度からの 10 年間を計画期間とする第 4 次富田林市総合計画に基づき、まちづくりを進めてきました。

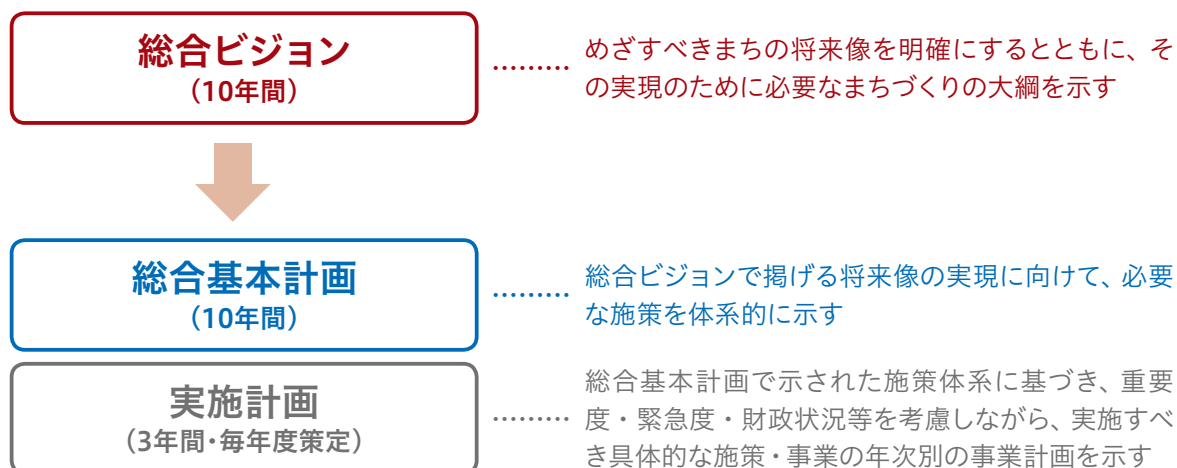
この間、国においては、平成 23 (2011) 年に地方自治法が改正され、市町村の基本構想（総合計画）の策定義務がなくなりました。しかしながら、人口減少や少子高齢化の急速な進行、地方分権^{※1}の進展、長引く経済の低迷など、本市を取り巻く社会経済情勢はめまぐるしく変化しており、複雑化・多様化する行政課題に対応していくためには、今後においても長期的な視点でまちづくりを総合的・計画的に進めていく必要があります。

こうした認識から、これまでの第 4 次富田林市総合計画に基づく取組を継承するとともに、人口減少や少子高齢化のさらなる進行に伴う新たな行政課題への対応も含め、長期的な視点で市政の運営を総合的・計画的に行うための基本的な指針として、めざすべきまちの将来像等を掲げた「総合ビジョン」を策定するとともに、将来像の実現に向けて必要な施策を示す「総合基本計画」を併せて策定します。

2. 計画の構成と期間

「総合ビジョン」および「総合基本計画」は、市政を長期的な視点で総合的かつ計画的に推進していくための指針であり、個別の計画や施策の基本となります。

計画全体の構成および内容と期間については次のとおりです。





第2節 策定の背景と現況

1. 社会潮流

これからのまちづくりの方向を導くうえで、本市のまちづくりに影響を及ぼすと考えられる一般的な社会潮流について整理します。

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の総人口は、平成 20 (2008) 年をピークに減少局面に入っており、内閣府が公表した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(平成 26 (2014) 年 12 月)によると、平成 60 (2048) 年には1億人を下回ると推計されています。

こうした背景には少子化の影響があり、合計特殊出生率^{※2}は回復基調にあるものの、出生数は減少を続けており、今後も人口減少が続くことが予測されています。

一方、平成 27 (2015) 年には国民の4人に1人以上が高齢者となっており、平成 37 (2025) 年には団塊の世代^{※3}が後期高齢者(75 歳以上)に達するなど、さらなる高齢化の進行が予測されています。

少子高齢化のさらなる進行による人口構造の変化は、社会保障関係費^{※4}などの現役世代の負担増加や経済規模の縮小などをもたらし、社会経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

さらに、こうした傾向は地方において深刻となっており、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力ある地域社会を維持するため、「しごと(雇用)」の量と質の確保によって「ひと(人口)」を地域に呼び込み、さらに「しごと」が充実していく、「しごと」と「ひと」の好循環をつくりだすとともに、地域課題を解決し、「まち」を活性化していくことを基本とした、まち・ひと・しごとの創生が求められています。

※1 地方分権：国の権限や財源を地方(都道府県や市町村)に移し、地方の自主性と自立性を高める取組。

※2 合計特殊出生率：一人の女性が生涯何人の子どもを産むのかを表す指数。

※3 団塊の世代：昭和 22 (1947) 年から昭和 24 (1949) 年頃の戦後の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。

※4 社会保障関係費：医療や年金、介護、生活保護などの社会保障に関する経費。

(2) 多様な連携と協働によるまちづくりの推進

人口減少社会において、地域が自律的・持続的に発展していくためには、行政と市民・団体・企業等との協働による取組を強化し、「自助」「互助」「共助」「公助」※5による役割分担のもとで、地域課題の解決に向けた取組などを進めていくことが重要となっています。

一方で、地域コミュニティにおいては、高齢化等に伴う担い手の減少や人間関係の希薄化の進行などにより、町会・自治会加入率が低下するなど、その衰退が指摘されています。

こうした状況の中で、新たな人材が地域の担い手となることが期待されているほか、女性が仕事やまちづくりにおいて活躍できる環境づくりが重要となっています。

また、平成 23 (2011) 年に発生した東日本大震災を契機として、地域のつながりの大切さが再認識されており、身近な連携・協働の基本である地域コミュニティについて、それぞれのまちづくりの主体が地域の中で果たすべき役割を認識したうえで目標を共有し、協働の視点に立ったまちづくりを進めることが重要となっています。

(3) 子どもの健全な育ちの確保

子どもの貧困が社会問題となっている中で、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる社会の実現をめざし、就学支援や生活支援の充実、保護者に対する就労の支援等、子どもの貧困対策の総合的な推進に向けて、平成 26 (2014) 年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

また、共働き世帯の増加や核家族化が進む中で、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実など、量と質の両面から子育てを社会全体で支えるしくみとして、平成 27 (2015) 年 4 月に子ども・子育て支援新制度が施行されました。

さらに、学校教育においては、社会で自立的に生きるために必要な「生きる力」を育むという理念のさらなる具体化を図るため、「主体的な学び」※6、「対話的な学び」※7、「深い学び」※8の視点から、学習過程を質的に改善することをめざした検討が行われています。



(4) 安全・安心なまちづくりへのニーズの高まり

近年、台風や局地的な集中豪雨、大規模な地震等により、全国各地で被害が発生しています。平成 23 (2011) 年に発生した東日本大震災や平成 28 (2016) 年の熊本地震では、役場・役所自体が被災したことにより、行政機能が維持できず、地域コミュニティによる助け合いや、正確な情報周知の重要性が再認識されました。今後、南海トラフ地震の発生が予測されている中、災害対策への関心が高まっています。

また、医療費など社会保障関係費^{※9}が増加している中、国では健康寿命^{※10}の延伸や生活習慣病の発症予防等に向けた取組を推進しており、市民の主体的な健康づくりに対する意識も高まっています。

さらに、高齢化の進行などへの対応として、地域包括ケアシステム^{※11}の構築・強化が求められている中、元気な高齢者をはじめ、誰もが地域で活躍できるしくみの構築に向けて、一人ひとりの可能性や能力を引き出し、積極的な活動につなげる「増進型」の福祉^{※12}を推進していくことが必要となっています。

- ※ 5 自助、互助、共助、公助：自助は災害への備えなど、自分でできる対策は自分で行うこと。互助は家族や友人、ボランティアなど制度化されていない地域における相互の扶助。共助は社会保険など制度化された相互の扶助。公助は個人や地域で解決できない問題について行政が支援すること。
- ※ 6 主体的な学び：学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる学びのこと。
- ※ 7 対話的な学び：子ども同士の協働、教師や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自らの考えを広げ深める学びのこと。
- ※ 8 深い学び：習得・活用・探究の見通しの中で、教科等の特質に応じた見方や考え方を働かせて思考・判断・表現し、学習内容の深い理解につなげる学びのこと。
- ※ 9 社会保障関係費：医療や年金、介護、生活保護などの社会保障に関する経費。
- ※ 10 健康寿命：日常的に介護を必要とせず、自立した生活ができる期間（要介護 2 以上が介護が必要と定義されている）。
- ※ 11 地域包括ケアシステム：住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみ。
- ※ 12 「増進型」の福祉：住民等が地域の理想の姿を共有し、その実現に向けて主体的に取り組む目的実現型の福祉の考え方。従来の行政主導による問題解決型の福祉に対するもの。

(5) 低炭素社会をめざした持続可能な地域づくり

日本は周囲を海に囲まれ、国土の約70%が森林であるなど自然環境に恵まれており、多種多様な生物や世界トップクラスの固有種を有していますが、社会経済活動に伴う環境負荷の影響などにより、健全で恵み豊かな自然環境が損なわれるおそれが生じています。

こうした状況の中で、将来にわたって健全な生態系を維持していくためには、森林から海域に至る環境を保全・再生・活用することが重要となっています。

また、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガス^{※13}の人為的な排出による地球温暖化や、それに付随する環境問題に対応するため、太陽光や風力、水力などのクリーンエネルギー^{※14}の導入や、リフューズ・リデュース・リユース・リサイクルのいわゆる4R^{※15}などの取組によるごみの減量など、一人ひとりの意識改革による身近な取組を通じて、社会経済活動のあらゆる局面で環境への負荷を低減していくことが重要となっています。

こうした取組を、市民や事業者等と行政が連携・協働により進めることにより、環境負荷の少ない低炭素社会^{※16}を構築していくことが必要となっています。

(6) 経済・雇用環境の変化とグローバル化の進展

近年、大企業を中心として企業の収益改善や投資の増加、賃金の上昇など、一部改善の兆しが見られるものの、中小企業においては、こうした景気回復はまだまだ実感できていないのが現状であり、今後の持続的な経済成長に向け、さらなる経済政策の推進が求められています。

完全失業率は、平成21(2009)年から平成22(2010)年にかけて5%台で推移していましたが、現在は3%台と、雇用面においても一定の改善が見られます。一方で、雇用・就労形態では、契約社員やパート・アルバイトといった非正規雇用者が増加を続けており、安定的な雇用・就労形態へのニーズが高まっています。

また、国際的な貿易・投資の拡大を背景に、資本や労働力の国境を越えた移動が活発になっており、我が国においても、就労や観光を目的として海外からの来訪者の増加傾向が見られ、その中でもアジア地域からのインバウンド^{※17}の増加が顕著となっています。



(7) 高度情報化社会の進展

情報通信技術（以下「ICT^{※18}」という）の飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化が進む中、インターネットやスマートフォンの普及などにより、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS^{※19}」という）の利用者が増加するなど、市民の日常生活や企業活動、行政サービス、社会経済システムなどが大きく変化しています。

また、医療や介護の分野における ICT^{※18} の活用のほか、自動車、家電などあらゆるものがインターネットに繋がることで、情報のやりとりが可能となるモノのインターネット（IoT^{※20}）による新たな付加価値の創出などにより、社会や生活に変化がもたらされることが予想されています。

こうした高度情報化社会の進展の中で、国においても、ICT^{※18} を活用した利便性の高い電子行政サービスの提供や業務の効率化・省力化が進められており、マイナンバー制度^{※21} の導入等による、住民の利便性向上や行政事務の効率化が進められつつあります。

- ※13 温室効果ガス：大気中に存在する、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等があり、これらの排出には人間の生活・生産活動が大きく関与している。
- ※14 クリーンエネルギー：電気、熱などに変えても二酸化炭素、窒素酸化物などの有害物質を排出しない（または排出が少ない）エネルギー。
- ※15 4R：Refuse…購入拒否（不要なものを買わない）Reduce…ゴミ減量（必要な分だけ買う）Reuse…再利用（一度使ったもので再度使えるものを利用する）Recycle…再生利用（使用済みのものを回収して原材料に戻してから製品化する）、の4つの頭文字をとった総称。
- ※16 低炭素社会：現状の産業構造やライフスタイルを変えることで、地球温暖化の要因とされる温室効果ガスの排出を低く抑え、石油などの化石燃料に頼らない社会。
- ※17 インバウンド：海外から日本へ来る観光客。
- ※18 ICT：Information and Communication Technologyの略称。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。
- ※19 SNS：Social Networking Serviceの略称。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービス。
- ※20 IoT：Internet of Thingsの略称。あらゆる物がインターネットを通じてつながることで実現するサービス、ビジネスモデル、それを可能とする技術の総称。
- ※21 マイナンバー制度：国民一人ひとりに固有の番号を割り当て、複数の機関が保有する個人の情報を同一人のものとして正確に特定できる環境を構築するしくみ。

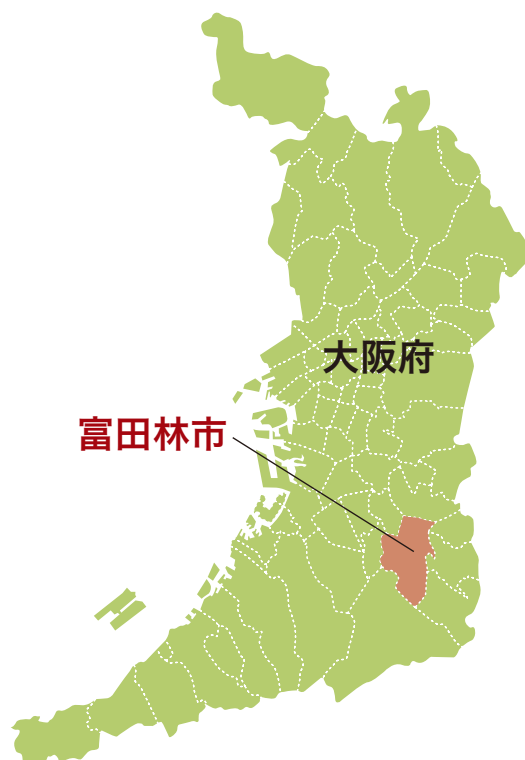
2. 本市の現況

(1) 沿革

① 位置・地勢

本市は、大阪府の東南部に位置し、大阪都心部から約 20km の距離にあります。市役所の位置は東経 135 度 36 分、北緯 34 度 30 分で、市域の広がり、東西約 6.4km、南北約 10.1km、総面積は 39.72km² となっており、地勢的には、市域のほぼ中央を南北に流れる石川によって形成された中央平野部と、金剛山系に連なる南部の山地部と西部の丘陵部で構成されています。

図表 富田林市の位置



② 歴史的経緯

本市は、弥生時代から石川流域に集落が発達し、石川を望む丘陵には多くの古墳が築かれ、飛鳥時代には大陸から伝えられた仏教文化が花開き、新堂廃寺等の寺院が建立されました。16 世紀には「富田の芝」と呼ばれていた荒地に、寺と町衆の協力によって寺内町が造営され、江戸時代には商品流通の中核地として発展しました。

また、明治期には郡役場や税務署、旧制中学校、高等女学校などが設置され、大阪東南部「南河内」の中核を担ってきました。昭和 25 (1950) 年に市制が施行されてからは、高度成長期に西部の丘陵に大規模な住宅団地が相次いで造成され、これにあわせて都市基盤の整備が進み、住宅都市として成長してきました。

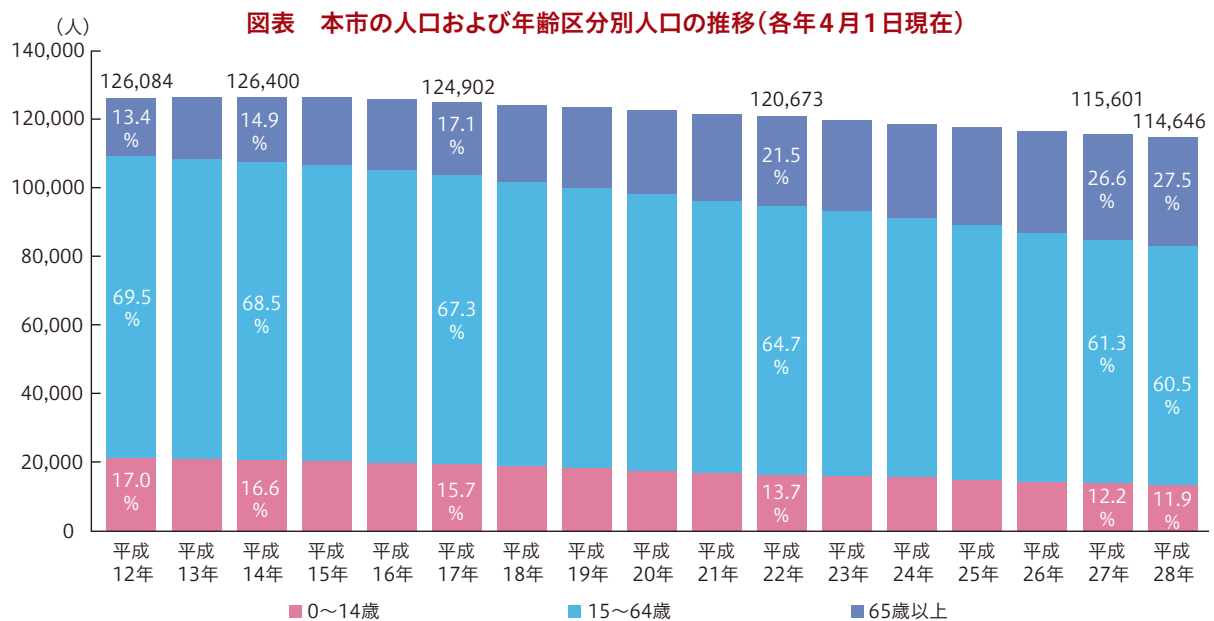


(2) 人口の状況

① 人口の推移

本市の人口は、平成14(2002)年の12万6,400人をピークに、翌年以降減少を続けており、平成28(2016)年には11万4,646人と、ピーク時と比較すると1万人以上減少しています。

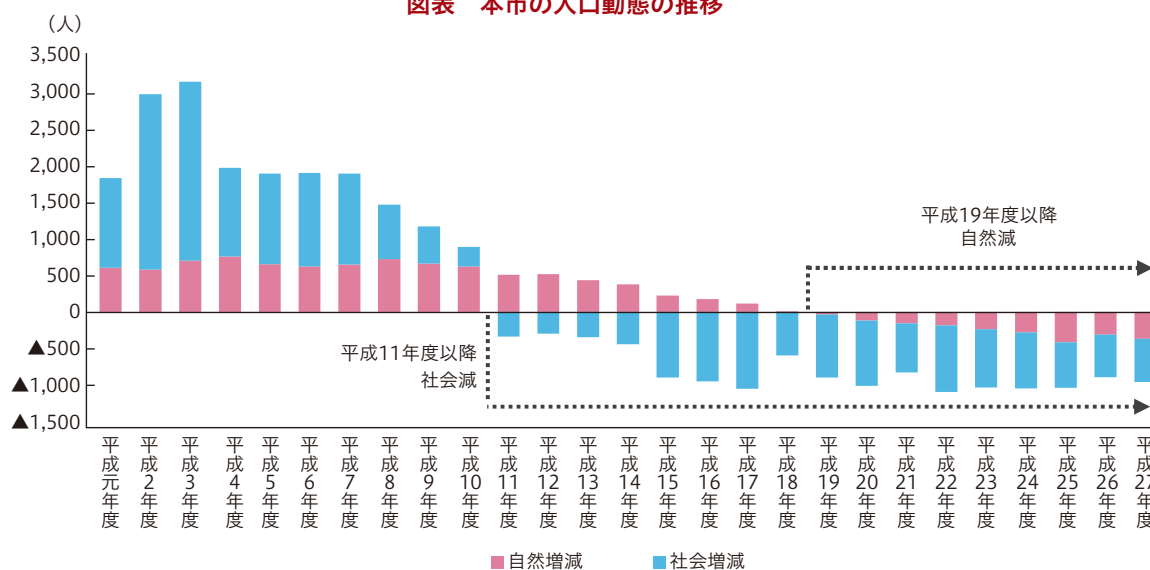
年齢区分別人口を見ると、0～14歳(年少人口)および15～64歳(生産年齢人口)は平成12(2000)年以降減少している一方で、65歳以上(高齢者人口)は増加し続けており、人口全体に占める割合は、平成28(2016)年には、年少人口が11.9%、高齢者人口が27.5%となっています。



② 人口動態の推移

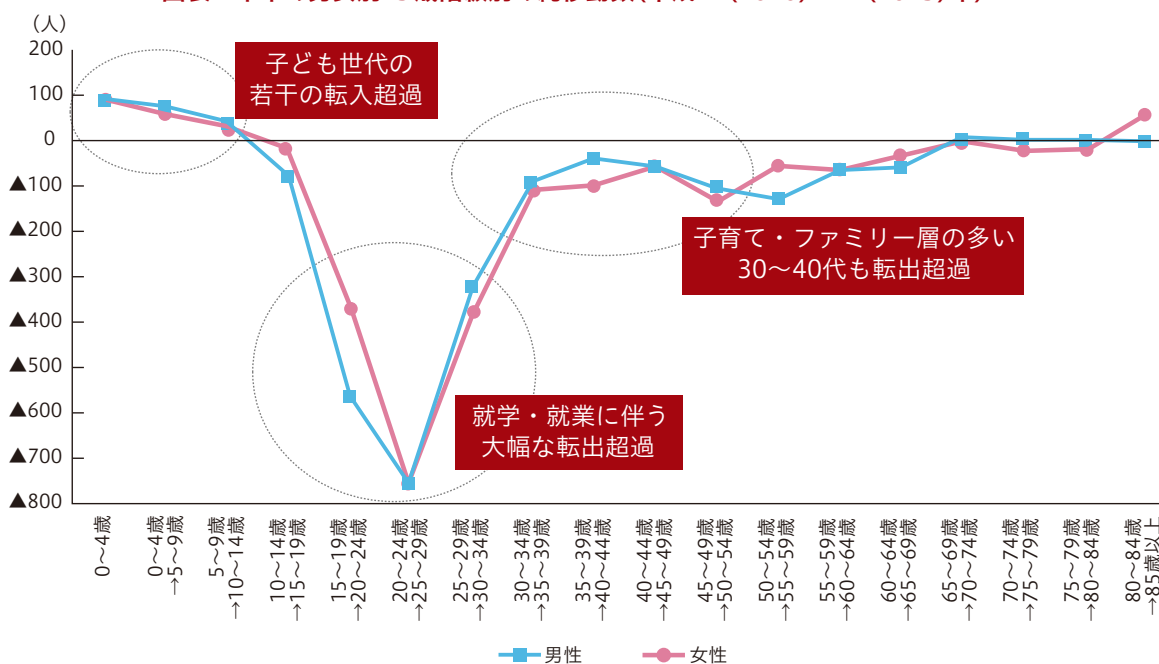
社会動態（転出・転入による増減）では平成11（1999）年度より転出者が転入者を上回る社会減、自然動態（出生・死亡による増減）では平成19（2007）年度より死亡数が出生数を上回る自然減となっています。社会減については減少傾向にある中で、20～30歳代の若年層の転出超過傾向が顕著となっている一方、自然減については増加傾向となっています。

図表 本市の人口動態の推移



資料：富田林市人口ビジョン、住民基本台帳人口

図表 本市の男女別・5歳階級別の純移動数(平成22(2010)～27(2015)年)



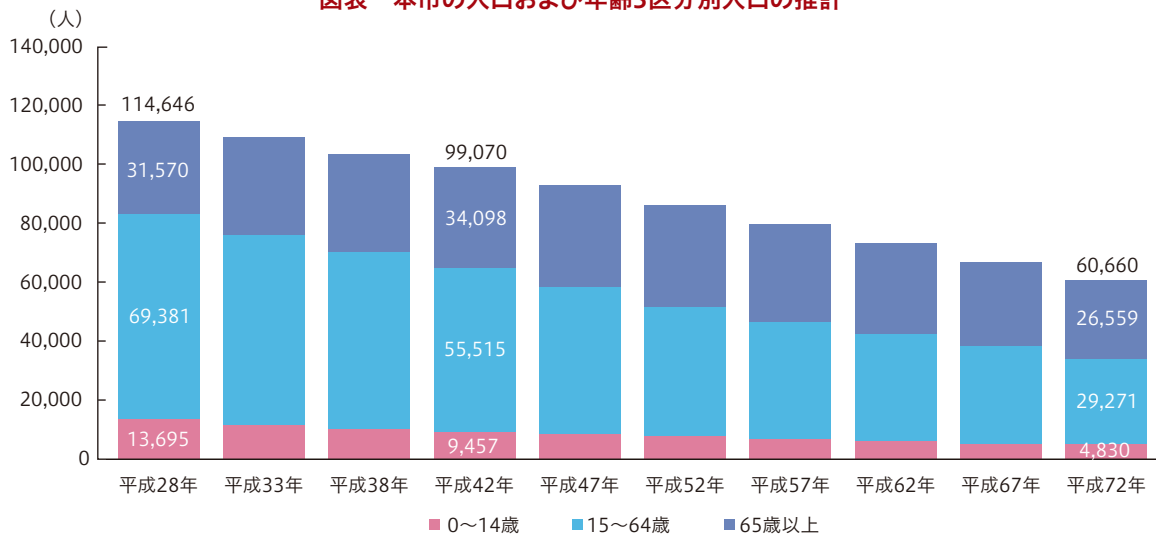
資料：富田林市人口ビジョン



③ 人口推計

本市の将来人口推計を見ると、平成 42 (2030) 年に人口が 10 万人を下回ることが予測され、平成 72 (2060) 年には 60,660 人と、平成 28 (2016) 年と比較して約 5.4 万人減少すると推計されており、少子高齢化もさらに進行することが予測されます。

図表 本市の人口および年齢3区分別人口の推計



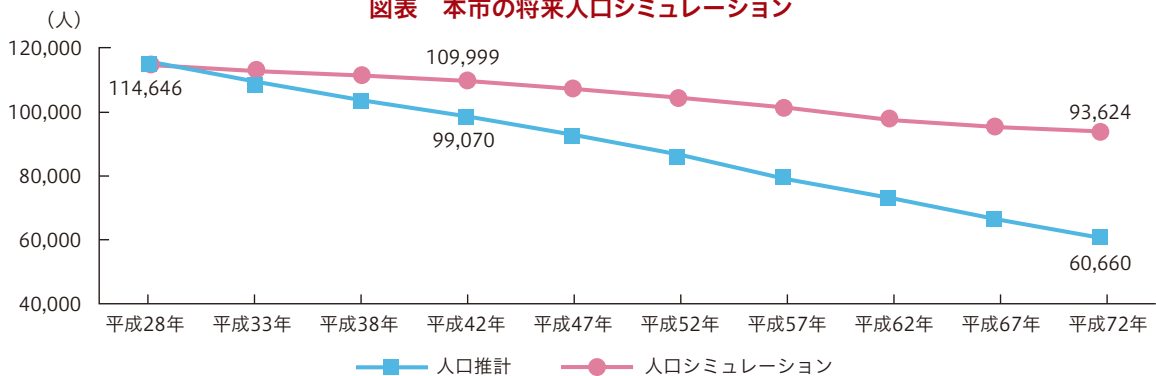
注：「人口推計」はこれまでの傾向が将来も続くとは定めた場合の推計結果

資料：富田林市人口ビジョン、住民基本台帳人口

④ 将来人口シミュレーション

人口推計結果を基に、平成 25 (2013) 年に 1.14 であった合計特殊出生率^{※22}が平成 52 (2040) 年までに 2.07 へと段階的に向上し、以降一定で推移するとともに、社会移動がゼロ（転出入による人口増減がない）になると仮定した将来人口シミュレーション結果を見ると、合計特殊出生率^{※22}の向上と社会減の抑止により、平成 72 (2060) 年に 93,624 人の人口規模を維持することが可能であることが見込まれます。

図表 本市の将来人口シミュレーション



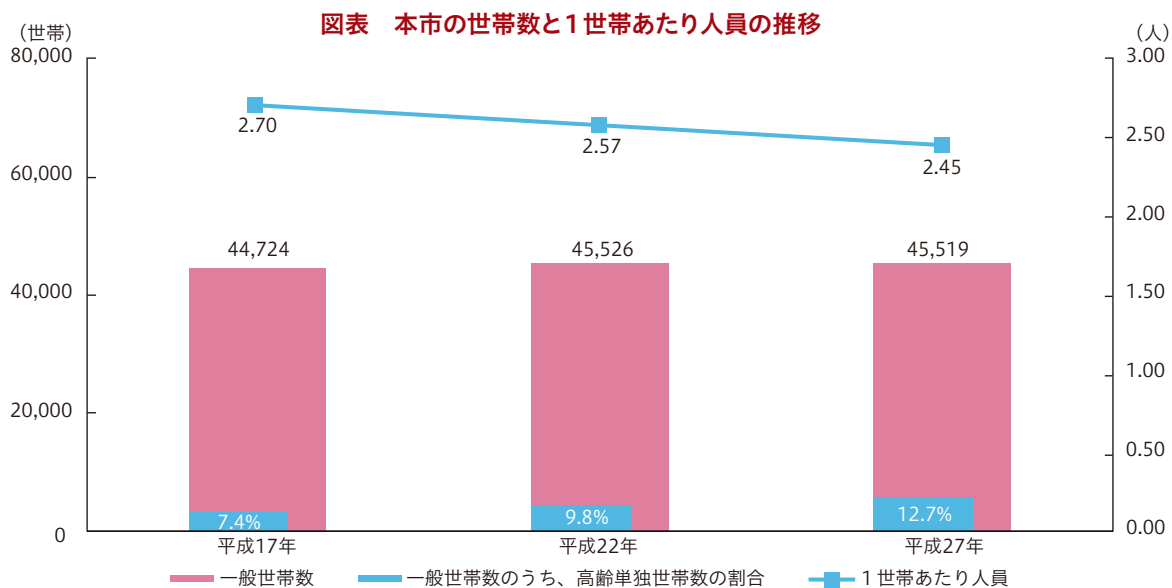
注：人口シミュレーションは合計特殊出生率が平成52年までに段階的に2.07へ向上し、社会移動がゼロとなると仮定した結果

資料：富田林市人口ビジョン、住民基本台帳人口

※ 22 合計特殊出生率：一人の女性が生涯何人の子どもを産むのかを表す指数。

⑤ 世帯数の推移

世帯数および1世帯あたり人員を見ると、人口が減少している中、世帯数は横ばいとなっているため、1世帯あたり人員が減少し、平成27(2015)年には2.45人／世帯となっています。一方で、高齢単独世帯の割合は上昇しており、平成27(2015)年の高齢単独世帯数は、一般世帯数の1割を超えています。



資料：総務省「国勢調査」

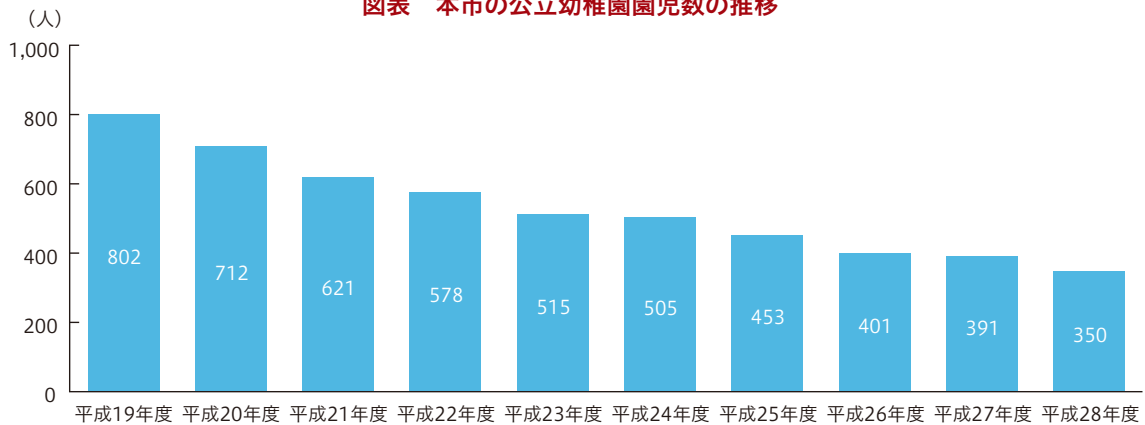


(3) 教育・福祉の状況

① 幼稚園・小中学校の状況

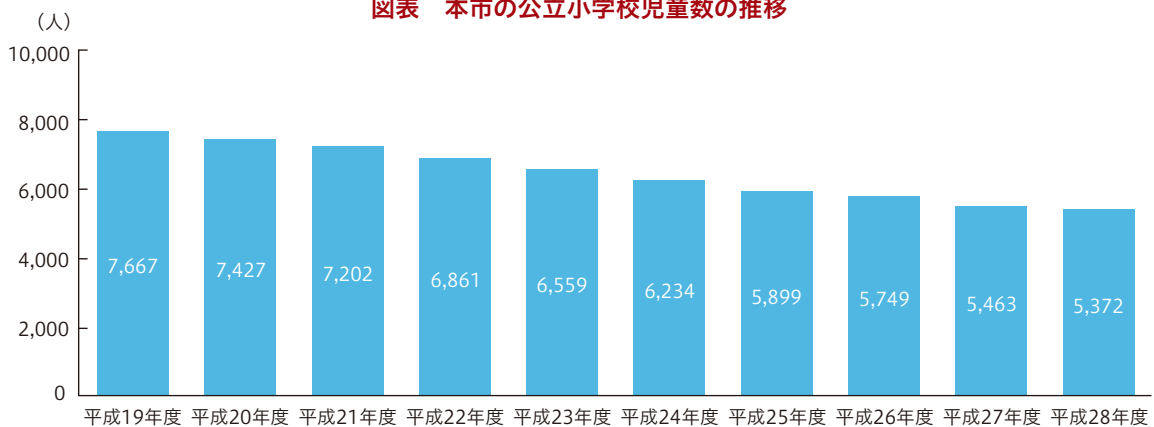
公立の幼稚園、小学校、中学校の園児、児童、生徒数の推移を見ると、平成19(2007)年度から平成28(2016)年度にかけて、いずれも減少傾向が続いており、本市独自の少人数教育に取り組んでいることを含め、きめ細やかな教育を提供できる状況となっています。

図表 本市の公立幼稚園園児数の推移



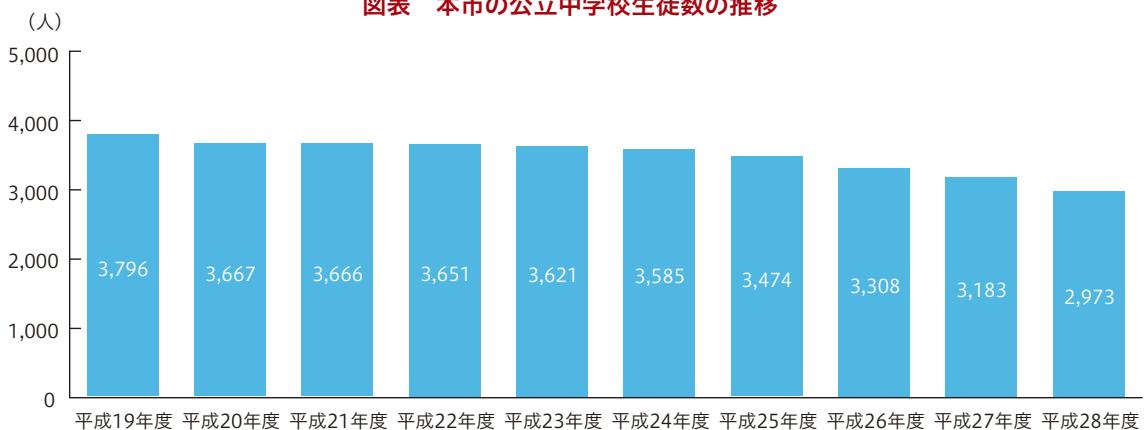
資料：教育指導室資料

図表 本市の公立小学校児童数の推移



資料：教育指導室資料

図表 本市の公立中学校生徒数の推移

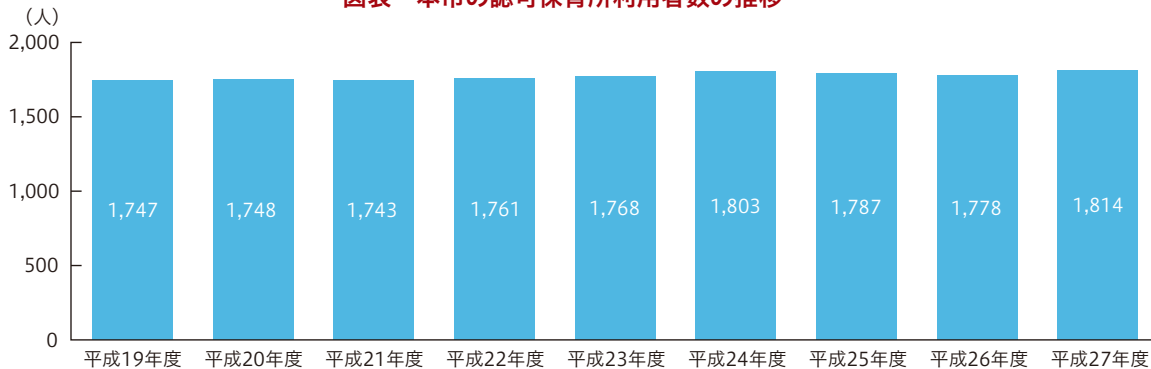


資料：教育指導室資料

② 保育所利用者数の状況

認可保育所の利用者数の推移を見ると、平成 19 (2007) 年度から平成 27 (2015) 年度にかけて 67 名増加しており、少子化が進行する状況においても、保育ニーズが高まっていることがうかがえます。

図表 本市の認可保育所利用者数の推移



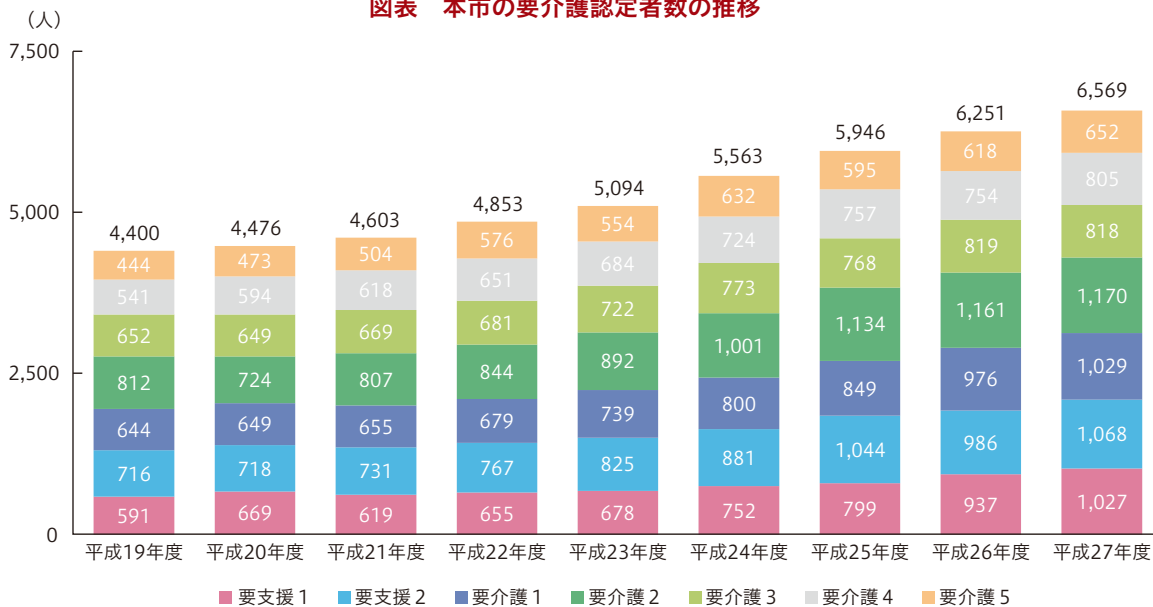
注：認可保育所利用者数は各年度 3 月末時点の市内認可保育所利用者数(委託分を除く)

資料：こども未来室資料

③ 要介護認定者数の状況

要介護認定者数の推移を見ると、毎年度増加を続けており、平成 19 (2007) 年度から平成 27 (2015) 年度にかけては約 1.5 倍、2,169 人の増加となっています。高齢化のさらなる進行とあわせて、平成 37 (2025) 年には、すべての団塊の世代が 75 歳以上を迎えることから、支援を必要とする高齢者のさらなる増加が見込まれます。

図表 本市の要介護認定者数の推移



資料：高齢介護課資料



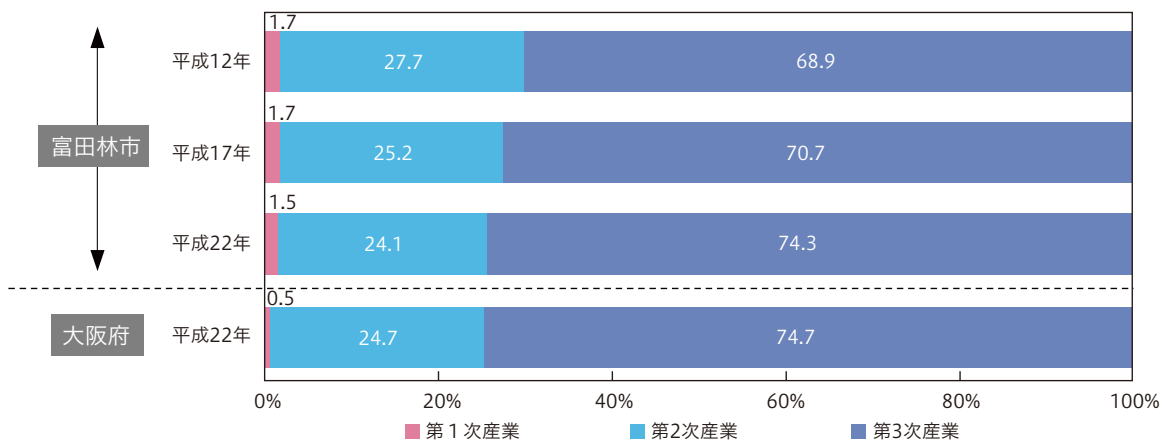
(4) 産業の状況

① 就業者人口

産業分類別の就業者数の比率を見ると、平成12(2000)年から平成22(2010)年にかけて、第1次産業、第2次産業が減少し、第3次産業が増加しており、農業、製造業等の第1次、第2次産業からサービス業等の第3次産業へと移行していることがうかがえます。

また、平成22(2010)年度では、大阪府と比較すると第1次産業では本市の割合が若干高くなっているものの、全体的な構成比にはほとんど違いが見られません。

図表 本市の産業分類別就業者数比率の推移



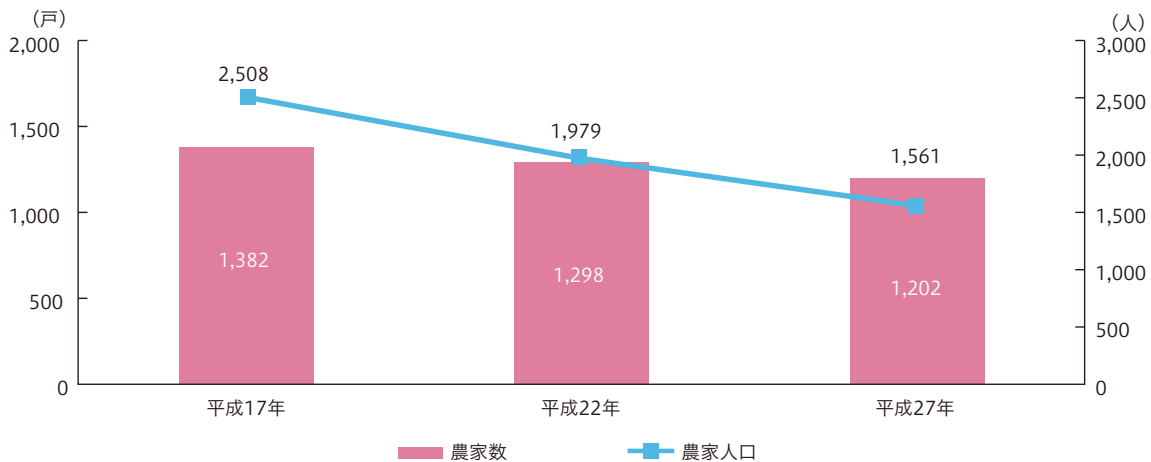
注：合計は「分類不詳」を含む

資料：総務省「国勢調査」

② 農業の状況

農家数、農家人口の推移を見ると、平成17(2005)年から平成27(2015)年にかけて、農家数は180戸、農家人口は947人減少しており、高齢化のさらなる進行に伴い、今後も同様の傾向が続けば、地域農業における後継者不足が一層深刻となることが予想されます。

図表 本市の農家数、農家人口の推移



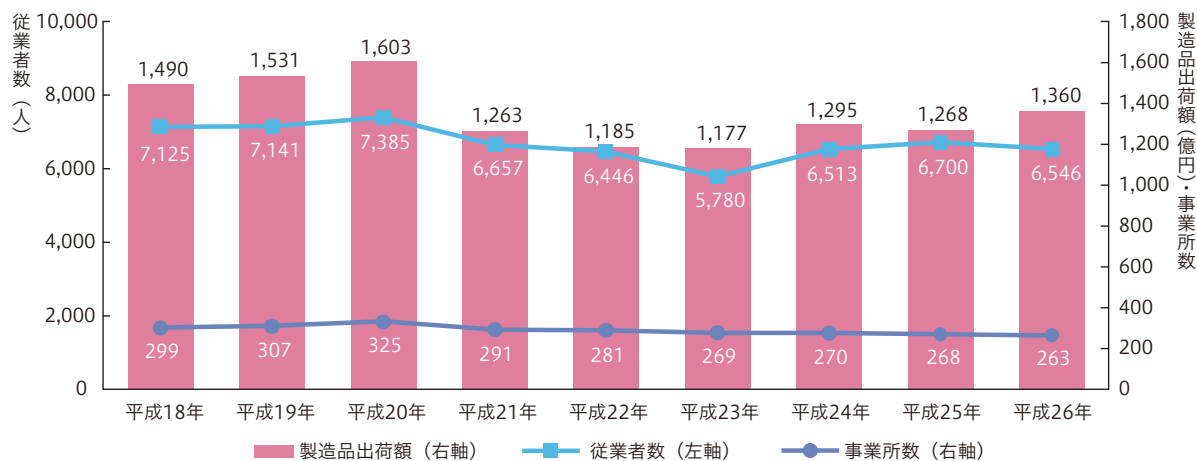
注：農家人口は販売農家の世帯員数

資料：農林水産省「農林業センサス」

③ 製造業の状況

工業のうち、特に製造業については本市の重要な雇用基盤となっていますが、平成20(2008)年をピークに事業所数、従業者数、製造品出荷額は減少に転じており、平成24(2012)年には増加しているものの、以降は増減を繰り返しています。

図表 本市の製造業事業所数、製造品出荷額等の推移

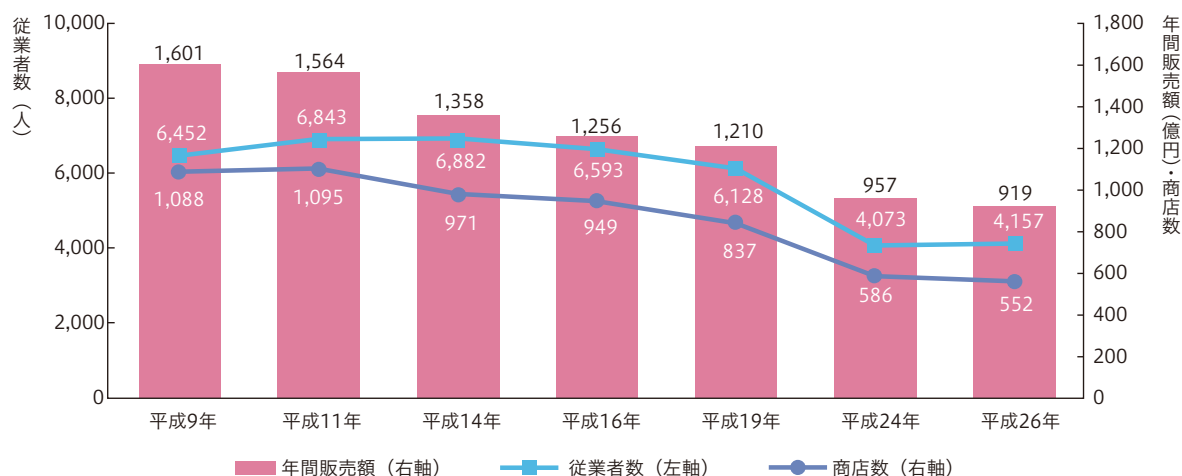


資料：経済産業省「工業統計調査」

④ 商業の状況

商店数、年間販売額等の推移を見ると、平成11(1999)年まで年間販売額が1,500～1,600億円程度で推移してきましたが、以降急速に減少し、平成24(2012)年には1,000億円を割りこんでいます。また、商店数も年間販売額と同様に大きく落ち込んでいる一方で、従業者数は平成26(2014)年には増加に転じているものの、平成14(2002)年のピーク時から約2,700人減少しています。

図表 本市の商店数、年間販売額等の推移



資料：経済産業省「商業統計調査」、「経済センサス」

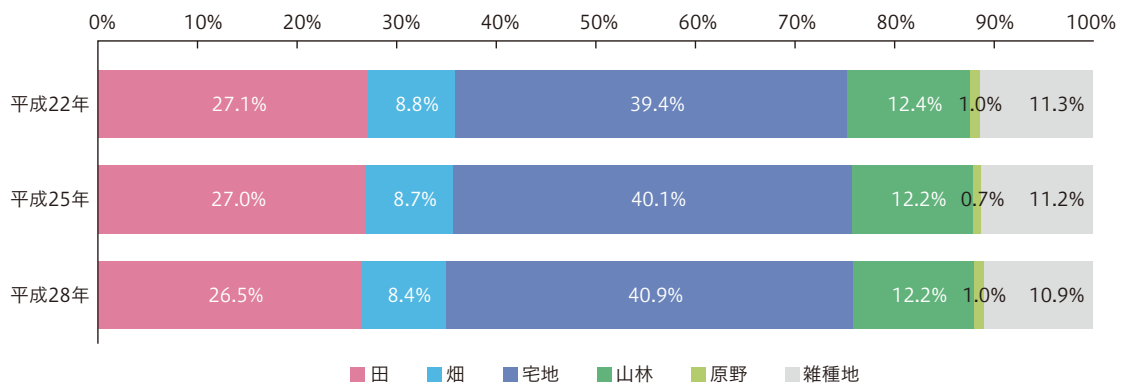


(5) 土地利用の状況

① 土地の地目別面積

土地の地目※23 別民有地面積の割合を見ると、平成 28 (2016) 年現在、約 4 割が宅地となっており、平成 22 (2010) 年から平成 28 (2016) 年にかけて田・畑の面積の割合が減少傾向にある中、宅地の面積の割合は増加傾向となっています。

図表 本市の土地の地目別民有地面積割合の推移



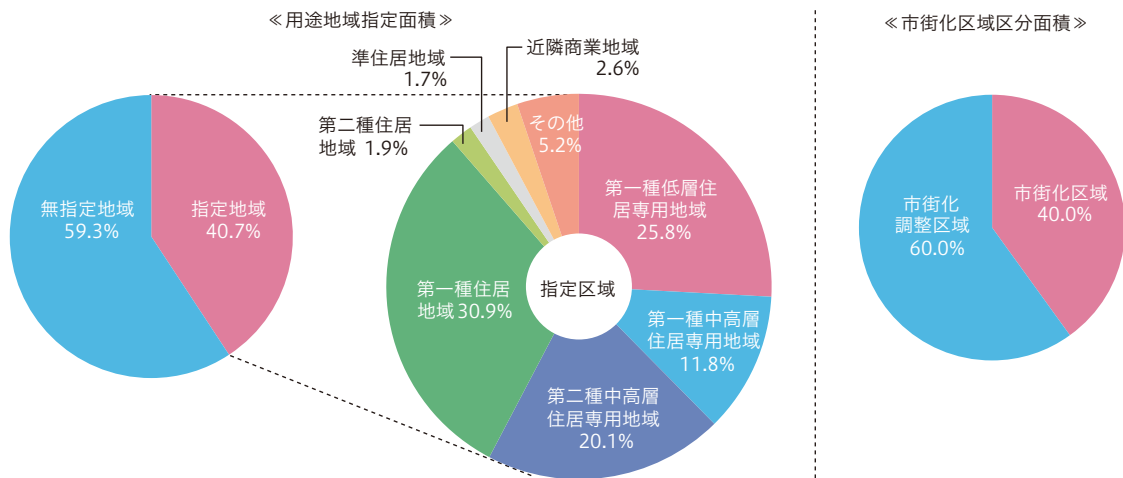
資料：課税課資料（各年 1 月 1 日）

② 用途地域指定面積・市街化区域区分面積

本市の用途地域指定面積の割合を見ると、指定地域が 40.7%、無指定地域が 59.3% となっており、指定地域のうち住居系が 92.2% を占めています。

また、市街化区域※24 は 40.0%、市街化調整区域※25 は 60.0% となっています。

図表 本市の用途地域指定面積、市街化区域区分面積の割合



資料：まちづくり推進課資料（平成28 年 3 月末）

※ 23 地目：土地の主たる用途により不動産登記法に定める区分のこと。

※ 24 市街化区域：都市計画法により定められた、すでに市街化を形成している区域および優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

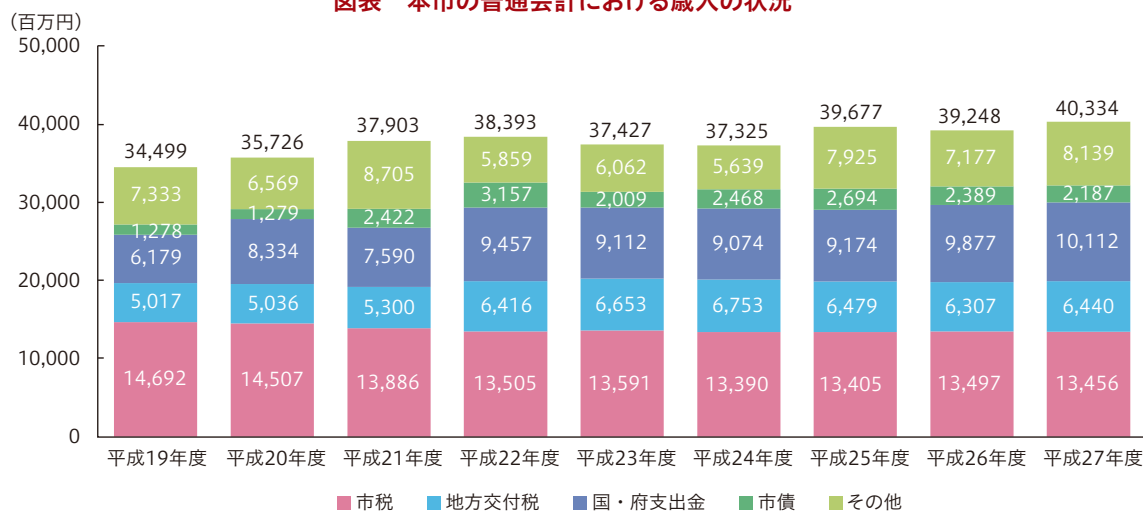
※ 25 市街化調整区域：都市計画法により定められた、開発が抑制されている区域。

(6) 財政の状況

① 普通会計の歳入

普通会計※²⁶における歳入の状況を見ると、歳入合計額は国・府支出金※²⁷の増加を背景に、平成19(2007)年度から平成27(2015)年度にかけて約58億3,500万円増加しています。また、その中で市税収入は人口減少等の影響によって減少傾向にあります。

図表 本市の普通会計における歳入の状況

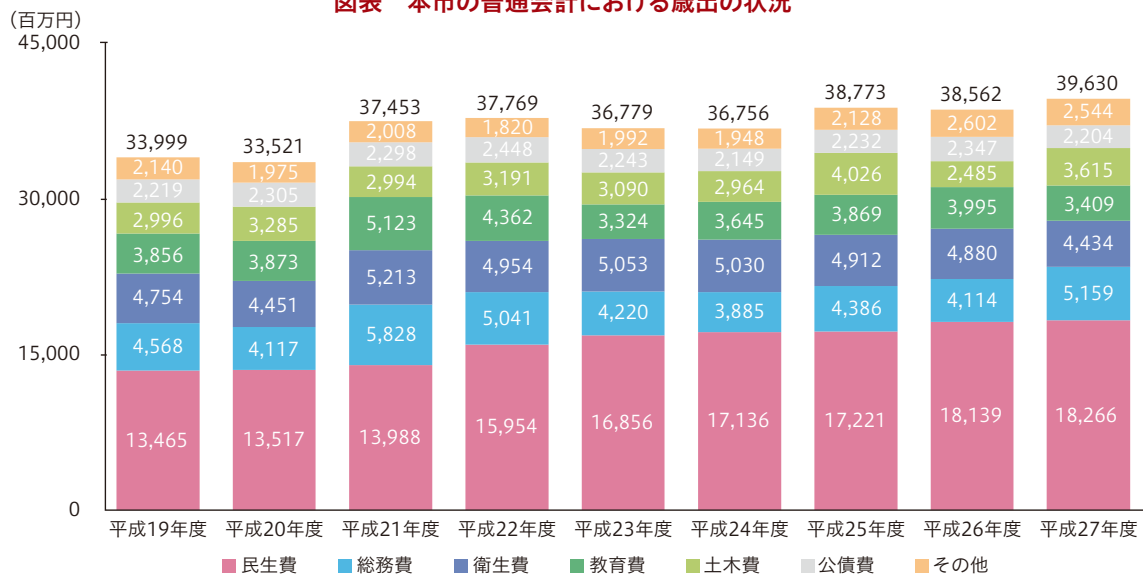


資料：財政課資料

② 普通会計の歳出

普通会計※²⁶における歳出の状況を見ると、民生費※²⁸の増加を背景に、歳出合計額は増加傾向にあり、平成19(2007)年度から平成27(2015)年度では、総務費※²⁹や土木費※³⁰にも増加が見られ、総額で約56億3,100万円増加しています。

図表 本市の普通会計における歳出の状況

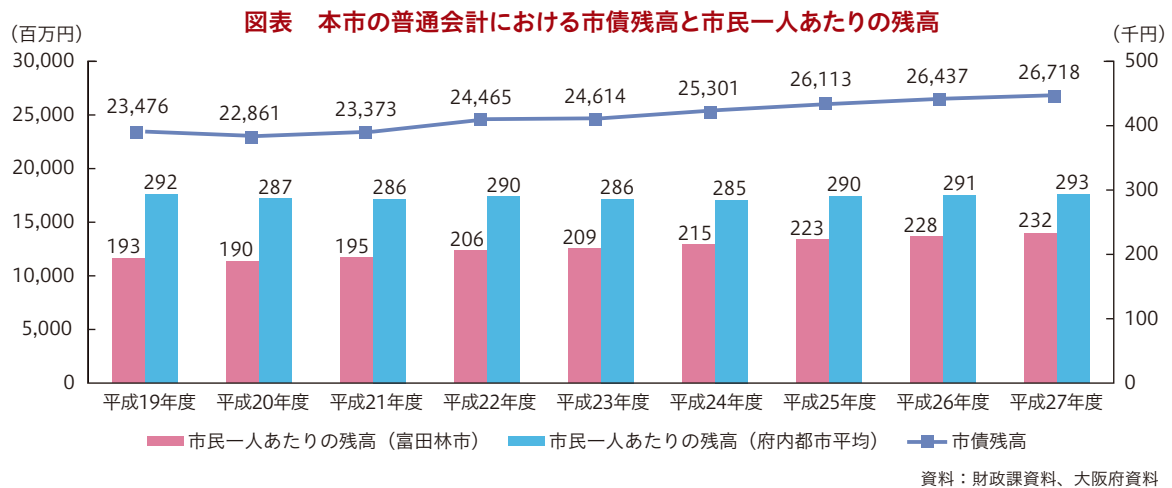


資料：財政課資料



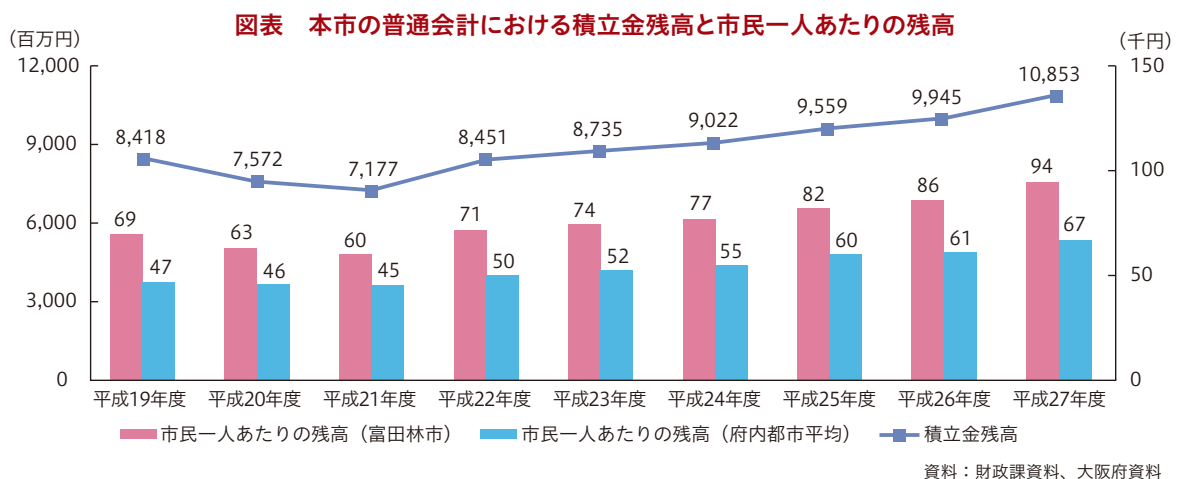
③ 普通会計における市債残高

本市の普通会計※26における市民一人あたりの市債※31残高の推移を見ると、平成19(2007)年度から平成27(2015)年度にかけて、地方財源の不足を補てんするための臨時財政対策債の発行などを背景に約3万9,000円増加していますが、府内都市平均※32よりも低い水準で推移しています。また、平成27(2015)年度では市民一人あたり約23万2,000円と、府内都市平均※32と比べて約6万1,000円少なくなっています。



④ 普通会計における積立金残高

本市の普通会計※26における積立金残高の推移を見ると、平成21(2009)年度以降増加しており、老朽化が進む公共施設等の更新などに備えています。市民一人あたりの積立金残高では、平成27(2015)年度で約9万4,000円と、府内都市平均※32と比べて約2万7,000円多くなっています。



※26 普通会計：地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額のこと。

※27 国・府支出金：地方公共団体の歳入のうち、国・府の基準に基づいて収入される財源。

※28 民生費：地方公共団体の歳出のうち、福祉などに支出される費用。

※29 総務費：地方公共団体の歳出のうち、庁舎等の維持管理や戸籍管理などに支出される費用。

※30 土木費：地方公共団体の歳出のうち、公共工事などに支出される費用。

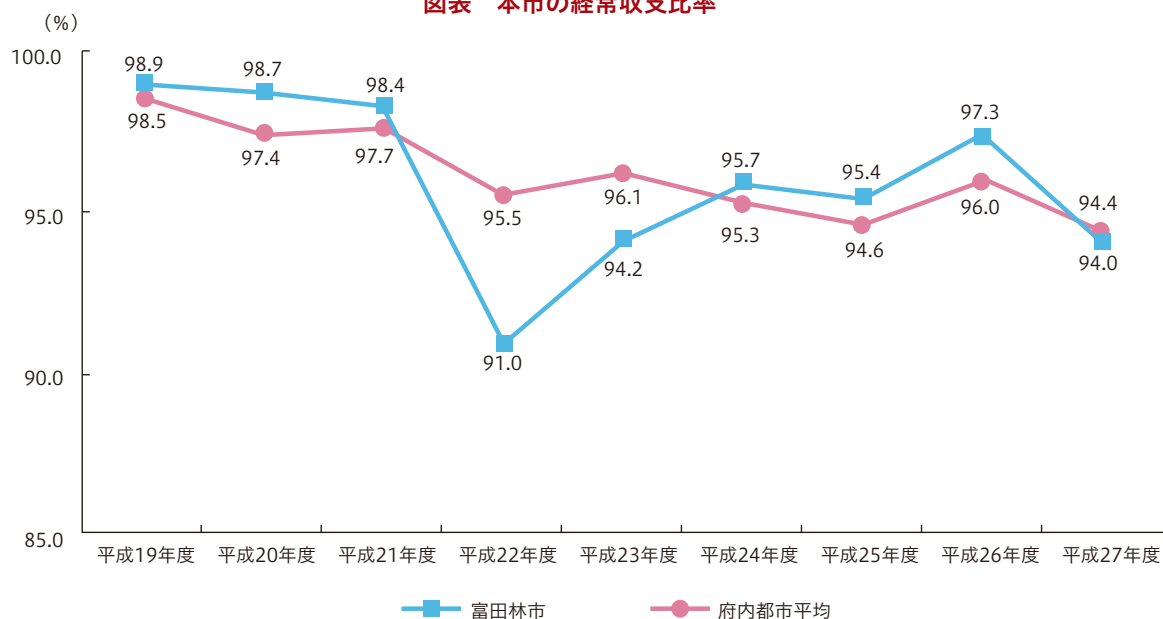
※31 市債：市が1会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を超えて行う借入れのこと。

※32 府内都市平均：府内の市町村のうち政令市（大阪市、堺市）および町村を除いた平均値。

⑤ 財政指標

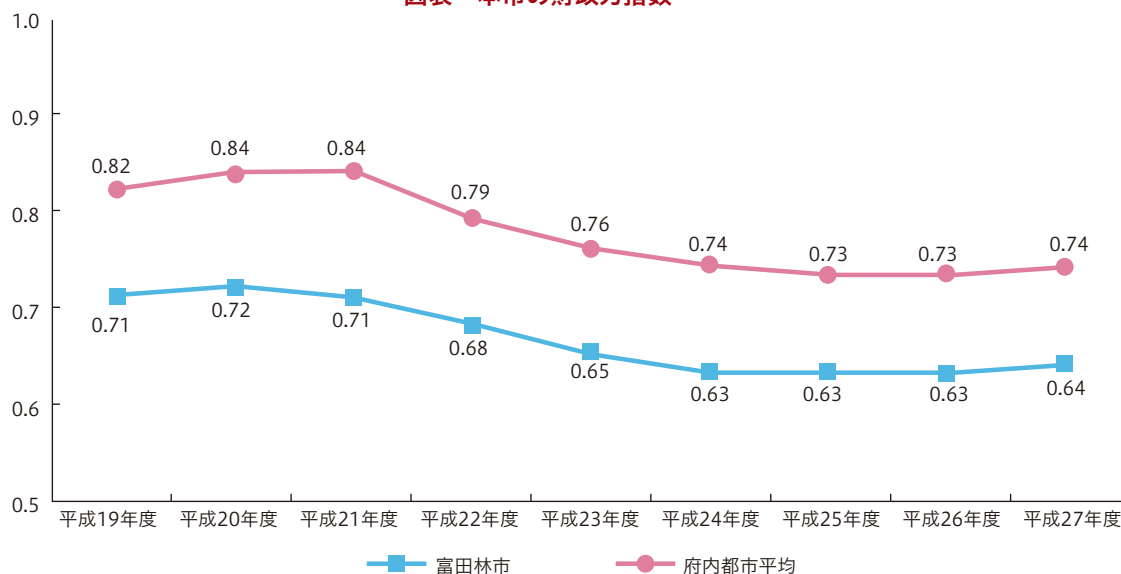
財政指標について見ると、市税や地方交付税、地方譲与税などの毎年収入される一般財源が、人件費や扶助費、公債費などの固定的に支出する経費に、どの程度充てられているかを示す経常収支比率^{※33}は90%台で推移しており、硬直した財政状況が続いています。また、標準的な行政活動を行うために必要な財源を、地方自治体が自力でどの程度準備できるかを示す財政力指数^{※34}については、ほぼ横ばいで推移していますが、府内都市平均^{※35}よりも概ね0.1ポイント低い値で推移しています。

図表 本市の経常収支比率



資料：財政課資料、大阪府資料

図表 本市の財政力指数



資料：財政課資料、大阪府資料

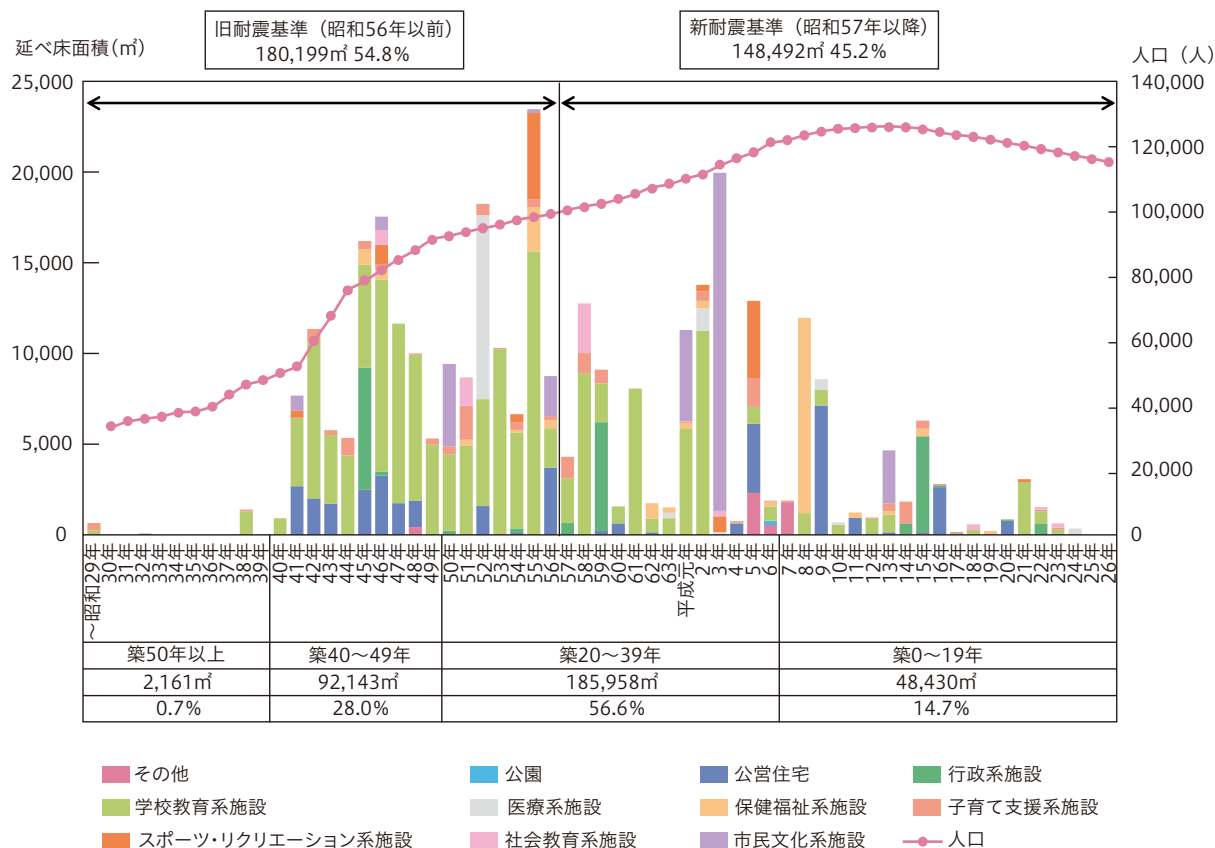


(7) 公共施設の状況

① 公共建築物の築年別整備状況

本市の主な公共建築物は135施設で、旧耐震基準により建築されたものが54.8%、新耐震基準で建築されたものが45.2%となっており、築40年以上の建築物が28.7%を占め、今後、これらの維持・更新の費用がかかることが想定されます。

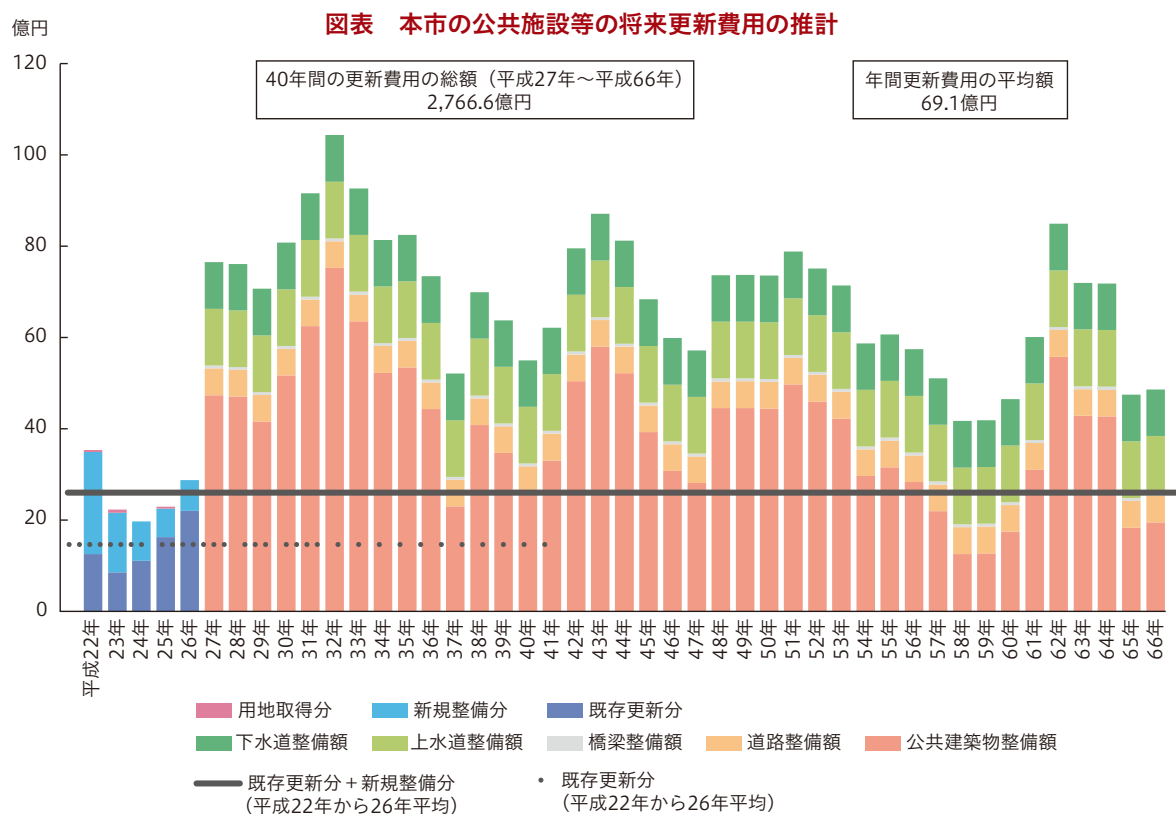
図表 本市の公共建築物の築年別整備状況



- ※ 33 経常収支比率：人件費や扶助費、公債費など固定的に支出される経常的歳出に、市税や地方交付税などの一般財源がどの程度費やされているかを示す比率。一般的には80%を超えると財政構造の弾力性が失われるとされている。
- ※ 34 財政力指数：基準財政収入額(標準的な地方税収)を基準財政需要額(行政事務の必要経費)で割った数値の過去3年間の平均値。数値が高いほど、自主財源の割合が高く財政状況に余裕があるとされている。
- ※ 35 府内都市平均：府内の市町村のうち政令市(大阪市、堺市)および町村を除いた平均値。

② 公共施設等の将来更新費用の推計

平成 27 (2015) 年から平成 66 (2054) 年までの 40 年間の公共建築物の将来更新費用と道路、橋梁、上水道、下水道等のインフラ※36 の将来更新費用については、総額が 2,766.6 億円、年間更新費用の平均額が約 69.1 億円と推計され、大きな財政負担となることが予測されます。



平成27年3月末現在

注：このグラフは公共建築物およびインフラの更新費用の試算結果の合計を示したものである

資料：富田林市公共施設等総合管理計画



3. 市民意識

総合ビジョンの策定にあたり、市民や関係団体から、本市の現状に関する意識や今後のまちづくりに向けた意向を把握するため、以下の調査を実施しました。

(1) 市民アンケート調査

調査目的	総合ビジョンの策定にあたり、市民の意識や今後のまちづくりに向けた意向などを把握することを目的とする
調査期間	平成 28 (2016) 年6月 29 日 (水) ～7月 15 日 (金)
調査対象	本市の住民基本台帳に登録されている 18 歳以上の男女 3,000 名を無作為抽出
回収状況	回収数：1,437 票 回収率：47.9%

(2) 市民ワークショップ

目 的	総合ビジョンの策定にあたり、市民、学生、市職員が同じテーブルで「未来の富田林」を考える機会を設け、幅広い市民の意識や、今後のまちづくりに向けた意向を把握することを目的とする
名 称	未来の富田林をあなたと描く市民会議 “Mira-ton”
期 間	平成 28 (2016) 年7月 17 日 (日) ～8月 21 日 (日) (全4回)
参 加 者	市民、大阪大谷大学の学生、市の職員

(3) 関係団体ヒアリング

調査目的	総合ビジョンの策定にあたり、関係団体から今後のまちづくりに向けた意向などを把握することを目的とする
調査対象団体	行政各分野で、市内で活動されている主な 16 団体を対象に調査を実施した
調査方法	調査票の配布・回収により、意見を提出いただくとともに、意見交換会を実施し、追加の意見をいただいた
調査期間	・調査票の配布・回収：平成 28 (2016) 年8月4日 (木) ～8月19日 (金) ・意見交換会：平成 28 (2016) 年9月1日 (木)

※ 36 インフラ：infrastructure の略。産業や社会生活の基盤として整備される建築物や道路・橋梁などの施設・設備。

各種調査の結果から、市民の視点から見た本市の現状・課題および今後必要となる方向性についての主な意見を、以下のとおり整理します。

	市民参加・平和・人権	子育て・教育	健康・医療・福祉	安全安心
市民アンケート	○まちづくりへの参加意向のある人が57.0%となっている ○まちづくりに参加できない理由は「仕事などのため時間がない」が43.1%と最も高い ○行政情報の公開の満足度がやや低い ○男女共同参画の重要度は女性の方が高い	○「保育や子育て支援の充実」と「幼稚園や小中学校の教育の充実」は、満足度・重要度が高い ○市の理想像として「若い世代が安心して子育てできるまち」が47.7%と最も高い ○まちづくりへの参加手段として「趣味や経験を活かした指導や貢献」が27.4%と上位になっている	○「高齢者や障がい者が暮らしやすいまちづくり」は満足度が低く、重要度が高い ○「健康づくりの推進」、「健康診断などの保健予防の充実」、「身近な医療サービス」は満足度・重要度が高い ○市の理想像として「高齢者や障がい者が安心して暮らせるまち」が39.8%と上位になっている	○「防災対策の充実」、「防犯対策の充実」、「消防・救急医療の充実」は重要度が高い ○市の良い点について「自然災害が少ない」が58.9%と最も高くなっている ○市の理想像として「防犯、防災などの危機管理が行き届いたまち」が27.3%と上位になっている
市民ワークショップ	○コミュニティ活動の活発な地域がある一方で、コミュニティの希薄化や地域間交流の少なさがある ○活動の担い手不足や人が集まる場の少なさがある ○行政からの情報発信が課題となっている ★イベントやSNS※³⁷等を通じ、市民が主体的に参加できるきっかけづくりが必要 ★「Mira-ton」のような誰もが気軽に参加できるきっかけの場が必要	○充実した子育て・教育環境がまちの魅力として捉えられている一方で、課題として捉えられている意見もある ★「生きるための教育」として体験重視の教育が必要 ★子育て・教育・生涯学習に関する交流や学びの場づくりが必要 ★能動的に学び、活動できる人材の育成が必要 ★子育て世代を呼び込み定住につなげることが必要	○高齢化が進行している中で、元気な高齢者が多い ○市内に医療機関が充実しているが、大型の病院や産婦人科が少ない ★地域におけるスポーツイベントや環境整備による健康づくりの促進が必要 ★地域における孤立防止やコミュニティの活性化に向けて、世代間交流や情報交換の場の創出が必要	○防災に関する地域活動が活発 ○地域での通学路見守り活動がしっかりしている ○防犯カメラや街灯が少ない ★市民同士のつながりを深めながら、市民防災リーダーの育成・活用が必要 ★防犯カメラ等の設置や緊急時にも活用できる情報通信システムの構築が必要
関係団体ヒアリング	○地域活動への協力・参加意識が低下している ○地域活動の担い手の高齢化や後継者不足が課題となっている ○人権問題への社会的関心が高まり、幅広い分野に拡大している ★地域活動に参加しやすい環境づくりが必要 ★分野横断的なネットワークの構築や情報交換の場が必要	○共働きの増加等により、保育ニーズが高まっている ○地域から孤立する保護者が見られる ★地域で子育てをする意識の向上が必要 ★年間を通じた待機児童の解消等、子育て世帯への支援の充実が必要 ★子育て中の当事者同士がつながりを持てる場が必要 ★困難を抱える子育て家庭への支援が必要	○一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加している ○生活困窮者対策の重要性が高まっている ★富田林病院の充実など地域医療体制の充実が必要 ★高齢者の日常生活を支える支援の充実が必要 ★障がい者への理解促進と障がい児の居場所づくりが必要 ★生活困窮者への支援の充実が必要	○犯罪件数は減少しているが、高齢者が狙われる犯罪が増加している ○自主防災組織※³⁸数は増加しているが、人員不足により、活動の継続が難しくなっている ★地区集会所等への非常用電源の確保や見守りの強化など、地域ぐるみの安全・安心対策が必要

○は現状・課題、★は今後必要となる方向性を示しています。



	環境・都市基盤・都市空間	産業・雇用	地域活性化
市民アンケート	○市の良い点について「自然環境がよい」が53.2%と高くなっている ○市の悪い点について「商業地域・施設へのアクセスが良くない」が33.8%、「通勤・通学に不便」が26.4%と、ともに上位になっている ○「バリアフリー化などの交通環境の整備」と「幹線道路などの道路網や公共交通網の充実」は満足度が低く、重要度が高い	○市の悪い点について「買い物など日常生活の利便性が良くない」が35.6%と上位になっている ○「市内での雇用の拡大」は満足度が低く、重要度は特に男性で高い	○市の自慢したいこととして、観光資源や風土・自然、くらしの環境に関することが多くなっている ○「自然資源や歴史資源を活かした観光の振興」は満足度が低い ○「市の魅力を効果的に発信するシティセールス※39の推進」は満足度・重要度が低い
市民ワークショップ	○自然が豊かで、歴史あるまちなみとまちが融合し、良好な住生活環境がある ○自然環境が損なわれつつある ○空き家が増えている ○車がないと生活しにくい ★市民と行政が協力して道路環境を守るアプリの開発が必要 ★移住したい・定住したいと思える計画的な土地利用が必要 ★市の伝統を学びつつ、現在の生活も豊かにするまちづくりが必要	○なす等の生産は多いが休耕田が増えている ○市内に働く場所が少ない ○自然や歴史を活かした観光資源が多い ★働きやすい環境を整え、仕事の増加と人の増加の好循環を生み出すことが必要 ★若者の声を取り入れた学校・地域の連携によるまちづくりが必要	○市の魅力が市内外に伝わっていない ★自然・歴史・農を活かした観光振興が必要 ★学生や若者を巻き込みながらまちの活性化を図り、SNS※37等を通じた若者主体の情報発信が重要 ★イベントや特産品などの魅力発信の活発化が必要
関係団体ヒアリング	○高齢化により、買物等の日常生活のための移動・外出支援のニーズが高まっている ★市民ニーズの把握による地域実情に応じた公共交通網の形成など、交通・買い物対策の充実が必要	○農地転用による優良農地の減少が見られ、農業の後継者不足が深刻化している ○小規模商店や商店会を取り巻く環境は厳しい ○事業継承に関する課題が大きくなっている ★農産物のブランド化、農業の後継者や新規就農者の育成支援などによる農業振興が必要 ★商工業の振興と雇用の創出により、人口の流出を防ぐことが必要	○伝統的な町並みの保全が難しくなっている ○寺内町の町家を活用して新しく商売を始める人が増えている ○寺内町を訪れる人が増えている ★分野横断的な組織づくりなどによる、歴史・伝統の保全と活用が必要 ★寺内町等の地域資源を活かし、交流人口※40の増加に向けた取組が必要

○は現状・課題、★は今後必要となる方向性を示しています。

※37 SNS：Social Networking Service の略称。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービス。

※38 自主防災組織：地域住民による自主的な防災活動に取り組むことを目的として結成された組織。

※39 シティセールス：市の魅力や特色を対外的に PR することによって、知名度やイメージを向上させる取組。

※40 交流人口：通勤・通学や買い物、観光などのため、その地域を訪れる（交流する）人のこと。

第3節 ▶ まちづくりの課題

社会潮流や本市の現況をはじめ、市民意識等の把握のための各種調査の結果を踏まえ、本市の今後のまちづくりに向けた、主な課題を整理します。

(1) 人口減少と少子高齢化への対応

我が国の総人口が減少局面に入っている中、本市においても、平成 14 (2002) 年をピークに人口は減少を続けており、また、年少人口・生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加に伴う少子高齢化も急速に進行し、平成 27 (2015) 年度に本市が実施した人口推計結果によると、平成 42 (2030) 年には人口が 10 万人を割り込み、平成 72 (2060) 年には 60,660 人と、人口がおよそ半減することが予測されます。

一方で、人口推計結果を基に、平成 25 (2013) 年に 1.14 であった合計特殊出生率^{※41}が平成 52 (2040) 年までに 2.07 へと段階的に向上し、以降一定で推移するとともに、社会移動がゼロ (転出入による人口増減がない) になると仮定した将来人口シミュレーション結果では、平成 72 (2060) 年に 93,624 人の人口規模を維持することが可能であることが見込まれており、今後においては、人口減少の抑制と人口構成の適正化に向けて、若い世代の定住の場としてのまちづくりや経済基盤の強化に向けた取組を推進するとともに、人口減少や高齢化に対応したまちづくりを同時に進めていくことが必要です。

(2) 主体的な市民参加・協働によるまちづくり

人口減少社会の中で、地域が自律的・持続的に発展していくためには、行政と市民・団体等とのさらなる協働を進め、多様化・高度化する地域課題に対応していくことが重要です。

市民アンケート調査の結果を見ると、まちづくりへの参加意向のある市民は 50%を超えていますが、一方で、高齢化等に伴う担い手の減少や後継者不足、協力・参加意識の低下などの課題が、活動の現場において見られます。

今後においては、市民がそれぞれの状況・立場に応じて参加できる環境づくりや、市民、団体、企業、NPO^{※42}、行政などの多様な主体間のネットワーク充実、地域における市民参加・協働の啓発・促進と優良事例を市全体で共有することなどを通じて、市民による主体的な活動の活性化を図っていくことが必要です。



(3) 子育て・定住の場としてのまちづくり

本市においては、人口減少が急速に進行する中、転出者が転入者を上回る社会減は減少に転じているものの、20～30歳代の若年層の転出傾向が顕在化しており、このことが将来的な出生数や将来人口の減少につながる要因になるものと考えられます。将来にわたって持続可能な地域社会を構築していくためにも、合計特殊出生率※41の向上と社会減の抑止に向けた取組を推進していくことが重要です。

市民アンケート調査の結果を見ると、「保育や子育て支援の充実」に関する満足度は高く、今後の重要度も高くなっており、また希望する10年後のまちの将来像についても「若い世代が安心して子育てできるまち」の割合が最も高くなっていることから、これまで積極的に取り組んできた本市の子育て施策をさらに充実させ、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を通じて、子育て・定住の場としてのまちづくりを推進していくことが必要です。

一方で、共働き世帯の増加や核家族化により、地域における人間関係の希薄化が課題となっている中で、子どもの成長を地域においても支える意識を高めていくとともに、子育て中の親の孤立防止や親同士の交流の場の充実を図ることも必要です。

(4) 自ら学び、活かせる人の育成

少子高齢化が進行する中で、次代を担う子どもたちの可能性を伸ばす教育と合わせて、あらゆる世代の人が生涯にわたって学び、生きがいのある生活を送ることができる環境づくりが重要です。また、近年社会問題となっている、子どもの貧困問題への早期対応を図る必要があるほか、健全な発達を促す視点から、幼児期からの教育の重要性が高まっています。

本市においては、小・中学校の児童・生徒数が減少する中で、市独自の少人数教育に取り組んでいることも含めて、一人ひとりの子どもに対するきめ細やかな教育を提供できる状況にあると言えますが、今後においても、主体的・対話的で深い学びの視点に基づき、学びを将来に活かすことができる児童・生徒を育成していくなど、引き続き教育の充実を図ることが必要です。

また、高齢化を背景に生涯学習ニーズが高まっている中で、市民アンケート調査結果において、まちづくりの参加手段として「趣味や経験を活かした指導や貢献」の回答が上位となっていることも踏まえ、地域人材の活用を含めた生涯学習環境の充実が必要です。

※41 合計特殊出生率：一人の女性が生涯何人の子どもの産むのかを表す指数。

※42 NPO：Non-Profit Organizationの略称。福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害支援などの場面で組織として活動する民間の非営利組織。

(5) 健やかな暮らしを地域で支え合うネットワークの構築

地域における人間関係の希薄化や高齢化が進行する中で、認知症高齢者や一人暮らし高齢者など、支援を必要とする人が増加しており、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム^{※43}の構築・強化が求められています。

このような状況の中、元気な高齢者をはじめ、誰もが地域で活躍できるしくみの構築に向けて、一人ひとりの可能性や能力を引き出し、積極的な活動を促す「増進型」の福祉^{※44}を推進していくことが必要です。

また、国民の多くが健康に関する悩みや不安を抱えている中、本市においても、市民アンケート調査結果において「身近な医療サービスの充実」に関する重要度が高くなっており、健康寿命^{※45}の延伸に向けた、主体的な健康づくりの促進や富田林病院や地域の医療体制の充実を図っていくことが必要です。

(6) 安全で安心して暮らせるまちづくり

市民アンケート調査結果を見ると、「防災対策の充実」「消防・救急医療の充実」は満足度・重要度がともに高く、近い将来、南海トラフ地震の発生が予測される中、引き続き、市民の生命、身体および財産を守る災害対策を推進していくことが必要です。

平成23(2011)年に発生した東日本大震災や平成28(2016)年の熊本地震では、役場・役所自体が被災したことにより、行政機能が維持できず、あらためて地域コミュニティによる助け合いの重要性が再認識されました。このようなことから、自主防災組織^{※46}の設置促進や担い手の確保、地域主体の防災訓練などの取組を通じて、市民の防災意識を高めていくことが必要であるとともに、行政機能の維持に向けて、市庁舎も含めた耐震化のさらなる推進が必要です。

また、本市の犯罪の発生件数は減少傾向となっているものの、全国的に高齢者が被害にあうケースが増加しており、市民アンケート調査結果においても「防犯対策の充実」の重要度が高い結果となっています。今後においては、コミュニティにおける見守り活動などを通じて、犯罪を起こさない地域づくりを進めていくことが必要です。



(7) 人と自然にやさしい都市空間の形成

社会経済活動からの環境負荷の影響により、地球温暖化の進行や地域固有の生態系の破壊など、自然環境が損なわれつつあり、都市近郊にありながら豊かな自然環境を有する本市においても、人と自然が共生する豊かな環境を、未来に引き継いでいくため、山林や河川、農地・里山の環境保全、自然の生態系等を守る生物多様性^{※47}の確保などへの取組を進める必要があります。

市民アンケート調査結果においては、買物などの日常生活や、商業地域・施設へのアクセス、通勤・通学の利便性を課題と感じている市民が多くなっていることから、公共交通網の充実や利用の促進により、高齢化にも対応した人と自然にやさしい暮らし方が可能となる都市空間の形成が必要です。また、こうした取組を、市民・事業者等と行政が連携・協働により進めることにより、環境負荷の少ない低炭素社会^{※48}を構築していくことも重要です。

(8) まちのにぎわいと雇用を支える経済基盤の強化

経済情勢は、近年、一部において改善傾向が見られる一方、本市の重要な雇用基盤となっている製造業においては、製造品出荷総額が世界同時不況（リーマンショック）^{※49}以前の水準まで回復には至っていません。今後も活力ある地域として発展していくためには、事業者への経営安定化に向けた支援や、企業誘致、起業促進などにより、産業の活性化と新たな雇用の創出を図っていくことが必要です。

次に、農業については、本市の農家数は減少傾向にあり、後継者不足への対応や特産品のブランド化による生産価値の向上などと合わせ、都市近郊型農業の特性を活かしながら、農商工連携や、観光施策との連携により、その活性化を図っていくことが必要です。

他にも、本市は府内唯一の重要伝統的建造物群保存地区^{※50}である寺内町をはじめとした歴史的資源や豊かな自然環境を有しており、こうした地域資源を有効に活用した観光振興により、インバウンド^{※51}への対応も含めた交流人口^{※52}の増加とにぎわいの創出を図っていくことが必要です。

※43 地域包括ケアシステム：住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみ。

※44 「増進型」の福祉：住民等が地域の理想の姿を共有し、その実現に向けて主体的に取り組む目的実現型の福祉の考え方。従来の行政主導による問題解決型の福祉に対するもの。

※45 健康寿命：日常的に介護を必要とせず、自立した生活ができる期間（要介護2以上が介護が必要と定義されている）。

※46 自主防災組織：地域住民による自主的な防災活動に取り組むことを目的として結成された組織。

※47 生物多様性：生態系、生物種、遺伝子などそれぞれの段階で多様な生物が存在している状態。地球上の生物が互いに結びつきバランスが保たれていることで、人々の暮らしに恵みをもたらす。

※48 低炭素社会：現状の産業構造やライフスタイルを変えることで、地球温暖化の要因とされる温室効果ガスの排出を低く抑え、石油などの化石燃料に頼らない社会。

※49 世界同時不況（リーマンショック）：国際的な金融危機の引き金となった平成20（2008）年のリーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などを指す。日本経済にも大きな影響をもたらした。

※50 重要伝統的建造物群保存地区：市町村が条例などにより決定した伝統的建造物群保存地区のうち、文化財保護法の規定に基づき、特に価値が高いものとして国が選定したもの。

※51 インバウンド：海外から日本へ来る観光客。

※52 交流人口：通勤・通学や買い物、観光などのため、その地域に訪れる（交流する）人のこと。

(9) 都市魅力の創生と効果的な情報発信

人口減少や少子高齢化などによる社会構造の変化や、地方分権^{※53}の進展など、地方自治体を取り巻く環境が変化している中で、定住人口や交流人口^{※54}の増加に向けて、固有の地域資源を活かしながら、都市の魅力を高めていく取組が重要です。

本市においては、良好な住環境や自然環境、数々の貴重な歴史・文化資源、特産品など、定住の地、訪れる地としての魅力や優位性が多数存在しており、市民アンケート調査結果においても、自然環境、住環境、歴史・文化資源を良い点と評価している市民が多くなっています。

今後においては、行政と市民・事業者等が相互に一層の連携を図りながら、住みやすさや、訪れる楽しみなど、地域資源に磨きをかけ、その魅力を効果的に市内外に発信していくことにより、市民の市への愛着を高め、あらゆる場面で選ばれるまちとしていくことが必要です。

(10) 適正な行財政運営

生産年齢人口の減少等を背景とした市税収入の伸び悩みや、高齢化の進行等により社会保障関係費^{※55}等が増大するなど、本市の財政状況は厳しさを増しています。今後においても、人口減少や少子高齢化の進行が予想される中、持続可能で健全な行財政運営が重要です。

また、高度経済成長期に整備された社会資本の多くが、一斉に耐用年数を迎えつつある中、本市においても、所有する公共施設等について、維持管理や更新などに要する費用の増大が予測されており、財政の健全化に向けて、公共施設等の管理を計画的に進めていくことが必要です。

さらに、ICT^{※56}(情報通信技術)の飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化が進む中、ICT^{※56}を活かした行政事務の効率化や、市民の利便性の向上などを進めていくことが必要です。

※ 53 地方分権：国の権限や財源を地方（都道府県や市町村）に移し、地方の自主性と自立性を高める取組。

※ 54 交流人口：通勤・通学や買い物、観光などのため、その地域に訪れる（交流する）人のこと。

※ 55 社会保障関係費：医療や年金、介護、生活保護などの社会保障に関する経費。

※ 56 ICT：Information and Communication Technologyの略称。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。



1



2



3



4



5



6

1 キャッチコピー「富田林生活 とんかつ」2 ことりつぷ「近鉄長野線さんぽ」3 プロモーション動画「愛、煌き、とんだばやし」4 富田林生活ガイド「とんかつ」リーフレット 5 移住応援ポータルサイト 6 「富田林生活 とんかつ」のええところ発信サイト「暮らし@とんかつ」

まちづくりの方向

第1節 ▶ 富田林市の将来像

1. 将来像

人口の減少と少子高齢化が同時に進行する中、富田林市がこれからも活力にあふれ、にぎわいのあるまちであり続けるためには、未来を担う若い世代が安心して子育てをすることができるよう、子育て・教育環境をさらに良くすることや、仕事の場の選択肢を増やすなど、「住んでみたい」と思えるまちの魅力を高めていくことが大切です。また、恵み豊かな自然環境や特徴的な歴史・文化は、これまでも、これからも、住んでいる人や訪れる人を楽しませ、心にやすらぎを感じさせるものであり、次の世代に引き継いでいきたい、わたしたちのかけがえのない財産です。

これからのまちづくりにおいては、「人を呼び込むまちの魅力」を高めるだけではなく、富田林市で暮らす、すべての人が、日々の暮らしの中で幸せや楽しさを実感することができるよう、健康で生きがいをもって、安心して快適に暮らせるまちをつくっていくことで、「住み続けたい魅力」を高めることも大切です。

富田林市が「訪れたいまち」「住んでみたいまち」「住み続けたいまち」としての魅力あふれるまちとなっていくためには、市民や団体、企業、行政など、あらゆるまちづくりの主体が、ともに手を取り、協力し合いながら、今ある魅力を高め、新たな魅力を創出し続けていくことが必要です。

「10年後のわたしたちは、いったいどのような生活を送っているのでしょうか。」

みんなが大切にしたい地域の宝物として、自然や歴史の魅力が守り活かされ、まちには活力とにぎわいがあふれており、住んでいる人も、そして訪れた人も、誰もが笑顔になれる。

もしも、そのような理想的なまちの姿が実現しているとすれば、それは、地域みんなが目標を共有し、協力し合いながら築き上げたものであってほしいと、わたしたちは願います。

きらめき
“煌のまち”、それは誰かに照らされて輝くまちではなく、自ら光り輝くまちのこと。

富田林市が“煌のまち”として、これからも光り輝き続けていくためにも、これからのまちづくりを進めていくうえで、めざすべきまちの将来像を次のように設定します。



ひとがきらめく！ 自然がきらめく！ 歴史がきらめく！ みんなでつくる 笑顔あふれるまち 富田林

将来像に込めた想い

【ひとがきらめく】

このまちで暮らす「人」だけではなく、団体、企業など、あらゆるまちづくりの主体としての「ひと」が、自分らしく、いきいきと活躍することで、未来の富田林市が形成されていきます。

そのため、すべての「ひと」が、それぞれの個性を活かして、活躍できる地域をつくっていくことで、10年後には、一人ひとりの個性がさらに輝き、互いの魅力を高め合える、「ひと」が元気なまちとなっています。

【自然がきらめく 歴史がきらめく】

雄大な金剛・葛城連峰を背景とした緑豊かで美しい田園風景や石川の清流などの自然環境、今に残る歴史的なまちなみや多くの由緒ある神社仏閣などさまざまな時代の歴史・文化資源は、市民や訪れる人々にとって、富田林市のかけがえのない魅力であり、みんなの宝物です。

そのため、こうした自然環境や歴史・文化などの地域資源を地域で大切に守り、磨き上げたり、新たな魅力を引き出したりしながら、次の世代に引き継いでいくことで、10年後には、市民のまちへの愛着が深まり、さらに多くの人たちに富田林市の魅力が伝わっています。

【みんなでつくる 笑顔あふれるまち】

「安心して子どもを育てたい」「元気に楽しく暮らしたい」「自分らしく働いたり、活動したい」「安全で便利な生活を送りたい」、こうしたニーズに応えることは、「住んでみたい」「住み続けたい」という憧れや愛着を獲得するために欠かせないものです。

そのため、未来への希望を育む子育て・教育環境づくりや、みんなで支え合う健やかな暮らしを支えるしくみづくり、魅力のあふれるまちのにぎわいづくり、安心して快適に暮らせるまちづくりなど、住みやすさを高める取組により、10年後には、暮らしの中に幸せや楽しさがあふれ、すべての人が心地よさを感じることができる、たくさんの笑顔があふれるまちとなっています。

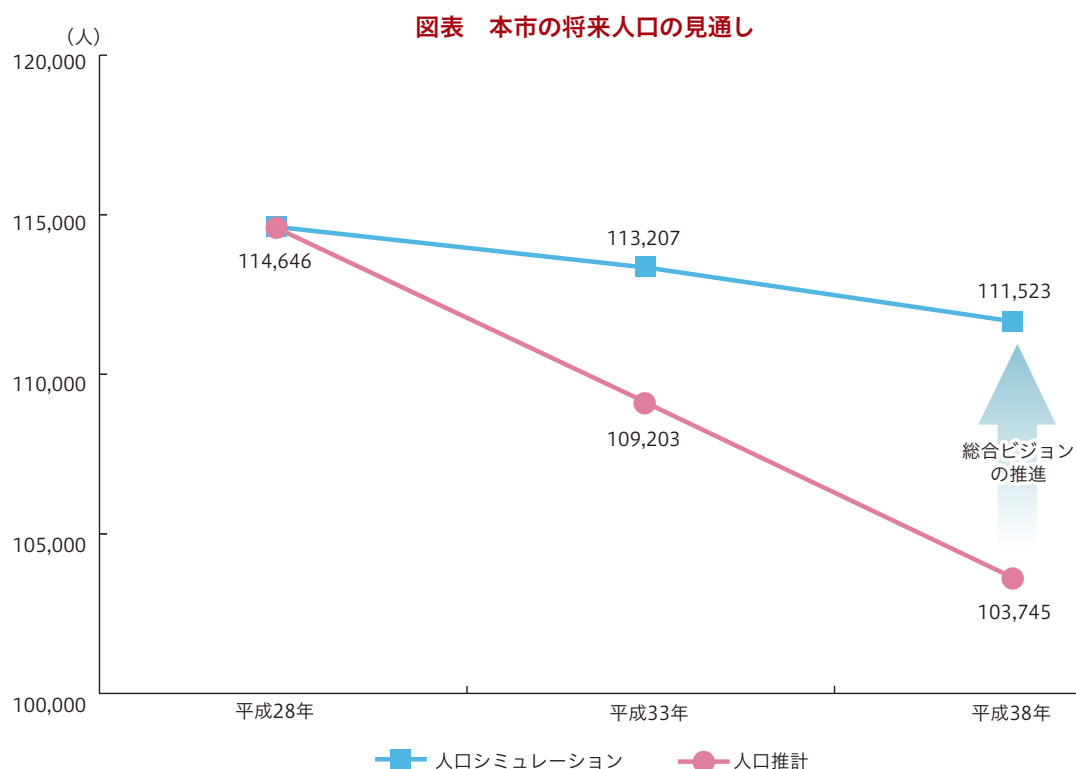
こうした魅力と笑顔にあふれるまちを、みんなが想いをひとつにし、あらゆるまちづくりの主体としての「ひと」が互いに連携・協働しながら、ともにつくりあげていくことで、10年後には、“^{きらめき}煌のまち 富田林”が、さらに“^{きらめき}煌”を増しながら、あらゆる場面で選ばれるまちとなっています。

2. 将来人口の見通し

本市の課題である人口減少や少子高齢化の傾向が将来も続くと仮定した人口推計の結果では、平成28(2016)年の114,646人から総合ビジョンの目標年次である平成38(2026)年には103,745人と、約1万人減少することが見込まれています。

一方、合計特殊出生率※57の向上と社会減の抑止を仮定した将来人口シミュレーションの結果では、平成38(2026)年に111,523人の人口規模を維持することが可能であることが見込まれていますが、いずれにしても将来的には人口が減少する見通しとなっています。

本市が将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、こうした長期的な展望に基づき、生産年齢人口の増加など人口減少の抑制に取り組むと同時に、人口の変化に対応したまちづくりを進めます。



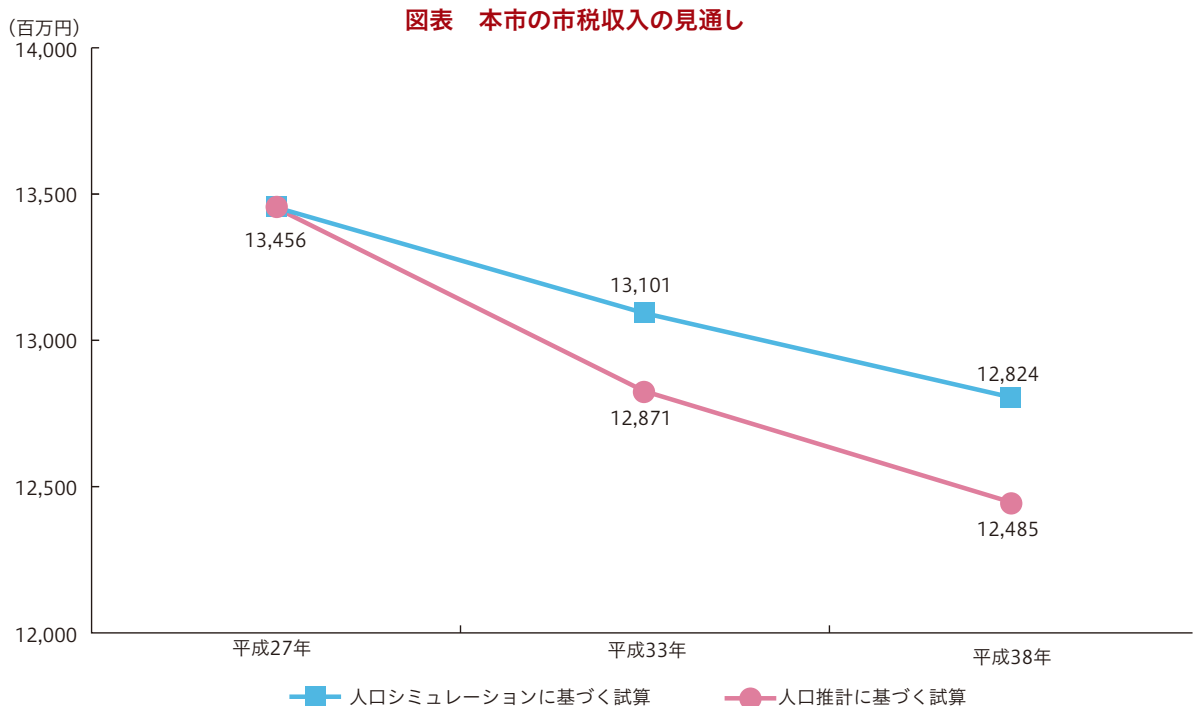


3. 税収の見通し

自主財源^{※58}として市政運営の根幹を成す市税収入について、将来人口の見通しに基づき試算を行うと、平成27(2015)年度には約134億5,600万円でしたが、総合ビジョンの目標年次である平成38(2026)年度には、人口推計ベースで約124億8,500万円、人口シミュレーションベースでは約128億2,400万円と、長期的には市税収入が減少していくことが予測されます。

今後、公共施設等の将来更新費用が、大きな財政負担となることが予想されている中、より一層厳しい財政運営が見込まれます。

こうした状況の中、今後においても持続可能な行財政運営を進めていくため、社会経済情勢の的確な把握など、経営的な視点に立ち、将来を見据えながら総合ビジョンに基づく施策を推進します。



注：市税は、市民税個人分・市民税法人分・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税で構成される。

試算にあたっては、市民税個人分・市たばこ税は平成25～27年度の平均を基準とし、年少人口を除いた人口増減率を乗じて算出。市民税法人分・入湯税は平成25～27年度の平均を基準として固定。固定資産税・都市計画税は平成27年度を基準とし、評価替による過去の増減率を加味して算出。軽自動車税は平成25～27年度の平均を基準とし、税制改正を加味した増加率を乗じて算出。

資料：富田林市人口ビジョン、住民基本台帳

※57 合計特殊出生率：一人の女性が生涯何人の子どもを産むのかを表す指数。

※58 自主財源：市民税や固定資産税など、地方自治体が自ら調達できる財源。

4. 土地利用構想

本市は、市内をほぼ南北に流れる石川沿いに広がる平野部の既成市街地、西部丘陵部の計画的市街地、南部山地部の農村集落地の三つに大別され、それぞれの特徴を活かしたまちなみを形成しています。

土地利用については、市域を「市街地ゾーン」、「緑地ゾーン」、「農業ゾーン」、「自然保全ゾーン」の4つのゾーンに区分し、これまで進めてきた良好な住環境や歴史・文化・自然が調和した環境の保全を基本としながら、人口減少や高齢化の進行を見据え、駅周辺や、大阪外環状線や国道309号などの幹線道路がもつポテンシャルを活かした土地利用を計画的に進めます。

○市街地ゾーン

既に市街地として形成されている地域については、都市基盤の充実に努め、未形成の地域については、周辺の土地利用などに配慮しながら面的整備を促進するとともに、地域ごとに直面する課題への対応も含め、良好な生活環境の整った市街地整備を図ります。

○緑地ゾーン

緑の丘陵や石川など、恵まれた自然環境を維持するとともに、石川河川公園や錦織公園、スポーツ公園、瀧谷不動明王寺やその周辺などを含め、市民の憩いと交流の場を提供するため、都市的な開発を抑制し、緑地の保全を図ります。

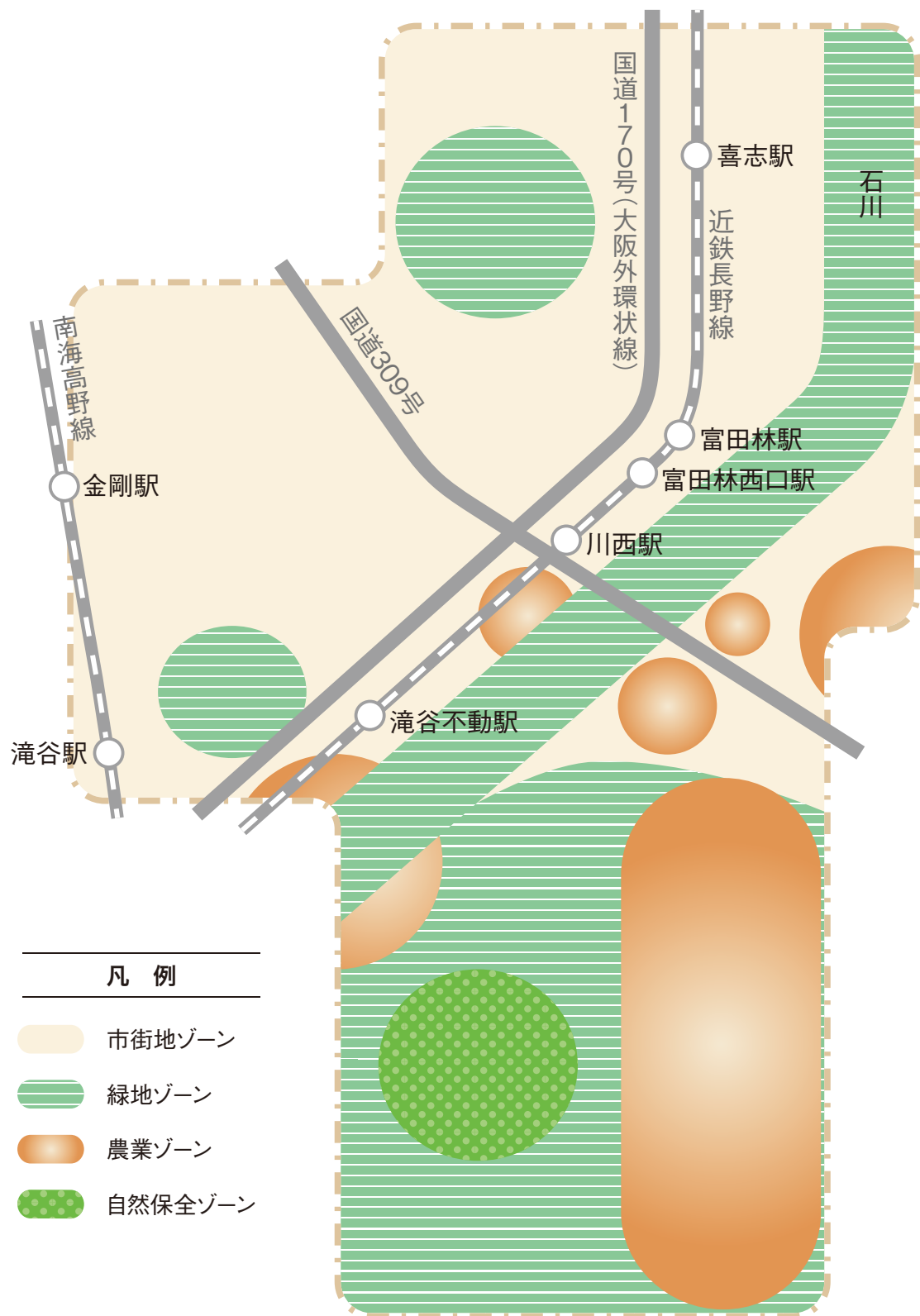
○農業ゾーン

石川周辺の平野部や佐備川沿いに広がる農業地域では、6次産業化^{※59}など農業生産物の地域資源としての利活用も見据えつつ、都市近郊型の農業地帯としての発展を図るとともに、環境や景観の保全の観点から、まとまりのある優良な農地の保全に努めます。

○自然保全ゾーン

自然環境を維持するため、都市的な開発を避け、将来にわたって自然環境の保全を図ります。

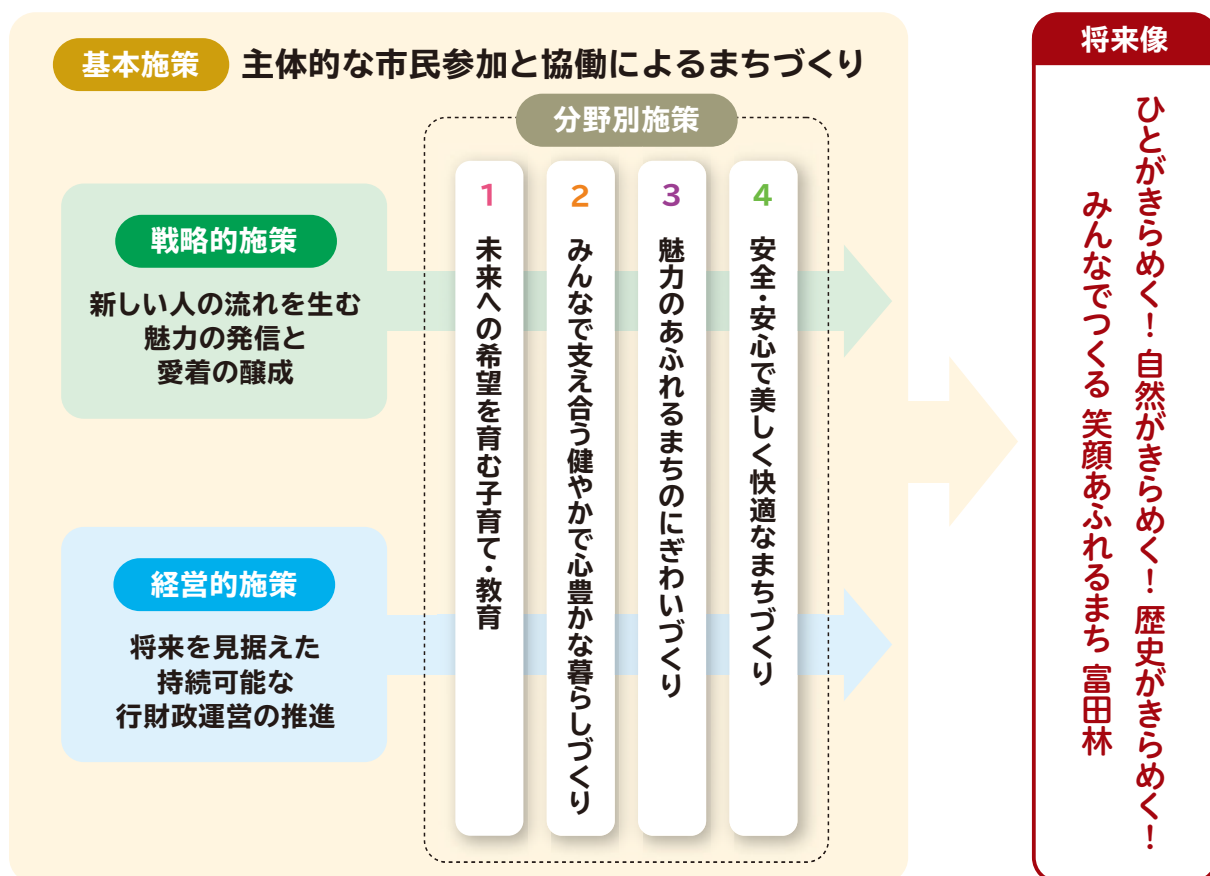
※ 59 6次産業化：農林水産事業者が生産（1次）、加工（2次）、販売（3次）まで一体的に取り組むことや、2次・3次事業者と連携して新商品やサービスを生み出すこと。



第3章

まちづくりの大綱

本市の将来像の実現に向けて、基本施策、戦略的施策、4つの分野別施策、経営的施策からなるまちづくりの大綱を設定し、体系的に取り組を進めます。



基本施策

市民参加と協働によるまちづくりを、すべての施策を推進するうえの基本的な考え方とし、必要な取組を示す施策

戦略的施策

定住人口や交流人口※⁶⁰の増加に向け、本市の魅力を高め、効果的に発信していく取組を、分野横断的な展開により、戦略的に推進するための施策

分野別施策

まちづくりの各分野別に、今後必要な取組を示す施策

経営的施策

人口減少や少子高齢化が進行する中で、まちづくりを円滑に進めていくため、将来を見据えた持続可能な行財政運営を推進するために必要な取組を示す施策



第1節 ▶ 基本施策

主体的な市民参加と協働によるまちづくり

人口減少と少子高齢化が同時に進行する中で、これからのまちづくりを進めるにあたっては、市民と行政が適切な役割分担のもと、地域の課題を共有し、協力し合いながらその解決に向けた取組を進めていくことが必要です。

そのため、必要な情報提供など市民がまちづくりに参加しやすいしくみづくりを進めるとともに、地域人材の育成や、参加と協働を広げるためのネットワークづくり、コミュニティ活動への支援、多様な主体との連携・協働など、まちづくりのあらゆる分野において主体的な市民参加と協働を基本とした取組を推進します。

第2節 ▶ 戦略的施策

新しい人の流れを生む魅力の発信と愛着の醸成

人口減少が進行する中で、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくためには、定住人口や交流人口※60の増加に向けて、石川の清流や南部に広がる恵み豊かな自然環境、市内に点在する魅力的な歴史資源、地域に根ざした産業、大阪都心部への良好なアクセス性、充実した子育て環境など、本市固有の地域資源を活かしながら、暮らしやすさや子育てのしやすさ、訪れる楽しみなど都市の魅力を高め、効果的に発信していくことが必要です。

そのため、本市があらゆる場面で選ばれるまちとなるよう、市民のふるさと富田林に対する愛着を高めるとともに、産官学金労言（産業・行政・教育・金融・労働・メディア）の各分野が相互に連携・協力し、市民とともに、まちづくりの課題解決に結び付けながら、定住の地、訪れる地としての本市の魅力の発掘と磨き上げを行い、その魅力を都市ブランドとして市内外に向けて効果的に発信する取組を、分野横断的に推進します。

※ 60 交流人口：通勤・通学や買い物、観光などのため、その地域に訪れる（交流する）人のこと。

第3節 分野別施策

1. 未来への希望を育む子育て・教育

本市では、免疫学の世界的権威で本市の名誉市民でもある岸本忠三博士をはじめ、国内外で活躍する多くの人材を輩出しています。

子どもは、これからの社会を拓き・築く「未来の宝」であり、今後においても先達に続く人材の育成が非常に重要です。また、本市の課題である人口減少を抑制するためには、合計特殊出生率※⁶¹の向上や若年層の転出抑制に向けて、若い世代の子どもを持つ希望をかなえとともに、子育て・定住の場としての本市の魅力を高めていく必要があります。

そのため、若い世代が安心して子どもを産み、育てることができるよう、結婚から子育てまでの切れ目のない支援の充実を図るとともに、未来を担う子どもたちが主体的に学び、これからの社会に活かすことができる教育の提供や、若者の育成、誰もが学び続けることができる生涯学習環境づくりを推進します。

(1) 親と子を支える子育て環境づくり

若い世代の子どもを持つ希望をかなえ、「子育てするなら富田林」というキャッチフレーズが名実ともに浸透し、本市が子育て・定住の場として選ばれるまちとなるよう、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実を図るとともに、多様なニーズに応じた保育サービスの提供や、地域ぐるみによる子育て支援を進めるほか、子育て家庭に対する包括的な支援体制を構築します。

(2) 未来の担い手を育む教育

子どもたちが、ふるさと富田林を愛し、夢と希望を持って、地域や社会できらめく人材として成長することができるよう、学校園において、子どもたちが主体的に学び、確かな学力と将来に活かしていくことができる知識や技能を身につけ、豊かな心と健やかな体を育む教育を推進するとともに、教育環境の充実や、若者が心身ともに健やかに成長し、社会の一員として活躍することができる地域づくりを進めます。

(3) 学び続けるための環境づくり

希望する誰もが生涯にわたって学び続け、そこから得た知識や能力を地域で活かすことができるよう、指導者の育成や関係機関とのネットワークづくりにより、多様なニーズに対応できる学習の場づくりなど生涯学習環境の充実を図るとともに、趣味や生きがいの創出に向けて、市民の文化やスポーツの振興を図ります。



2. みんなで支え合う健やかで心豊かな暮らしづくり

地域における人間関係の希薄化や高齢化が進行し、認知症高齢者や一人暮らし高齢者など、支援を必要とする人が増加する中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、市民の「住み続けたい」という想いに応えていくことが必要です。

そのため、市民の主体的な健康づくりの取組や安心できる医療・介護体制の確保など、市民一人ひとりが健やかに暮らすことができるまちづくりを行うとともに、地域包括ケアの考え方に基づく、地域における支え合い、助け合いのしくみづくり、すべての人が共生できる社会の形成に向けた意識づくりを推進します。

(1) 健やかに暮らすための健康づくり・医療

いつまでも、健康で、自分らしく、いきいきと暮らし続けることができるよう、市民の主体的な健康づくりを促進するとともに、富田林病院を中核として、安心して医療を受けることができる地域医療体制の充実を図ります。

(2) 支え合いを育む福祉コミュニティづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本市が先進的に取り組んできた認知症施策や医療・介護連携を基本とした“富田林版”地域包括ケアシステム※⁶²の構築により、元気な高齢者をはじめ、希望する誰もが活躍できる支え合いの地域づくりを進めるとともに、障がい者に対する理解や、支援を必要とする人々が自立した生活を送ることができる支援体制づくりを進めます。

(3) 多様性の尊重による共生社会の形成

今なお世界各地で紛争が絶えない中、本市が掲げる「非核平和都市宣言」に基づき、市民の平和に対する意識の高揚を図るとともに、すべての人の人権が尊重され、性別や年齢、国籍や障がいの有無など、さまざまな状況にある人々が共生できるまちとなるよう、子どもの貧困問題等の多様な人権問題への対応、男女共同参画社会の形成に向けた啓発、地域や企業において女性が活躍できる環境づくりを進めます。

※ 61 合計特殊出生率：一人の女性が生涯何人の子どもを産むのかを表す指数。

※ 62 地域包括ケアシステム：住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみ。

3. 魅力のあふれるまちのにぎわいづくり

人口減少や高齢化が進行する中で、本市が魅力にあふれ、にぎわうまちとなるためには、地域経済の活性化や、雇用環境の充実、観光の振興による交流人口※⁶³の増加など、人が集う、活気あるまちをつくっていく必要があります。

そのため、本市の経済基盤の強化に向け、企業誘致、起業促進などによる雇用の創出、商工業・農業をはじめとする産業の活性化に取り組むとともに、自然・歴史などを活かした観光振興や地域主体の取組を通じた、にぎわいあるまちづくりを推進します。

(1) 産業活性化によるにぎわいの創出

安定した雇用の確保に向け、起業・創業支援や、広域幹線道路が持つポテンシャルも活かした企業誘致による雇用の創出、就労に向けた支援に取り組むとともに、地域経済の活性化に向け、経営基盤の強化や安定化に向けた事業所への支援による商工業の活性化を図ります。また、府内有数の農業地域として、農産物特産品のブランド化や後継者不足への対応、地産地消の推進などによる農業の活性化に向けた取組を推進します。

(2) 多くの人が訪れるにぎわいの創出

本市の交流人口※⁶³を増加させ、活気があふれるまちとなるよう、来訪者が快適に過ごすことができる環境整備やインバウンド※⁶⁴への対応なども含め、楠木正成公ゆかりの楠妣庵観音寺や明星派の女性歌人石上露子の生家である旧杉山家住宅などの歴史的資源や、大地の恵みを実体験できる農業公園サバーファームなどの自然環境等を活かした観光の振興を図るとともに、魅力的な文化・スポーツイベントや、地車（だんじり）まつり等の伝統行事、地域主体の取組などを通じた、魅力とにぎわいの創出を図ります。



楠妣庵観音寺



4. 安全・安心で美しく快適なまちづくり

本市は自然災害が比較的少ない地域ではありますが、大規模な地震への備えや犯罪の抑止などについての関心が高まっている中、市民の生命、身体および財産を守るための防災・防犯体制の充実など、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりを推進します。

また、高齢化が進行する中で、すべての市民が快適に暮らすことができるよう、時代に即した市内交通のネットワーク化や、良好な住環境の維持に向けた取組を推進します。

さらに、人と自然が共生する豊かで美しい環境を未来に引き継いでいくための低炭素社会※⁶⁵の構築に向けて、環境にやさしいライフスタイルの浸透や自然環境の保全を推進します。

(1) 安全・安心な暮らしの確保

誰もが安全に安心して暮らすことができるよう、防災体制の充実や、地域における支え合いのしくみづくりなど災害に強いまちづくり、防犯体制の強化による犯罪を起こさない地域づくりを進めるとともに、消防・救急体制の充実を図ります。

(2) 快適に暮らせる環境づくり

市民が快適で暮らしやすく、住み続けたいまちとなるよう、ユニバーサルデザイン※⁶⁶の考え方に基づく都市空間の形成や、生活・経済の基盤となる道路やライフラインとしての役割を果たす上下水道など都市基盤の計画的な整備・更新、良好な住環境づくりや、空き家対策などを進めるとともに、高齢化のさらなる進行も見据えた、誰もが利用しやすい公共交通網の形成を推進します。

(3) 環境にやさしく美しい地域づくり

本市の魅力でもある恵み豊かな自然を、次の世代に引き継いでいくことができるよう、再生可能エネルギーの利用促進など、低炭素社会※⁶⁵の構築に向けたライフスタイルの浸透を図るとともに、里地・里山などの自然環境や生物多様性※⁶⁷の保全など、環境にやさしく美しい地域づくりを進めます。

※⁶³ 交流人口：通勤・通学や買い物、観光などのため、その地域に訪れる（交流する）人のこと。

※⁶⁴ インバウンド：海外から日本へ来る観光客。

※⁶⁵ 低炭素社会：現状の産業構造やライフスタイルを変えることで、地球温暖化の要因とされる温室効果ガスの排出を低く抑え、石油などの化石燃料に頼らない社会。

※⁶⁶ ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢、性別、国籍などにかかわらず、誰もが使いやすく、安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようとする考え方。

※⁶⁷ 生物多様性：生態系、生物種、遺伝子などそれぞれの段階で多様な生物が存在している状態。生態系、生物種、遺伝子などそれぞれの段階で多様な生物が存在している状態。地球上の生物が互いに結びつきバランスが保たれていることで、人々の暮らしに恵みをもたらす。

第4節 経営的施策

将来を見据えた持続可能な行財政運営の推進

今後においても、厳しい財政状況が予測される中で、人口減少や少子高齢化のさらなる進行や市民ニーズの多様化など、さまざまな行政課題に的確に対応するため、社会経済情勢の把握など、経営的な視点に立った行財政運営が必要となっています。

そのため、限られた人員や予算の中で、効率的・効果的な行財政運営が実現できるよう、ICT※⁶⁸（情報通信技術）の活用などによる市民サービスの利便性向上や、行政事務の効率化・省力化を進めるとともに、若手職員をはじめ、すべての職員の能力向上や意識改革などの人材育成や、公共施設等における「総量適正化」「長寿命化」「ライフサイクルコスト※⁶⁹の縮減」の計画的な推進、観光分野等における都市間連携などを通じて、長期的な視点に立った持続可能な行財政運営を推進します。



市役所本庁舎

※⁶⁸ ICT：Information and Communication Technologyの略称。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

※⁶⁹ ライフサイクルコスト：製品や構造物などの費用を、調達・製造から使用、廃棄の段階をトータルして考えたもの。

総合 基本計画

第1章 総合基本計画の概要

第2章 まちづくりの大綱と施策体系

第3章 総合基本計画

総合基本計画の概要

第1節 総合基本計画の役割

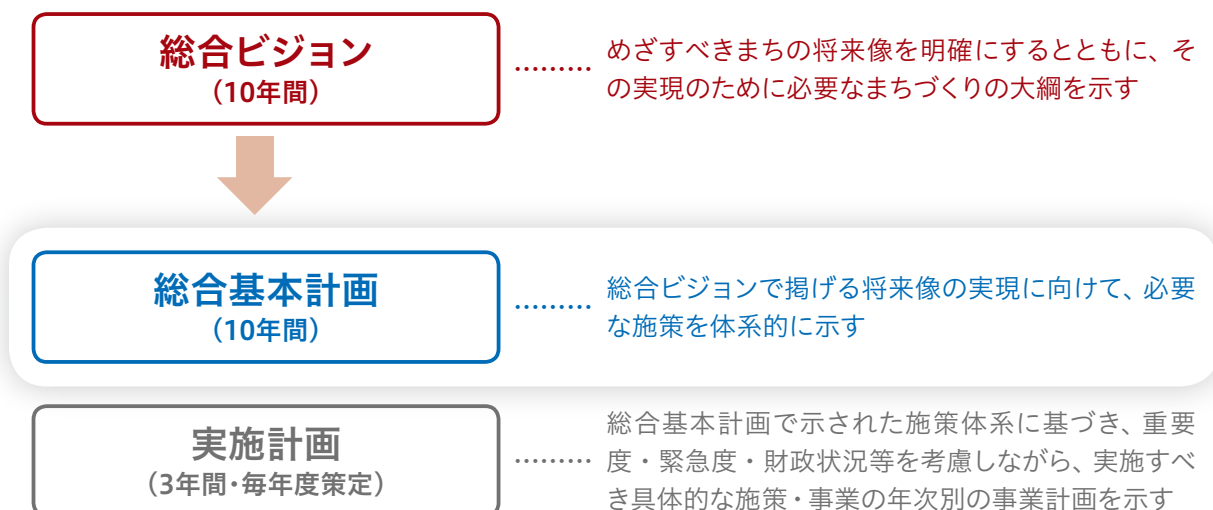
総合基本計画は、総合ビジョンにおいて掲げた、めざすべきまちの将来像の実現に向けて、必要な施策の方向と内容を体系的に示すとともに、実施すべき具体的な施策・事業の年次別事業計画を示す実施計画の基礎と目標になるものです。

総合基本計画は、今後展開するさまざまな施策の基本となるものであり、本計画では、まちづくりの大綱に基づく各施策について、現状と課題、基本的な方向、めざすべき10年後の姿、目標実現のための施策を示します。

また、総合基本計画を着実に推進し、めざすべきまちの将来像の実現につなげるため、PDCA サイクル※70 に基づき、事業実施、評価・検証、改善をはかっていくものとします。

第2節 総合基本計画の期間

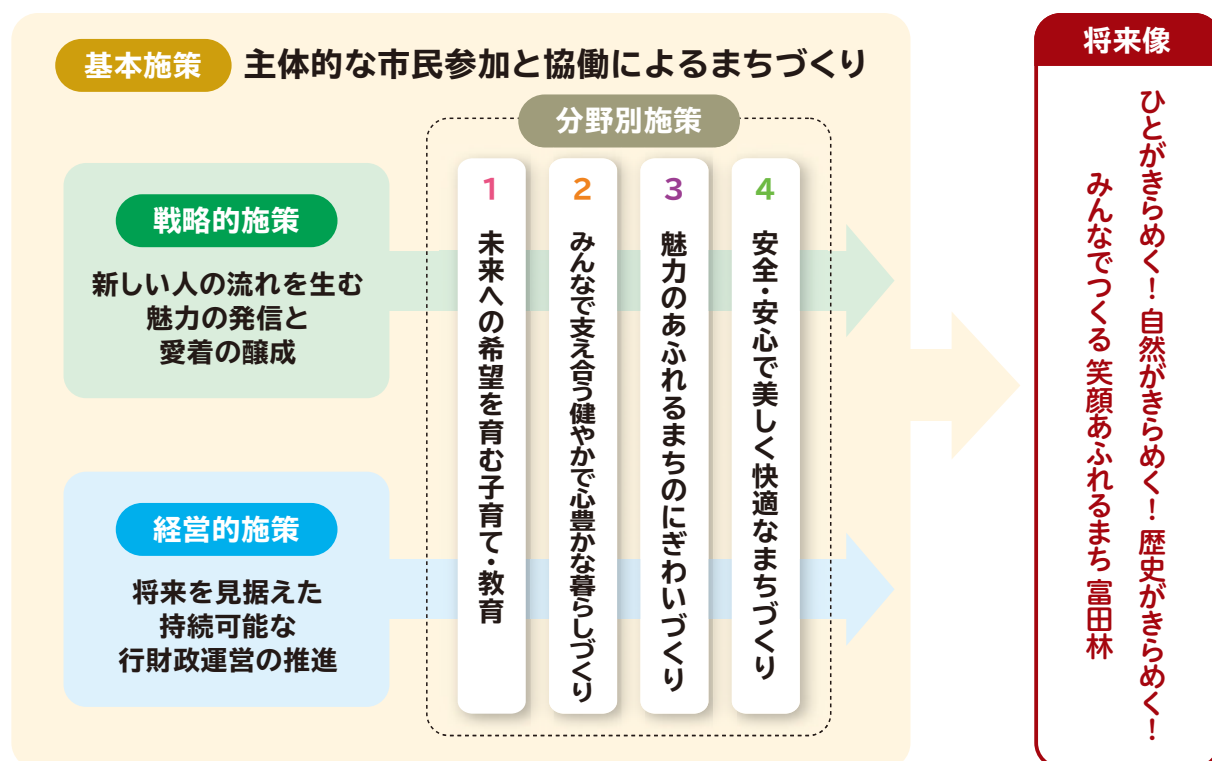
総合基本計画の期間は、平成29(2017)年度から平成38(2026)年度までの10年間とします。



まちづくりの大綱と施策体系

第1節 まちづくりの大綱

本市のめざすべきまちの将来像の実現に向けて、基本施策、戦略的施策、4つの分野別施策、経営的施策からなるまちづくりの大綱に基づき、体系的に取り組を進めます。



基本施策

市民参加と協働によるまちづくりを、すべての施策を推進するうえの基本的な考え方とし、必要な取組を示す施策

戦略的施策

定住人口や交流人口^{※71}の増加に向け、本市の魅力を高め、効果的に発信していく取組を、分野横断的な展開により、戦略的に推進するための施策

分野別施策

まちづくりの各分野別に、今後必要な取組を示す施策

経営的施策

人口減少や少子高齢化が進行する中で、まちづくりを円滑に進めていくため、将来を見据えた持続可能な行財政運営を推進するために必要な取組を示す施策

※70 PDCA サイクル：計画 (Plan)、実行 (Do)、評価・検証 (Check)、改善 (Action) の4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善する業務管理手法のひとつ。

※71 交流人口：通勤・通学や買い物、観光などのため、その地域に訪れる (交流する) 人のこと。

第2節 施策体系

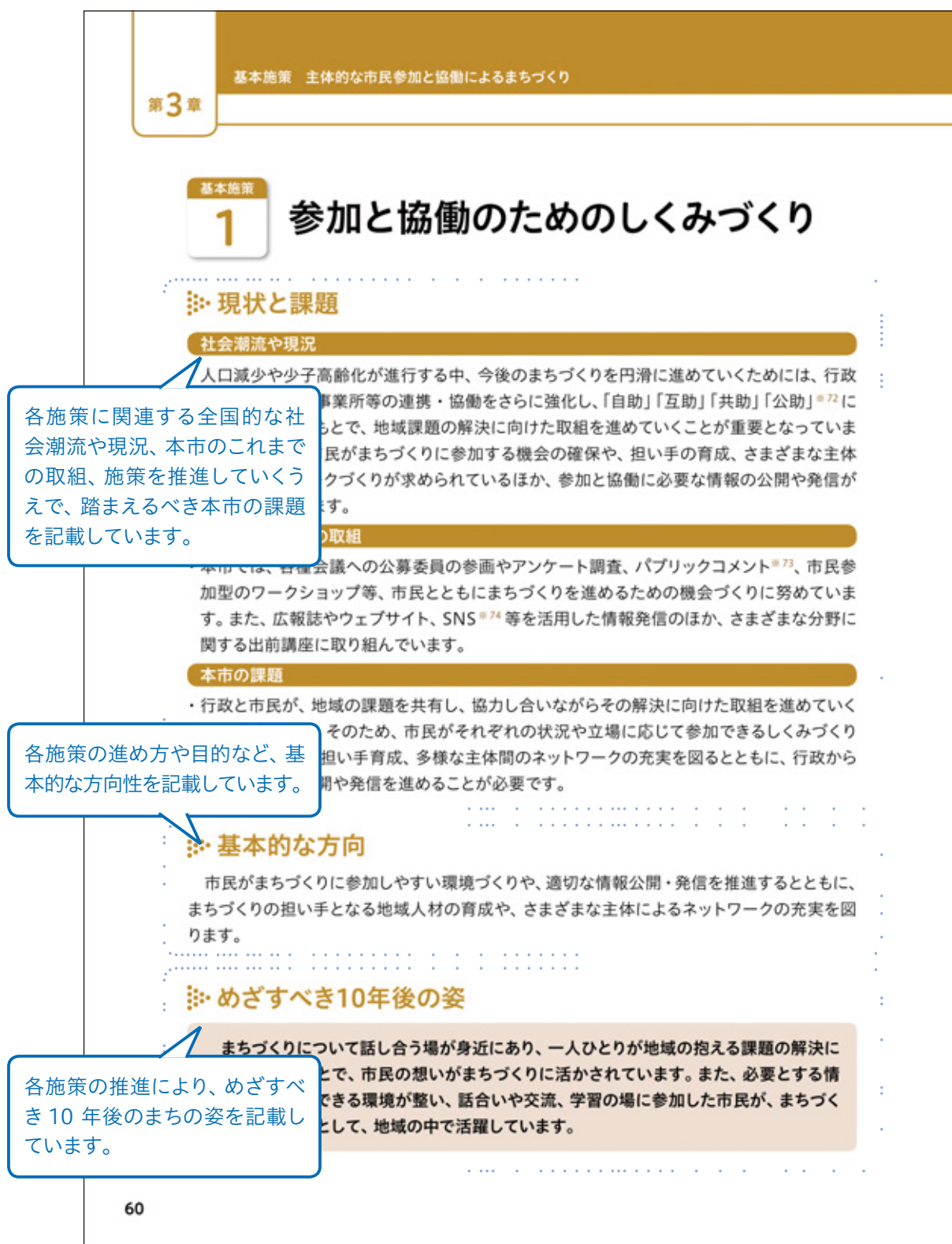
施策体系				
基本施策 主体的な市民参加と協働によるまちづくり		基本施策1	参加と協働のためのしくみづくり	① まちづくりへの参加機会の確保 ② 担い手の育成とネットワークの充実 ③ 情報公開の推進
		基本施策2	参加と協働によるまちづくり	① 市民公益活動の促進 ② 地域コミュニティ活動の促進 ③ 多様な主体との連携・協働の推進
戦略的施策 新しい人の流れを生む 魅力の発信と愛着の醸成	分野別施策1 未来への希望を育む子育て・教育	戦略的施策1		都市魅力の創生と効果的な情報発信 ① 都市魅力の発掘と磨き上げ ② 都市魅力の効果的な発信 ③ 市民のふるさと愛の醸成
		(1) 親と子を支える子育て環境づくり	個別施策1	結婚・妊娠・出産の支援 ① 結婚への支援 ② 妊娠・出産への支援
			個別施策2	子ども・子育て支援の充実 ① 保育・子育て支援の充実 ② 子育て家庭への包括的支援 ③ 地域ぐるみの子育て環境づくり
		(2) 未来の担い手を育む教育	個別施策3	学校園における教育の充実 ① 幼児教育の質の向上 ② 小中学校における教育の充実 ③ 快適な教育環境づくり
			個別施策4	未来の担い手の育成 ① 健全な育成のための環境づくり ② 若者が活躍できる場づくり
		(3) 学び続けるための環境づくり	個別施策5	生涯を通じた学びの推進 ① 生涯学習環境の充実 ② 生涯学習活動の推進 ③ 図書館サービスの充実
			個別施策6	市民文化・スポーツの推進 ① 市民文化・芸術活動の促進 ② スポーツ活動の促進
		(1) 健やかに暮らすための健康づくり・医療	個別施策7	主体的な健康づくりの推進 ① 地域ぐるみの健康づくり ② 健康に関する指導の推進 ③ 社会保障制度の適正な運用
			個別施策8	医療体制の充実 ① 地域医療体制の充実 ② 救急医療体制の充実
		(2) 支え合いを育む福祉コミュニティづくり	個別施策9	地域福祉の推進 ① 地域福祉のネットワークづくり ② 地域福祉活動の推進
			個別施策10	高齢者福祉の推進 ① “富田林版”地域包括ケアシステムの推進 ② 介護予防の推進 ③ 介護サービスの充実
			個別施策11	障がい者福祉の推進 ① 自立した生活の促進 ② 社会参加の促進 ③ 地域の理解促進による共生社会の実現
			個別施策12	生活の自立に向けた支援 ① 生活困窮者の自立支援
		(3) 多様性の尊重による共生社会の形成	個別施策13	人権の尊重と平和の希求 ① 人権教育の推進 ② 多様な人権課題への対応 ③ 平和活動の推進
			個別施策14	男女共同参画と女性の活躍の推進 ① 男女共同参画のための意識形成 ② 女性の活躍の推進
			個別施策15	多文化共生と国際交流のまちづくり ① 多文化共生のまちづくり ② 国際交流の促進



施策体系				
分野別施策3 魅力のあふれるまちのにぎわいづくり	(1) 産業活性化によるにぎわいの創出	個別施策16	雇用の促進	① 起業・創業の促進 ② 企業・商業施設の誘致 ③ 就労に対する支援
		個別施策17	商工業の活性化	① 商店や商店街の活性化 ② 工業の経営基盤の強化 ③ 伝統工芸品産業への支援
		個別施策18	農業の活性化	① 農産物の生産価値向上 ② 後継者・就農者への支援 ③ 農地の多面的機能の活用
	(2) 多くの人が訪れるにぎわいの創出	個別施策19	地域資源を活かした観光の振興	① 歴史的資源を活かした観光振興 ② 自然資源を活かした観光振興 ③ 外国人観光客の誘致
		個別施策20	人が集まる機会の創出	① 文化・スポーツを通じたにぎわいづくり ② 地域主体のにぎわいづくり
	分野別施策4 安全・安心で美しく快適なまちづくり	(1) 安全・安心な暮らしの確保	個別施策21	防災対策の推進
個別施策22			防犯対策の推進	① 防犯体制の充実
個別施策23			消防・救急体制の強化	① 消防体制の充実 ② 救急体制の充実
(2) 快適に暮らせる環境づくり		個別施策24	快適な都市空間づくり	① 計画的な土地利用の推進 ② 地域の実情に応じた地域再生・活性化 ③ 富田林らしい景観の整備
		個別施策25	暮らしを支える都市基盤の整備	① 道路網の整備 ② 安全で安心な水の供給 ③ 生活排水の適正処理
		個別施策26	住宅政策の推進	① 良好な住環境づくり ② 空き家対策の推進 ③ 移住・定住の促進
		個別施策27	交通政策の推進	① 公共交通の充実 ② 交通環境の整備 ③ 交通安全対策の推進
(3) 環境にやさしく美しい地域づくり		個別施策28	低炭素社会の構築	① 省エネルギー化やクリーンエネルギーの利用促進 ② ごみの減量とリサイクルの推進 ③ 環境美化の推進
		個別施策29	自然・歴史環境の保全	① 自然・生物多様性の保全 ② 歴史環境の保全 ③ 身近な緑化の推進
経営的施策 将来を見据えた持続可能な行財政運営の推進		経営的施策1	効率的・効果的な行財政運営	① 効果的な行政運営 ② 健全な財政運営 ③ 都市間連携の推進
		経営的施策2	計画的な財産管理	① 公共建築物の総量最適化 ② 公共施設等の長寿命化 ③ ライフサイクルコストの縮減
		経営的施策3	明日を担う職員の育成	① 職員の協働意識の向上 ② 職員の資質・能力の向上

総合基本計画

計画の見方





基本的な方向を踏まえ、めざすべき10年後の姿を実現するために、必要な施策の内容を記載しています。

目標実現のための施策

① まちづくりへの参加機会の確保

- 各種審議会や委員会等への市民の参画や、ワークショップなど多様な参加機会を提供するとともに、開催場所・日時等の実施方法の工夫など、市民がまちづくりに参加しやすいしくみづくりを推進します。
- 市民や学生、団体等が、地域課題の解決やまちづくりについて話し合い、交流できる場の創出に取り組みます。

② 担い手の育成とネットワークの充実

- 市民ワークショップの開催や出前講座の実施等を通じて、まちづくりの担い手となる地域人材の育成を図ります。
- 市民団体や地域コミュニティ組織、ボランティア団体、NPO^{※75}等、まちづくりを担う団体間のネットワークの充実を図り、地域の課題解決につなげます。

③ 情報公開の推進

- 広報誌やウェブサイト、SNS^{※74}等、多様な媒体を活用した、さらなる情報公開の推進を図ります。
- 個人情報保護にも配慮した行政情報の公開に努めるとともに、市民の利便性の向上を図るため、保有するデータの利活用の促進に向けて、オープンデータ化^{※76}に取り組むこととしています。

各施策の成果を評価するための主な指標を記載しています。

指標名	現状	10年後の目標
まちづくりについて考える機会 ^{※72} への参加者数	178人 (平成27年度)	700人
市ウェブサイトの閲覧件数	240,630件 (平成27年度)	330,000件

※市主催の各種審議会・委員会や市民ワークショップ等

関連する主な個別計画

富田林市市民公益活動推進指針(平成18年度～)

各施策に関連する本市の主な個別計画を記載しています。

※72 自助、互助、共助、公助：自助は災害への備えなど、自分でできる対策は自分で行うこと。互助は家庭単位で実施されている地域における相互の援助。共助は社会保険など制度化された相互の援助。公助は行政による援助のこと。

※73 パブリックコメント：市の基本的な政策や計画等を立案する過程において、その案を広く公表し、市民等から出された意見を考慮し、市としての意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続き。

※74 SNS：Social Networking Serviceの略称。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービス。

※75 NPO：Non-Profit Organizationの略称。福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害支援などの場面で組織として活動する民間の非営利組織。

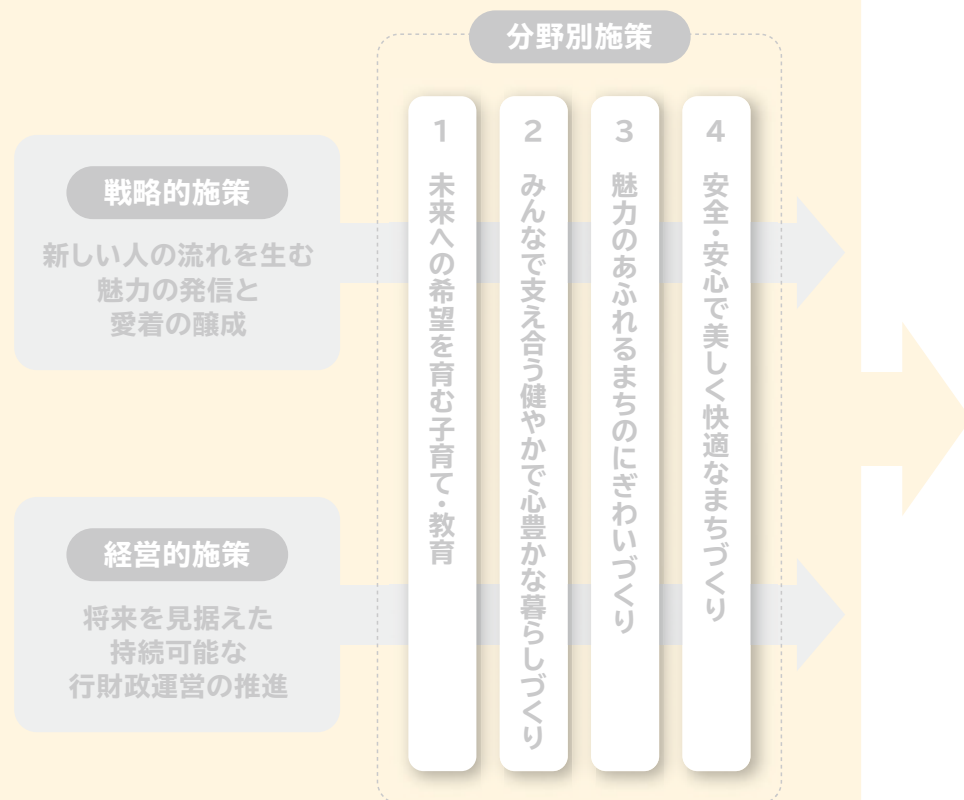
※76 オープンデータ化：自治体などが保有する公共データを、市民や民間事業者などに活用されやすい形式で公開すること。

61

基本施策

主体的な市民参加と協働によるまちづくり

基本施策 主体的な市民参加と協働によるまちづくり



将来像

ひとがきらめく！自然がきらめく！歴史がきらめく！
みんなでつくる笑顔あふれるまち 富田林



1



1



1



2



3



4

① 未来の富田林をあなたと描く市民会議“Mira-ton”② 市民公益活動支援センターの相談支援③ ひまわり迷路(NPO法人富田林市民活動ネット東板持)④ ひろとん(市民活動わくわく広場inとんだばやし)

基本施策

1

参加と協働のためのしくみづくり

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・人口減少や少子高齢化が進行する中、今後のまちづくりを円滑に進めていくためには、行政と市民・団体・事業所等の連携・協働をさらに強化し、「自助」「互助」「共助」「公助」※72による役割分担のもとで、地域課題の解決に向けた取組を進めていくことが重要となっています。そのため、市民がまちづくりに参加する機会の確保や、担い手の育成、さまざまな主体によるネットワークづくりが求められているほか、参加と協働に必要な情報の公開や発信が重要となっています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、各種会議への公募委員の参画やアンケート調査、パブリックコメント※73、市民参加型のワークショップ等、市民とともにまちづくりを進めるための機会づくりに努めています。また、広報誌やウェブサイト、SNS※74等を活用した情報発信のほか、さまざまな分野に関する出前講座に取り組んでいます。

本市の課題

- ・行政と市民が、地域の課題を共有し、協力し合いながらその解決に向けた取組を進めていくことが重要です。そのため、市民がそれぞれの状況や立場に応じて参加できるしくみづくりや、まちづくりの担い手育成、多様な主体間のネットワークの充実を図るとともに、行政からの適切な情報公開や発信を進めることが必要です。

※ 基本的な方向

市民がまちづくりに参加しやすい環境づくりや、適切な情報公開・発信を推進するとともに、まちづくりの担い手となる地域人材の育成や、さまざまな主体によるネットワークの充実を図ります。

※ めざすべき10年後の姿

まちづくりについて話し合う場が身近にあり、一人ひとりが地域の抱える課題の解決に向けて考えることで、市民の想いがまちづくりに活かされています。また、必要とする情報を知ることができる環境が整い、話合いや交流、学習の場に参加した市民が、まちづくりを進める人材として、地域の中で活躍しています。



❖ 目標実現のための施策

① まちづくりへの参加機会の確保

- ・各種審議会や委員会等への市民の参画や、ワークショップなど多様な参加機会を提供するとともに、開催場所・日時等の実施方法の工夫など、市民がまちづくりに参加しやすいしくみづくりを推進します。
- ・市民や学生、団体等が、地域課題の解決やまちづくりについて話し合い、交流できる場の創出に取り組みます。

② 担い手の育成とネットワークの充実

- ・市民ワークショップの開催や出前講座の実施等を通じて、まちづくりの担い手となる地域人材の育成を図ります。
- ・市民団体や地域コミュニティ組織、ボランティア団体、NPO※⁷⁵等、まちづくりを担う団体間のネットワークの充実を図り、地域の課題解決につなげます。

③ 情報公開の推進

- ・広報誌やウェブサイト、SNS※⁷⁴等、多様な媒体を活用した、さらなる情報発信に努めます。
- ・個人情報保護にも配慮した行政情報の公開に努めるとともに、市民の利便性の向上や、市が保有するデータの利活用の促進に向けて、オープンデータ化※⁷⁶に取り組みます。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
まちづくりについて考える機会※への参加者数	178人 (平成27年度)	700人
市ウェブサイトの閲覧件数	240,630件 (平成27年度)	330,000件

※市主催の各種審議会・委員会や市民ワークショップ等

関連する主な個別計画

富田林市市民公益活動推進指針(平成18年度～)

※⁷² 自助、互助、共助、公助：自助は災害への備えなど、自分でできる対策は自分で行うこと。互助は家族や友人、ボランティアなど制度化されていない地域における相互の扶助。共助は社会保険など制度化された相互の扶助。公助は個人や地域で解決できない問題について行政が支援すること。

※⁷³ パブリックコメント：市の基本的な政策や計画等を立案する過程において、その案を広く公表し、市民等から出された意見を考慮し、市としての意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続き。

※⁷⁴ SNS：Social Networking Service の略称。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービス。

※⁷⁵ NPO：Non-Profit Organization の略称。福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害支援などの場面で組織として活動する民間の非営利組織。

※⁷⁶ オープンデータ化：自治体などが保有する公共データを、市民や民間事業者などに活用されやすい形式で公開すること。

基本施策

2

参加と協働によるまちづくり

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・高齢化の進行や人間関係の希薄化等により、地域活動の担い手の減少や町会・自治会加入率の低下など、地域コミュニティの衰退が指摘されています。また、東日本大震災や熊本地震等の大規模災害の発生により、地域のつながりの大切さが再認識されており、こうした状況の中で、新たな人材が地域の担い手となることが期待されているとともに、地域コミュニティによる取組や市民公益活動の推進等、協働の視点に立ったまちづくりを進めることが重要となっています。
- ・本市では、NPO※⁷⁷ 法人数や町会・自治会等の地縁団体数は、近年横ばいで推移しているものの、市民公益活動支援センターの登録団体数は増加傾向にあり、地域活動における連携・交流の意識や、サポートへのニーズが高まってきています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、市民公益活動推進指針に基づき、市民公益活動支援センターによる公益活動団体への活動支援や相談等に取り組んでいます。また、元気なまちづくりモデル事業補助金や地域活性化アドバイザーの派遣など、町会・自治会等の地域コミュニティ活動への支援を行うとともに、大学をはじめ、多様な主体との連携促進を図っています。

本市の課題

- ・地域における担い手の高齢化や後継者不足、協力・参加意識の低下等の課題に対し、地域コミュニティの取組や公益活動への支援、優良事例の共有等を通じて、地域における市民参加・協働の促進や意識の向上を図るとともに、多様な主体との連携・協働により、市民・団体等による主体的な地域活動の活性化を図っていくことが必要です。

※ 基本的な方向

市民公益活動や地域コミュニティ活動の活性化に向けた支援を行うとともに、地域課題の解決に向けた多様な主体との連携・協働を推進し、参加と協働を基本としたまちづくりをあらゆる分野で進めます。

※ めざすべき10年後の姿

多くの市民が地域の課題解決に向けた活動や町会・自治会の活動に参加することで、地域の絆が強くなり、「自分たちのまちは自分たちで良くする」という考えを持った人たちがまちづくりを進めています。また、NPO※⁷⁷ や地域の団体、大学や企業などが得意分野を活かしながら、市民とともに活動することで、地域づくりのための多くの交流やアイデアが生まれるまちとなっています。



❖ 目標実現のための施策

① 市民公益活動の促進

- ・市民団体やNPO※77、ボランティア、事業所等による公益活動の活性化に向け、市民公益活動支援センターにおける情報提供や相談支援の充実を図ります。
- ・市民提案型事業や地域主体の取組への支援等を通じて、地域課題の解決につなげます。

② 地域コミュニティ活動の促進

- ・町会・自治会等の地域コミュニティ組織の主体的な活動や、活動の拠点づくりを支援するとともに、地域間の連携のさらなる充実を図ります。
- ・地域における優良事例の取組内容やノウハウについて、市全体での共有を図ります。
- ・町総代会等との連携を強化し、町会・自治会への加入を促進します。

③ 多様な主体との連携・協働の推進

- ・地域課題の解決に向けて、地域コミュニティ組織や市民公益活動団体、大学、民間企業等、あらゆる主体との連携を強化するとともに、各団体間における連携やネットワークのさらなる強化に向けた支援に取り組みます。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
市民公益活動支援センター利用者数	7,110 人 (平成27年度)	10,000 人
市民公益活動支援センター登録団体数	150 団体 (平成27年度)	250 団体

関連する主な個別計画

富田林市市民公益活動推進指針(平成18年度～)

富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27～31年度)

※77 NPO: Non-Profit Organization の略称。福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害支援などの場面で組織として活動する民間の非営利組織。

戦略的施策

新しい人の流れを生む
魅力の発信と愛着の醸成

基本施策 主体的な市民参加と協働によるまちづくり

分野別施策

戦略的施策

新しい人の流れを生む
魅力の発信と
愛着の醸成

経営的施策

将来を見据えた
持続可能な
行財政運営の推進

1

未来への希望を育む子育て・教育

2

みんなで支え合う健やかで心豊かな暮らしづくり

3

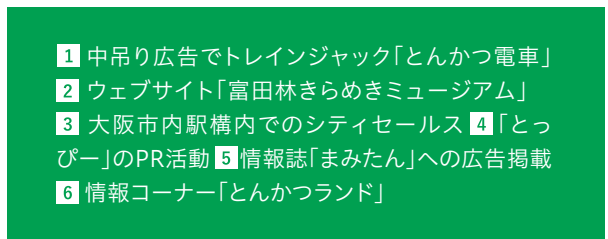
魅力のあふれるまちのにぎわいづくり

4

安全・安心で美しく快適なまちづくり

将来像

ひとがきらめく！自然がきらめく！歴史がきらめく！
みんなでつくる笑顔あふれるまち 富田林



- ① 中吊り広告でトレインジャック「とんかつ電車」
- ② ウェブサイト「富田林きらめきミュージアム」
- ③ 大阪市内駅構内でのシティセールス ④「とっぴー」のPR活動 ⑤ 情報誌「まみたん」への広告掲載
- ⑥ 情報コーナー「とんかつランド」

戦略的施策

1

都市魅力の創生と効果的な情報発信

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・我が国の総人口が減少局面に入っている中、若い世代の都市部への人口流出等を背景に、地方においては都市部に比べて人口減少がより速く進行しています。
- ・本市の人口は、平成 14 (2002) 年の 12 万 6,400 人をピークに、以降減少を続けており、平成 28 (2016) 年には 11 万 4,646 人と、ピーク時から 1 万人以上減少している中、本市が将来にわたって活力ある地域社会を維持していくためには、人口減少の抑制や交流人口※78 の増加に向けた取組を進めていくことが求められています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、「富田林生活とんかつ」をキーワードに、良好な住環境や子育て環境をはじめ、恵み豊かな自然、魅力的な歴史など、定住の地、訪れる地としての魅力を、ポータルサイト※79 の開設や各種媒体を活用した情報発信を通じて、イメージ戦略として展開してきたほか、プロモーションアニメの作成や、イメージキャラクター「とっぴー」の活用等、広く市内外に向けて本市の魅力を発信する取組を進めています。

本市の課題

- ・本市が“煌^{きらめき}のまち”としてあらゆる場面で選ばれるまちとなるよう、本市固有の地域資源を活かしながら、定住の地、訪れる地としての魅力を高めることが必要です。また、これらの魅力を都市ブランドとして市内外に効果的に発信していくことで、定住人口の確保や交流人口※78 の増加につなげるとともに、暮らしやすさや子育てのしやすさ、訪れる楽しみといった本市のかけがえのない魅力を市民が誇りに思い、ふるさと富田林への愛着を高めていくことが必要です。

※ 基本的な方向

産官学金労言（産業・行政・教育・金融・労働・メディア）の各分野が相互に連携・協力し、市民とともに暮らしやすさや子育てのしやすさ、訪れる楽しみ等、本市の魅力の発掘と磨き上げを行い、その魅力を都市ブランドとして市内外に効果的に発信するとともに、市民のふるさと富田林に対する愛着を醸成する取組を分野横断的に推進します。

※ めざすべき10年後の姿

多くの人が、暮らしやすさや子育てのしやすさに魅力を感じ、新たに移り住んできています。また、観光客にとって訪れる楽しみがたくさんあり、訪れてみたい、住んでみたい魅力的なまちに、市民にとって誇りに思えるふるさととして、住み続けたいまちとなっています。



※ 目標実現のための施策

① 都市魅力の発掘と磨き上げ

- ・暮らしやすさや子育てのしやすさ、訪れる楽しみ等につながる本市の潜在的な魅力を掘り起こすとともに、全国の先進事例も参考にしながら、あらゆる分野において新たな付加価値の創出を図ります。
- ・市民および産官学金労言の各分野が連携・協力しながら都市魅力の磨き上げを行うとともに、その魅力を都市ブランドとして構築します。
- ・大学等高等教育機関が保有する人材や知的財産のさらなる活用により、学生や市民を引き付ける都市魅力づくりを推進します。

② 都市魅力の効果的な発信

- ・統一的なイメージ戦略による効果的なシティセールス※⁸⁰を展開します。
- ・マーケティング※⁸¹や広告に関する民間のノウハウを取り入れ、多様な媒体を活用しながら、より多くの人に伝わる効果的な情報発信に取り組みます。

③ 市民のふるさと愛の醸成

- ・イベント開催や情報発信の強化等により、市民がまちの魅力にふれ、再発見する機会につなげることで、市民一人ひとりのふるさと富田林への愛着や誇りを醸成します。
- ・市民や学生、事業所等が、市への愛着を高め、それぞれがシティセールス※⁸⁰の主体として、積極的に情報発信できるしくみづくりに取り組みます。

※ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
20・30代人口比率	20.7 % (平成27年度)	21.7 %
富田林市のことを好きと思う市民の割合	48.2 % (平成28年度)	80.0 %

関連する主な個別計画

富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27～31年度)

※78 交流人口：通勤・通学や買い物、観光などのため、その地域に訪れる(交流する)人のこと。

※79 ポータルサイト：インターネット上のさまざまなサービスや情報を集約し、簡単にアクセスできるようにまとめた利用の起点となるウェブサイト。

※80 シティセールス：市の魅力や特色を対外的にPRすることによって、知名度やイメージを向上させる取組。

※81 マーケティング：消費者が求めている商品やサービス等を調査し、供給する商品や販売方法などを決定する活動。

分野別施策 1

未来への希望を育む 子育て・教育

基本施策 主体的な市民参加と協働によるまちづくり

戦略的施策

新しい人の流れを生む
魅力の発信と
愛着の醸成

経営的施策

将来を見据えた
持続可能な
行財政運営の推進

分野別施策

1

未来への希望を育む子育て・教育

2

みんなで支え合う健やかで心豊かな暮らしづくり

3

魅力があふれるまちのにぎわいづくり

4

安全・安心で美しく快適なまちづくり

将来像

ひとがきらめく！自然がきらめく！歴史がきらめく！
みんなでつくる笑顔あふれるまち 富田林



1



2



4



5



3



6

1 市立幼稚園 2 ALTによる英語教育 3 乳幼児クラブ(児童館) 4 病児保育 5 小学生の図書館見学 6 ぎらめき創造館(完成イメージ)

個別施策

1

結婚・妊娠・出産の支援

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・我が国の合計特殊出生率※⁸²は、近年回復傾向にあるものの、平成 27 (2015) 年時点では 1.45 と、人口を長期的に維持する水準である 2.07 を下回って推移しています。
- ・本市の合計特殊出生率※⁸²は、20 ～ 30 代の若年層の転出超過傾向等を背景に、平成 27 (2015) 年時点で 1.21 と、国をさらに下回る水準で推移しており、人口全体に占める年少人口 (0 ～ 14 歳) の割合も低下を続けています。こうした状況の中、若い世代の「子どもを持ちたい」という希望をかなえ、少子化の進行を抑制することが求められています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、結婚を望む人への出会いの場の提供や、妊娠された人への祝品の贈呈、乳幼児全戸訪問、妊婦や産後の母子へのサポート等、結婚から妊娠、出産までの切れ目のない支援を行っています。また、妊婦健康診査の費用助成、多胎妊婦への増額助成、不妊治療への助成等、経済的な負担の軽減に取り組んでいます。

本市の課題

- ・出生数を向上させ、少子化の進行を抑制するためには、若い世代の「子どもを持ちたい」という希望をかなえるための、結婚から妊娠、出産までの切れ目のない支援の充実が必要です。

※ 基本的な方向

若い世代に子どもを産み育てる地として選ばれるまちとなるよう、結婚から妊娠、出産までを切れ目なく支援し、若い世代の「子どもを持ちたい」という希望をかなえます。

※ めざすべき10年後の姿

多くの若い世代が、結婚に対して希望を持ち、富田林市を縁にたくさんの新しい家庭が生まれています。また、妊娠・出産についてのさまざまな支援を受けることで、子どもを持ちたいと願う誰もが安心して出産できるまちとなっています。



❖ 目標実現のための施策

① 結婚への支援

- ・結婚に対する悩みや不安を抱える若い世代に向けて、結婚に前向きになれるような機会の創出を図ります。
- ・結婚を希望する人への出会いの場づくり等、結婚のきっかけづくりに取り組みます。

② 妊娠・出産への支援

- ・家庭訪問等による相談支援や、出産・育児に向けた教室の開催、産後の母子へのサポート、妊娠・出産期の経済的な負担の軽減等、妊娠・出産を一貫して支援し、安心して出産できる環境づくりを推進します。
- ・不妊治療や不育症治療に係る費用の助成等、子どもを持ちたいと願う人への支援に取り組むとともに、多子世帯への支援の充実を図ります。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
合計特殊出生率	1.21 (平成27年度)	1.72
不妊・不育症治療費助成件数	—	90件

関連する主な個別計画

富田林市子ども・子育て支援事業計画(平成27～31年度)

富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27～31年度)

※ 82 合計特殊出生率：一人の女性が生涯何人の子どもを産むのかを表す指数。

個別施策

2

子ども・子育て支援の充実

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・共働き世帯の増加や核家族化、地域における人間関係の希薄化等、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化している中、平成 27 (2015) 年に子ども・子育て支援新制度が施行され、すべての子どもが健やかに成長する環境の向上や、教育・保育の一体的提供、地域で子育てを支える取組の充実が求められています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、「子育てするなら富田林」のキャッチフレーズのもと、保育士による家庭訪問や各種教室・相談事業等を関係機関とも連携のうえ進めているほか、平成 27 (2015) 年に寺池台保育園を開設するとともに、平成 28 (2016) 年には病児保育を開始するなど、保育ニーズへの対応を行っています。また、中学校3年生までの子ども医療費の助成や、児童虐待の防止に向けた取組、放課後等の子どもの居場所確保など、子どもと子育てを支援するさまざまな取組を展開しています。

本市の課題

- ・本市では、近年の保育ニーズの高まりに伴い、保育所利用者数が増加傾向にある中、これまでの 10 年間発生していなかった4月1日時点の待機児童が、平成 28 (2016) 年に発生し、待機児童の解消に向けた取組が急務となっています。
- ・子育て・定住の地としての本市の魅力を高めていくためには、子育てや保育ニーズを的確に捉え、必要なサービスを提供するとともに、ひとり親家庭等の支援を要する家庭への支援など、子育て家庭に対する包括的な支援体制の整備が必要です。また、地域ぐるみの子育て環境づくりや、子育て中の親の孤立防止、親同士の交流の場の充実を図ることが必要です。

※ 基本的な方向

本市がこれまで積極的に進めてきた子育て支援施策のさらなる充実や、子育て・定住の地としての魅力を高める多様なニーズに応じた保育サービスの提供、子育て家庭に対する包括的な支援体制づくりを行うとともに、地域で子育てを支える取組の充実を図ります。

※ めざすべき10年後の姿

子育て家庭が安心して子どもを預けられる場所があることで、希望する子育てや働き方が可能となっています。また、子育て家庭への支援が行き届き、すべての子どもが健やかに成長しています。さらに、多くの人が子育て支援や交流の場に協力・参加することで、地域ぐるみで子育てを応援するまちとなっています。



❖ 目標実現のための施策

① 保育・子育て支援の充実

- ・子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、関係機関との連携により、待機児童解消に取り組むとともに、安心して子どもを預けることができる体制づくりに取り組みます。
- ・民間事業者による認定こども園への移行時や保育施設の整備に対する支援を行うとともに、市立幼稚園・保育所の今後のあり方について検討し、新たな保育・子育てニーズへの対応につなげます。

② 子育て家庭への包括的支援

- ・つどいの広場※83・地域子育て支援センターや関係機関とも連携しながら、子育て家庭に対する包括的な支援体制を構築します。
- ・子育て家庭の経済的な負担軽減を図るため、ひとり親家庭への経済的な支援や就労支援、子ども医療費の助成等の支援に取り組みます。

③ 地域ぐるみの子育て環境づくり

- ・学童クラブや児童館、放課後子ども教室等において、地域とも連携しながら、放課後の子どもの居場所づくりや多様な体験・交流の場を提供します。
- ・学校園をはじめ、保健センターや医師会、警察、児童相談所等の関係機関が連携した要保護児童対策地域協議会により、児童虐待の防止に努めます。
- ・子育て経験者や民生委員・児童委員、ボランティア団体等との連携・協力を強化し、子育て支援ネットワークの充実を図ります。
- ・子育て支援ボランティアやファミリー・サポート・センター※84等、市民が子育て支援に参加できる機会や、子育て中の親同士が交流できる機会の充実を図ります。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
保育所の待機児童数(4月1日時点)	6人 (平成28年度)	0人
つどいの広場・地域子育て支援センターの利用者数	21,854人 (平成27年度)	27,000人
利用者支援事業※の実施箇所数	2箇所 (平成28年度)	3箇所

※保護者等が自らの選択で多様な教育・保育等の子育て支援を円滑に利用できるよう必要な支援を行う事業

関連する主な個別計画

富田林市子ども・子育て支援事業計画(平成27～31年度)
 第2次富田林市ひとり親家庭自立促進計画(平成25～29年度)
 富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27～31年度)

※83 つどいの広場：子どもとその保護者が、気軽に集い、交流や育児相談ができる場。

※84 ファミリー・サポート・センター：子育てを「援助してほしい」「応援したい」という人がそれぞれ会員となり、地域で会員相互が援助しあえるよう支援するしくみ。

個別施策

3

学校園における教育の充実

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・将来を担う子どもたちが、これからの社会を生きていくために、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の3つの要素をバランスよく育む教育が求められています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、市立小学校1年生と2年生の少人数教育に加えて、独自に小学校6年生と中学校3年生の少人数教育に取り組むなど、一人ひとりの子どもに対するきめ細やかな教育を行うとともに、外国人英語指導助手(ALT)※85の配置による英語コミュニケーション能力の育成や国際理解教育を推進するほか、教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー※86、学習サポーターの配置などにより、不登校や問題行動の未然防止に努めています。また、子どもたちの学習環境の充実に向け、市立中学校へのエアコン設置に計画的に取り組んでいるほか、心身ともに大きく成長する中学生に、安全で栄養のバランスがとれた食事を提供し、健康の増進を図るため、全市立中学校での選択制による給食を提供しています。
- ・本市では、平成28(2016)年9月に「夢と希望が輝く人づくり」を具現化することを基本理念とした「教育大綱」を策定し、子どもたちが、ふるさと富田林で人と人との温かい絆を通して伸び伸びとたくましく生きる力を身につけ、自らの可能性を広く伸ばすことができる教育をめざしています。

本市の課題

- ・子どもたちが、より良い社会の担い手となるためには、幼児期からの教育の充実を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの視点に基づき、学びを将来に活かしていくことができる教育の推進が必要です。

※ 基本的な方向

学校園において、子どもたちが「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身につけ、自らの可能性を広く伸ばすことができるよう、主体的に学び、活かしていくことができる知識や技能を身につける教育を推進します。

※ めざすべき10年後の姿

子どもが安全・安心で、快適な環境で教育を受けることで、子どもの元気な笑顔がまちじゅうにあふれています。また、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、子どもが自ら考え、行動に移すことができる能力を身につけることで、子どもたちの未来への可能性が広がり、夢の実現を後押しするまちとなっています。



❖ 目標実現のための施策

① 幼児教育の質の向上

- ・幼稚園等において、良好な環境で保育を行うとともに、教職員の資質や能力の向上を図り、健全な発達を育む幼児教育を推進します。
- ・幼稚園、保育所等の連携・交流や、学校教育へ円滑につなぐなど、切れ目のない教育を推進します。

② 小中学校における教育の充実

- ・本市独自の少人数によるきめ細やかな教育の推進により、確かな学力の向上を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの視点に基づき、学びを活かす力を育む教育を推進します。
- ・時代に即した知識や能力、経験を得ることができるよう、外国人英語指導助手(ALT)※85による英語教育に取り組むとともに、情報教育やキャリア教育を推進します。
- ・豊かな心や健やかな体を育成するため、道徳教育や人権教育、健康教育等の充実を図るとともに、さまざまな体験活動や、いじめ防止に向けた取組を推進します。
- ・支援を必要とする児童・生徒が、それぞれの教育的ニーズに応じた支援を受けることができるよう、今後も介助員の配置や教職員の資質向上を図る取組を推進します。
- ・教職員の指導力向上のための研修機会の充実等、教育の質的向上を図ります。

③ 快適な教育環境づくり

- ・子どもたちが安全・安心で快適に学習に取り組めるよう、施設の安全対策や、ICT※87環境、年間を通じて学習に集中できる環境の整備等を推進します。
- ・安全で美味しい学校給食を提供するとともに、給食を通じた食育を推進します。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
全国学力・学習状況調査成績全国比※	小6：97% 中3：100% (平成28年度)	小6：100%以上 中3：102%以上
学校に行くのが楽しいと思う児童・生徒の割合	小6：90% 中3：80% (平成28年度)	小6：90%以上 中3：85%以上

※「本市の全教科・区分の平均正答率合計値÷全国全教科・区分の平均正答率合計値×100」で算出

関連する主な個別計画

富田林市教育大綱(平成28～31年度)

富田林市子ども・子育て支援事業計画(平成27～31年度)

富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27～31年度)

※85 外国人英語指導助手(ALT)：英語を母国語とする外国人で、生きた英語を子どもたちに学ばせるために、日本人教師を補佐する職業(Assistant Language Teacherの略称)。

※86 スクールソーシャルワーカー：児童・生徒が学校や日常生活で抱える悩みや問題に対して、家族や友人、学校、地域などの周囲の環境に働きかけることで、子どもを支援していく専門職。

※87 ICT：Information and Communication Technologyの略称。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

個別施策

4

未来の担い手の育成

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・近年、不登校やひきこもり、ニートなど、困難を抱える子ども・若者が増加しています。また、インターネットやスマートフォンの普及により、有害な情報やトラブルから子ども・若者を守る環境づくりの重要性が高まっています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、若者の交流や活動の場の充実に向けて、きらめき創造館の整備を進めているほか、青少年指導員連絡協議会やこども会育成連絡協議会等との連携により、青少年の健全な育成や体験・交流活動の促進を図っています。また、ひきこもり等で悩みを抱える若者やその家族を対象に、カウンセラーによる相談やシンポジウム等を開催しています。

本市の課題

- ・未来を担う子ども・若者が、生まれ育った環境等によって将来を左右されることがなく、心身ともに健やかに成長し、社会の一員として活躍できるためにも、家庭・地域・学校・行政等が一体となって、子ども・若者の健全な育成を支援していくとともに、さまざまな体験や交流の機会を通じた学びの場の提供、若者の主体的な活動への支援等、子ども・若者が自らの力を最大限に発揮しながら活躍できる地域づくりが必要です。

※ 基本的な方向

子ども・若者が心身ともに健やかに成長し、社会の一員として活躍できるよう、家庭・地域・学校・行政等の連携を深め、子ども・若者の居場所づくりや主体的な活動の促進を図ります。

※ めざすべき10年後の姿

若者が地域でのさまざまな体験・交流の場へ参加することで、豊かな心や夢と希望を持ち、地域を支える新たな担い手やリーダーとなって活躍しています。また、ひきこもりやニートなど困難を抱える子ども・若者が、地域で気軽に相談でき、支援を受けることができる場所があり、自立に向けた道が開かれたまちとなっています。



※ 目標実現のための施策

① 健全な育成のための環境づくり

- ・子ども・若者の健全な成長に向けて、青少年指導員連絡協議会等の関係団体や家庭・地域・学校・行政が連携し、非行防止に向けた指導や、有害環境の除去、情報モラルの教育などに取り組みます。
- ・子ども・若者の居場所づくりや、体験・交流の機会づくりを通じて、子どもたちの心豊かな成長を支援します。
- ・困難を抱える子ども・若者が社会的に自立することができるよう、相談支援体制の充実を図ります。

② 若者が活躍できる場づくり

- ・子ども・若者の地域に対する愛着と誇りが育まれるよう、まちづくりやイベント、ボランティア活動等への自主的な参加を促進します。
- ・子ども・若者が将来の希望や夢が持てるよう、職業やボランティア体験等の機会の充実を図ります。
- ・若者の自主的な活動を支援するとともに、活動リーダーの養成や活動を支える人材の育成に取り組みます。

※ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
きらめき創造館の利用者数	—	25,000人
青少年活動リーダー養成事業参加者数	764人 (平成27年度)	860人

関連する主な個別計画

富田林市教育大綱(平成28～31年度)

富田林市子ども・子育て支援事業計画(平成27～31年度)

個別施策

5

生涯を通じた学びの推進

❖ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・個人の価値観やライフスタイルの変化、高齢化の進行等を背景として、生涯学習へのニーズが高まっている中、市民が生涯にわたって学び、生きがいのある生活を送ることができる環境づくりや、学びを通じて習得した知識や能力を活用する機会の創出が求められています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、公民館等で各種団体とも連携しながら、さまざまな講座やイベントの開催、大学や近隣自治体との連携事業など、市民のニーズに応じた幅広い学習機会を提供しています。また、生涯学習環境のさらなる充実に向けて、きらめき創造館の整備を進めています。さらに、図書館においては、近隣自治体等との広域相互利用による市民の利便性向上を図るとともに、ブックスタート事業※⁸⁸や団体貸出、読書通帳の配布、学校との連携など、子どもの成長に合わせた読書活動を推進しています。

本市の課題

- ・市民一人ひとりが生涯にわたって学び続け、生きがいのある生活を送ることができるために、生涯学習環境の充実を図るとともに、学んだ知識や能力を地域で活かすことができるしくみづくりを行うことが必要です。

❖ 基本的な方向

市民の多様な学びに対するニーズに対応するとともに、指導者の育成や関係機関とのネットワークの充実により、誰もが学び、活かすことができる生涯学習環境づくりを推進します。

❖ めざすべき10年後の姿

市民が興味・関心のあるさまざまな分野で、活動や仲間づくりの場が提供されていることで、生涯を通じて楽しみながら学び続けています。また、学びを通じて得た知識や能力を活かし、市民が元気にさまざまな場面で活躍できるまちとなっています。



※ 目標実現のための施策

① 生涯学習環境の充実

- ・市民の学びに対するニーズを踏まえ、生涯学習環境のあり方を検討し、計画的な生涯学習機会の提供につなげます。
- ・活動の拠点となる施設の充実や、指導者の育成等、生涯学習を活発化させるための環境づくりに取り組みます。
- ・各世代に応じた学習機会の充実を図るとともに、世代間の交流を促進します。
- ・各種団体やNPO※⁸⁹等とのネットワークの充実により、多様な生涯学習機会を創出します。

② 生涯学習活動の推進

- ・市民企画講座等、市民のニーズを生涯学習活動に反映し、多くの市民が主体的に参加できる取組を推進します。
- ・市民が学んだ知識や能力を活かすことができるよう、活躍の場の創出や地域コミュニティ組織とのさらなる連携等を推進します。

③ 図書館サービスの充実

- ・すべての市民が生涯にわたる学習の場、憩いの場として図書館を利用することができるよう、市民ニーズに応じた図書資料の充実や情報の提供に取り組みます。
- ・学校やボランティア団体等と連携しながら、子どもの読書習慣の定着を促進します。

※ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
生涯学習施設※の利用者数	475,148人 (平成27年度)	505,000人
公民館における市民企画の講座開催回数	54回 (平成27年度)	80回
図書館資料の貸出数	782,067件 (平成27年度)	822,000件

※公民館、図書館、きらめき創造館（整備前は福祉青少年センター）

関連する主な個別計画

富田林市教育大綱（平成28～31年度）

富田林市子ども読書活動推進計画（平成25～29年度）

※ 88 ブックスタート事業：4か月児健診に参加された乳幼児に絵本を配布し、保護者に絵本を通じて乳幼児とのふれあいの必要性をはたらきかける事業。

※ 89 NPO：Non-Profit Organizationの略称。福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害支援などの場面で組織として活動する民間の非営利組織。

個別施策

6

市民文化・スポーツの推進

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・個人のライフスタイルの多様化を背景として、市民の文化・芸術活動へのニーズが高まっています。また、子ども同士の屋外で遊ぶ機会の減少や、中高年を中心とした健康志向の高まりから、あらゆる年代を通じたスポーツ活動の重要性が高まっています。こうした活動は、市民が健康で充実した生活を送ることだけではなく、地域のつながりを生み出し、活力を高めていくためにも、大切な活動であると言えます。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、市民文化団体への活動支援や市民文化祭の開催、すばるホールや市民会館における多様なイベントや講座の実施等、さまざまな文化・芸術活動にふれる機会を提供しています。また、スポーツ活動については、市民が参加できる大会の開催等、活動の場の提供に取り組むとともに、スポーツ推進委員による指導・助言や、体育協会等の各種団体との連携強化を進めています。

本市の課題

- ・市民が豊かな感性を育み、健やかな生活を送ることができるためにも、文化・芸術に身近にふれることができる環境づくりや、生涯にわたってスポーツ活動に取り組むことができる環境づくりが必要です。

※ 基本的な方向

市民一人ひとりが、健康で充実した生活を送ることができるよう、文化・芸術にふれる機会やスポーツを楽しむ機会の充実を図るとともに、地域における文化・芸術活動やスポーツ活動を推進します。

※ めざすべき10年後の姿

市民が日常の中で文化・芸術にふれる場があり、文化・芸術活動を通じた体験や交流に参加することで、心豊かで文化的な、質の高い生活を送っています。また、スポーツを通じて、人々との交流が深まり、市民がいきいきと暮らすことができるまちとなっています。



❖ 目標実現のための施策

① 市民文化・芸術活動の促進

- ・市民が文化・芸術に関心を持ち、身近に感じることができるよう、あらゆる年代を通じて、多様な文化・芸術にふれる機会の充実を図ります。
- ・市民文化の発展に向け、市民文化・芸術活動に関する各種団体とのさらなる連携に努めます。

② スポーツ活動の促進

- ・生涯を通じてスポーツに親しむことができるよう、学校体育施設の市民への利用開放や、各種大会の開催等、市民のスポーツ活動を促進します。
- ・スポーツ団体等への活動支援や、団体間の連携による交流を促進するとともに、地域におけるスポーツ活動の指導者を育成します。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
すばるホール・市民会館の利用者数	328,176人 (平成27年度)	377,000人
スポーツ施設の利用者数	847,828人 (平成27年度)	865,000人

関連する主な個別計画

富田林市教育大綱(平成28～31年度)



市民プール「アクアパークきらめき」

分野別施策 2

みんなで支え合う
健やかで心豊かな
暮らしづくり

基本施策 主体的な市民参加と協働によるまちづくり

戦略的施策

新しい人の流れを生む
魅力の発信と
愛着の醸成

経営的施策

将来を見据えた
持続可能な
行財政運営の推進

分野別施策

1

未来への希望を育む子育て・教育

2

みんなで支え合う健やかで心豊かな暮らしづくり

3

魅力のあふれるまちのにぎわいづくり

4

安全・安心で美しく快適なまちづくり

将来像

ひとがきらめく！自然がきらめく！歴史がきらめく！
みんなでつくる笑顔あふれるまち 富田林



1



2



4



5



3



6

1 認知症啓発イベント「RUN伴」
2 介護予防教室 3 けんこう小町
による啓発活動 4 地域福祉を考える
校区交流会議 5 平和を考える戦争
展 6 とんだばやし人権フェア

総合ビジョン

第1章

第2章

第3章

総合基本計画

第1章

第2章

第3章

資料編

個別施策

7

主体的な健康づくりの推進

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・我が国の平均寿命は、平成 27 (2015) 年で 83.7 歳と世界トップを維持している一方で、高齢化の進行やライフスタイルの変化等により、生活習慣病患者や介護を必要とする人が増加しており、健康寿命※90の延伸に向けた取組が求められています。こうした中、本市では、平成 27 (2015) 年 3 月に「健康とんだばやし 21 (第 2 次) 及び食育推進計画」を策定し、誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくりに向け、健康寿命※90の延伸と、平均寿命との格差縮小をめざしています。また、社会保障制度の 1 つである国民健康保険については、平成 30 (2018) 年度から都道府県と市が共同で保険者となり、広域的なしくみの構築をめざしています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、特定健康診査とがん検診を同時に受診できるセット健診の導入や市職員により結成した「けんこう小町」による啓発活動等、各種健診の受診率向上に向けた取組を進めています。また、定期的な予防接種や健康教育、保健指導等、主体的な健康づくりにつながる取組を進めるとともに、市民の健康づくりに対する意識の高揚を図っています。さらに、国民健康保険制度においては、後発医薬品（ジェネリック医薬品）※91の推奨や、データヘルス計画に基づく疾病の重症化予防に向けた指導等、医療費の適正化を図っていると同時に、後期高齢者医療制度においては、大阪府後期高齢者医療広域連合との協力により、制度の安定的な運営に努めています。

本市の課題

- ・市民の健康寿命※90の延伸に向け、あらゆる年代を通じた主体的な健康づくりの促進を図るとともに、予防接種や感染症予防対策の重要性について周知するなど、市民の健康に対する意識の高揚を図ることが必要です。また、誰もが必要とする支援や医療等が受けられるよう、公平公正な社会保障制度の安定的な運営が必要です。

※ 基本的な方向

市民一人ひとりの主体的な健康づくりの促進や、生活習慣病等の予防に向けた指導の充実を図るとともに、社会保障制度の安定的な運営を推進します。

※ めざすべき10年後の姿

市民が運動や食事など、健康的な生活習慣を身につけ、健康診断などを定期的に受診するなど、多くの人々が「自分の健康は自分で守る」意識を持って生活しています。また、予防接種やがん検診の受診など、病気の予防や早期発見により、誰もが健康で、長生きできるまちとなっています。



❖ 目標実現のための施策

① 地域ぐるみの健康づくり

- ・健康に関する知識の周知・啓発に取り組むとともに、健康づくりに対する意識の向上を図り、市民の主体的な健康づくりにつなげます。
- ・健康や福祉、介護、スポーツ等さまざまな関係団体との連携を強化し、地域における健康づくりの機会の充実を図ります。
- ・市民が食に関する知識や食を選択する力を身につけ、実践することができるよう、食育の取組を推進します。

② 健康に関する指導の推進

- ・特定健康診査やがん検診等の受診しやすい環境づくりにより、受診率の向上を図り、疾病の予防や早期発見につなげるとともに、生活習慣の改善に向けた、健康相談や保健指導の充実を図ります。
- ・対象者への周知や積極的な啓発活動等により、予防接種の接種率向上を図ります。
- ・こころの健康づくりを進めるとともに、自殺予防のための相談体制の充実を図ります。

③ 社会保障制度の適正な運用

- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）※91の使用促進等を通じた医療費の適正化を図り、安定的な国民健康保険制度の運営につなげます。
- ・保険料等の収納率の向上を図り、公平公正で安定的な国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の運営に努めます。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
市民の健康寿命	男性：78.8歳 女性：82.0歳 (平成26年)	男性：78.9歳以上 女性：83.5歳以上
がん検診受診率	11.3 % (平成27年度)	17.0 %
特定健診受診率	38.5 % (平成27年度)	60.0 %

関連する主な個別計画

富田林市健康とんだばやし21(第2次)及び食育推進計画(平成27～36年度)
富田林市国民健康保険特定健康診査等実施計画(第2期)(平成25～29年度)
富田林市国民健康保険データヘルス計画(平成28～29年度)
富田林市新型インフルエンザ等対策行動計画(平成26年度～)
富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27～31年度)

※90 健康寿命：日常的に介護を必要とせず、自立した生活ができる期間（要介護2以上が介護が必要と定義されている）。

※91 後発医薬品（ジェネリック医薬品）：これまで有効性や安全性が実証されてきた新薬と同等の効能を持つと認められた低価格の医薬品。

個別施策

8

医療体制の充実

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・平成 37 (2025) 年にすべての団塊の世代※⁹² が 75 歳以上を迎え、高齢化のさらなる進行と医療ニーズの高まりが予測される中、大阪府では平成 28 (2016) 年 3 月に「大阪府地域医療構想」が策定され、限りある医療資源で適切な医療を提供するため、病床の機能分化・連携の推進と在宅医療等の充実を図ることをめざしています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、富田林病院が地域の中核的病院として適切な医療サービスが提供できるよう、医療機器の導入や安定的な運営に向けた支援を行うとともに、大学病院と大阪府済生会との 3 者による医療機能連携協定を締結しています。また、医師会・歯科医師会・薬剤師会や大阪府、周辺自治体との連携のもと、地域における医療体制の確保を図っているほか、広域小児急病診療体制の整備や市立休日診療所における初期医療、応急的な医療サービス等、救急医療体制の充実を図っています。

本市の課題

- ・市民が安心して医療を受けることができるよう、病院内での治療から社会復帰までを前提とした病院完結型医療から、住み慣れた地域や自宅での生活のための医療を地域全体で支える地域完結型医療へと転換していくとともに、広域連携による救急医療の提供体制の維持が今後も必要です。

※ 基本的な方向

医師会・歯科医師会・薬剤師会や大阪府、周辺自治体との連携強化を図りながら、富田林病院を中核とした地域完結型の医療を提供するとともに、救急医療体制の充実を含め、市民が安心できる医療体制の充実に向けた取組を推進します。

※ めざすべき10年後の姿

地域で良質な医療サービスが提供され、また、市民一人ひとりがかかりつけ医を持ち、身近で適切な医療を受けることができ、休日や夜間、子どもの急病などの緊急時にも対応できる医療の体制が整っていることで、誰もが安心して暮らすことのできるまちとなっています。



❖ 目標実現のための施策

① 地域医療体制の充実

- ・ 富田林病院の建替えを行い、良質な医療サービスの提供や災害時の体制強化を図るとともに、各医療機関との連携強化により、地域医療体制の充実を図ります。
- ・ 介護施設や地域のかかりつけ医等との在宅医療・介護の連携を進め、地域完結型の医療の提供を推進します。
- ・ 医師会・歯科医師会・薬剤師会等と連携しながら、市民に対する適切な医療情報の提供やかかりつけ医の普及・啓発に取り組みます。

② 救急医療体制の充実

- ・ 二次救急医療機関、準夜初期救急協力医療機関への支援により、休日や夜間等、救急時の医療体制を確保します。
- ・ 周辺自治体との連携による小児急病診療体制の充実を図ります。
- ・ 広域救急医療体制の充実に向け、大阪府や周辺自治体との連携に努めます。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
富田林病院と連携する医療機関数	192 箇所 (平成 27 年度)	250 箇所
二次救急・準夜初期救急医療および 南河内南部広域小児急病診療の年間稼働率	100% (平成 27 年度)	100%

関連する主な個別計画

富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27～31 年度)



市立休日診療所

※ 92 団塊の世代：昭和 22 (1947) 年から昭和 24 (1949) 年頃の戦後の第 1 次ベビーブーム時代に生まれた世代。

個別施策

9

地域福祉の推進

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・近年、急速に進行する少子高齢化等による社会・経済・雇用の構造変化を受けて、地域福祉を取り巻く課題が複雑・多様化する中、大阪府においては、平成27(2015)年3月に「第3期大阪府地域福祉支援計画」を策定し、さらなる公民協働と要援護者に対する総合的な支援体制の構築により、地域福祉のセーフティネット※93の充実と強化をめざしています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、市内3圏域に、コミュニティソーシャルワーカー※94(CSW)や地域福祉コーディネーターを配置し、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携を進めています。さらに、地域の事業所等との連携による見守り体制の強化や、困ったときに気軽に相談できる体制の充実を図っています。また、市内16の小学校区で民生委員・児童委員や校区・地区福祉委員、福祉施設等が参加する校区交流会議を開催し、地域内での交流を促進しています。

本市の課題

- ・地域のさまざまな問題に対して、市民一人ひとりが主役となり、自分らしく生きることができ、住みよい地域づくりを進めていくためには、地域や関係団体間のネットワークを強化し、一人ひとりに支援が行き届く地域づくりを進めていくことが必要です。また、地域における支え合い、助け合いに前向きに取り組む人材の確保に向けて、市民の可能性や能力を引き出し、地域や住民自らの理想に向かって積極的に活動することができる「増進型の地域福祉※95」を推進していくことが必要です。

※ 基本的な方向

誰もが支え合いと助け合いのしくみの中で活躍できる地域づくりに向けたネットワークの強化や、地域福祉に関する市民の活動の場やきっかけづくりを進めるなど、「増進型の地域福祉※95」を推進します。

※ めざすべき10年後の姿

市民が地域のさまざまな活動を通じて交流することでつながりが生まれ、隣近所で見守りや支え合いが自然に行われる関係ができています。また、地域コミュニティ組織や関係団体、民生委員・児童委員などの活動、市民によるボランティア活動が活発に行われることで、地域の中で支援が必要な人に、必要な支援が行き届く、支え合い、助け合えるまちとなっています。



❖ 目標実現のための施策

① 地域福祉のネットワークづくり

- ・ 社会福祉協議会の活動への支援を通じ、市民に身近な小地域ネットワークにおける地域福祉を推進します。
- ・ 校区交流会議等の機会を通じ、地域福祉を推進する人材であるコミュニティソーシャルワーカー※94や地域福祉コーディネーターが中心となり、地域住民や民生委員・児童委員、関係団体等との連携強化を図ります。
- ・ 事業所や関係機関等の協力により、地域における見守り体制の強化を図ります。

② 地域福祉活動の推進

- ・ 地域の活動等、身近な参加機会から交流の機会を創出し、地域における支え合い、助け合い活動の担い手の輪を広げ、地域福祉を推進する人材の育成を図ります。
- ・ 地域内の交流を深めることで、見守り体制を充実するとともに、困った時に気軽に相談できる相談支援の充実を図り、安全で安心な地域づくりに取り組みます。
- ・ 防災対策等、地域における支え合い、助け合いが必要となる事態への対応を想定した地域福祉活動を促進します。
- ・ ボランティア団体や関係団体等への支援・情報共有を強化し、市民が地域福祉活動に参加しやすい体制整備を促進します。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
校区交流会議への参加者数	195人 (平成28年度)	360人
CSWによる住民活動コーディネート件数	230件 (平成27年度)	260件

関連する主な個別計画

第3期富田林市地域福祉計画(平成29～33年度)

※93 セーフティネット：福祉や社会保障などの分野において、救済策を網の目のように張ることで、安全や安心を提供するしくみのこと。
※94 コミュニティソーシャルワーカー：地域において、支援が必要な人に対する個別支援や住民活動のコーディネートを行うほか、既存の福祉サービスでは対応しきれない課題解決に取り組むなど、コミュニティに焦点をあてた社会福祉活動を担う人。
※95 増進型の地域福祉：住民等が地域の理想の姿を共有し、その実現に向けて主体的に取り組む目的実現型の地域福祉の考え方。従来の行政主導による問題解決型の地域福祉に対するもの。

個別施策

10

高齢者福祉の推進

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・本市の平成28(2016)年の高齢者人口は31,570人(27.5%)となっており、高齢化の進行に伴い要介護認定者数も増加を続けています。また、団塊の世代※96が75歳以上の後期高齢者となる平成37(2025)年には、高齢化率が30%を超えることが予測されており、介護を必要とする人のさらなる増加が見込まれます。こうした状況の中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム※97の構築が求められています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、要介護認定や介護給付の適正化等、介護保険制度の円滑な運営に取り組むとともに、3つの日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センター(ほんわかセンター)が、介護や介護予防、高齢者支援に関する総合相談窓口としての役割を担っています。また、「第2次認知症対策5ヵ年計画(MEET★富田林推進プラン)」に基づく認知症高齢者への理解促進や、高齢者虐待の防止に取り組んでいます。さらに、“富田林版”地域包括ケアシステム※97の構築に向け、医療と介護の連携強化や、地域における日常生活の支援・支え合いのしくみづくりを進めています。

本市の課題

- ・認知症高齢者や一人暮らし高齢者等、支援を必要とする人のみならず、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるためには、地域包括ケアシステム※97の構築・強化が必要です。また、家族介護者への支援や、元気な高齢者が地域の担い手として参加できるしくみづくり等が必要です。

※ 基本的な方向

地域の実情に即した地域包括ケアシステム※97を推進することにより、高齢者が安心して住み続けることができる環境づくりを進めるとともに、介護予防や生きがいづくりの取組を通じて、元気な高齢者が地域の担い手として参加できるしくみづくりを推進します。

※ めざすべき10年後の姿

要介護状態や認知症になっても、医療・介護サービスや生活の手助けなど必要な支援を受けながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができます。また、高齢者の知識や経験を活かせる場があることで、まちづくりの担い手として活躍でき、本人のいきがいと健康にもつながっています。



❖ 目標実現のための施策

① “富田林版”地域包括ケアシステムの推進

- ・地域包括支援センターの機能充実や関係機関等によるネットワークの強化を図るとともに、医療・介護のさらなる連携や、地域における支え合いの体制づくりに取り組みます。
- ・「認知症になっても笑顔で暮らせる富田林」をめざし、認知症の早期発見・早期対応が可能となる関係機関とのネットワークの充実を図るとともに、地域全体で認知症の人とその家族を支えるため、認知症に対する理解を促進します。
- ・医療的ケアが必要な高齢者や重度の要介護者が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、退院支援、療養支援、急変時の対応等、さまざまな場面で医療と介護の連携ができる体制を構築します。

② 介護予防の推進

- ・高齢者の健康づくりや生きがいづくりを通じた介護予防の推進に向けて、地域の集いの場や活動の場の充実を図ります。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業等、住民参加型のサービス提供に向けたしくみづくりに取り組みます。

③ 介護サービスの充実

- ・要介護認定や介護給付の適正化、介護サービス事業者への助言・指導、計画的なサービス提供基盤の整備等、介護保険制度の安定的な運営に取り組みます。
- ・可能な限り住み慣れた地域で住み続けることができるよう、日常生活圏域ごとの実情に応じた地域密着型サービス等、介護サービスの提供体制の充実を図ります。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
認知症サポーターの市民の割合	7% (平成27年度)	12%
地域介護予防教室の参加者数	2,612人 (平成27年度)	6,000人

関連する主な個別計画

富田林市高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画(平成27～29年度)
第2次富田林市認知症対策5ヶ年計画(MEET★富田林推進プラン)(平成25～29年度)
富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27～31年度)

※96 団塊の世代：昭和22(1947)年から昭和24(1949)年頃の戦後の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。

※97 地域包括ケアシステム：住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみ。

個別施策

11

障がい者福祉の推進

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・我が国では、「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」をはじめとする国内法の整備を行った後、平成26（2014）年1月には国際連合の「障害者の権利に関する条約」を批准しています。この条約の締結により、障がい者の権利実現に向けた取組が一層強化されることが期待されています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、「ノーマライゼーション※98」「リハビリテーション※99」「ソーシャル・インクルージョン※100」を基本理念とした「第3次障害者計画」や「第4期障がい福祉計画」に基づき、地域自立支援協議会を中心とした、地域の障がい福祉に関する包括的・予防的なシステムづくりを進めているほか、サービス等利用計画や障害児支援利用計画に基づく障がい児者への福祉サービスの提供、当事者やその家族に対する出張相談窓口の開設、障がい児者が適切な医療を受けるための支援等に取り組んでいます。また、障がい児者の権利擁護に向けて、地域への理解を促す啓発活動や、障がい者の虐待防止に取り組んでいます。

本市の課題

- ・障がい児者が地域で自分らしく暮らし続けることができるためには、障がい福祉サービスや気軽に相談できる場の確保、就労支援、緊急時の受入れ体制の整備等、障がい児者の自立と社会参加を促進するとともに、障がい者虐待の防止や、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の浸透等、地域における理解の促進が必要です。

※ 基本的な方向

障がい児者の特性に応じた自立と社会参加を促進するとともに、障がい児者に対する地域の理解促進に向けた取組を推進します。

※ めざすべき10年後の姿

障がいのある人やその家族が、地域の中で相談支援や必要なサービスを利用して、仕事や生きがいを持つことができ、充実した暮らしを送っています。また、障がいのある人となない人が、同じまちに暮らす住民として理解し合うまちとなっています。



❖ 目標実現のための施策

① 自立した生活の促進

- ・ 自立支援給付や地域生活支援事業を中心に、障がい者の自立した生活を支援します。
- ・ 障がい児者やその家族からの相談にきめ細かく対応できるよう、相談支援事業の充実を図るとともに、相談支援事業者と連携して、障がい福祉サービスの適切な利用につなげます。
- ・ 関係機関との連携を強化し、支援を必要とする児童への早期療育や放課後・長期休暇中の居場所のさらなる確保に努めるとともに、成人期に至るまでの継続的な支援に取り組みます。
- ・ 障がい者の高齢化や親亡き後を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点を整備します。
- ・ 障がい者の権利を守るため、虐待の防止に努めるとともに、成年後見制度の利用を促進します。

② 社会参加の促進

- ・ 障がい者就業・生活支援センターやハローワーク等と連携し、障がい者の就労や職場への定着を支援します。
- ・ 障がいの種類や程度に関わらず円滑な社会参加が実現できるよう、ノーマライゼーション※98の考え方を基本としたユニバーサルデザイン※101のまちづくりを推進します。

③ 地域の理解促進による共生社会の実現

- ・ 障がいを理由とする差別のない共生社会を構築するため、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方の普及・啓発に取り組みます。
- ・ 障がいのある人となない人の交流の機会づくりや、関係団体と連携した普及・啓発活動により、障がい児者に対する理解促進を図ります。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
相談支援事業の利用者数	7,046人 (平成27年度)	8,600人
訪問系サービスの支給者数	231人 (平成27年度)	320人
福祉サービスを利用した就労者数	22人 (平成27年度)	22人以上

関連する主な個別計画

第3次富田林市障害者計画(平成20～29年度)

第4期富田林市障がい福祉計画(平成27～29年度)

※98 ノーマライゼーション：障がいの有無に関わらず、他の人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備・実現をめざす考え方。

※99 リハビリテーション：障がいのある人が、可能な限りその機能を発揮でき、また社会の中に統合できるように、医学、教育、職業、社会などの多角的なアプローチにより、障がいのある人の自立と参加をめざす考え方。

※100 ソーシャル・インクルージョン：すべての人々を孤独や孤立等から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。

※101 ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢、性別、国籍などにかかわらず、誰もが使いやすく、安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようとする考え方。

個別施策

12

生活の自立に向けた支援

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・平成24(2012)年に厚生労働省が実施した国民生活基礎調査では、非正規雇用者やひとり親家庭の増加等を背景に、約6人に1人が相対的な貧困状態にあるとされています。こうした中、平成27(2015)年4月から生活困窮者自立支援制度が始まり、最後のセーフティネット※102である生活保護に至る前の段階で、さまざまな困難を抱える家庭に対して、課題がより複雑化・深刻化する前に、自立を促す取組の強化が求められています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、平成27(2015)年4月から生活困窮者の相談窓口を設置し、関係機関とも連携しながら、生活に困りごとや不安を抱えている人への自立に向けた相談支援に取り組んでいるほか、生活保護世帯の自立に向けた就労支援員等の専門職の配置等、生活に困難を抱える人に対する支援体制の強化を図っています。

本市の課題

- ・複合的な課題を抱えるなど、適切な支援を受けることができず、生活に困難を抱える人を把握し、早期支援につなげることが必要です。また、生活困窮者の自立を促すためには、個々のニーズに応じた既存の制度やサービスの利用につなげつつ、生活全般にわたる包括的な支援体制の強化が必要です。

※ 基本的な方向

関係機関や地域とのネットワークを強化し、生活に困難を抱える人の、生活保護に至る前の段階からの早期把握・対応を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた相談支援・就労支援等、自立に向けた個別的・包括的な支援体制づくりを推進します。

※ めざすべき10年後の姿

生活にさまざまな困難を抱える人が、一人ひとりの状況に応じた、きめ細やかな相談や就労の支援を受けることで、安定的で自立した生活を送ることができています。



※ 目標実現のための施策

① 生活困窮者の自立支援

- ・生活困窮者へのワンストップ型の支援を提供するとともに、地域や関係機関との連携を強化し、生活困窮者等を早期に把握するネットワークづくりに取り組みます。
- ・関係機関とも連携し、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな相談支援や、多様な支援策を組み合わせた丁寧な就労支援を包括的に提供するなど、生活困窮者等の自立を促進します。
- ・子どもたちの健やかな成長に向け、社会的な居場所づくりや学習支援に取り組みます。

※ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
就労支援による就労・増収者数	12人 (平成27年度)	35人

関連する主な個別計画

第3期富田林市地域福祉計画(平成29～33年度)

第2次富田林市ひとり親家庭自立促進計画(平成25～29年度)



自立相談支援窓口

※ 102 セーフティネット：福祉や社会保障などの分野において、救済策を網の目のように張ることで、安全や安心を提供するしくみのこと。

個別施策

13

人権の尊重と平和の希求

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・近年、インターネットや SNS ※103 等における人権侵害、性的マイノリティ ※104、ヘイトスピーチ ※105 など、新たな人権課題への関心が高まっています。また、世界各地でテロ事件や紛争が相次ぐ中、我が国における戦争体験者は減少しており、あらためて平和に対する認識を問い直し、その尊さを次の世代に継承していくことが求められています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、各種講座や市民セミナー、関係団体と協力した人権フェアの開催等により、市民に対する人権教育や意識啓発に取り組むとともに、人権に関する総合相談を実施するなど、人権課題の解決に向けた取組を行っています。また「非核平和都市宣言」のもと、戦争の記憶を語り継ぐための戦争体験記の作成や、平和を考える戦争展、親子平和の旅の開催を通じ、市民の平和意識の高揚を図ることで、恒久的な平和の実現に向けた機運の醸成に努めています。

本市の課題

- ・市民に対する人権教育や、関係団体等との連携による意識啓発に取り組むことで、すべての人の人権が尊重される共生社会を構築することが必要です。また、戦争の悲惨さを語り継ぎ、平和の大切さを再認識することで、いつまでも平和に暮らせる社会を築く機運をさらに高めていくことが必要です。

※ 基本的な方向

人権に関する相談体制の充実や、関係団体等との連携による人権教育・啓発活動を進め、多様な人権課題に対応するとともに、戦争の悲惨さを風化させず、平和の大切さを次の世代に語り継ぐ取組を推進します。

※ めざすべき10年後の姿

市民が人権について学ぶ場に参加し、さまざまな人権に関する理解を深めており、地域や家庭、職場などで、誰もがお互いを尊重し合えるまちとなっています。また、子どもや若い世代が戦争の悲惨さを理解することで、みんなで平和を守っていく意識が受け継がれています。



目標実現のための施策

① 人権教育の推進

- ・地域や学校、事業所等と連携し、年齢や対象者に応じた人権教育・啓発活動を推進します。
- ・さまざまな人権教育の場を活用し、市民の人権認識を深めることで、あらゆる人権の尊重と共生社会の構築に向けた理解を促進します。

② 多様な人権課題への対応

- ・多様化する人権課題への対応に向け、人権侵害の防止に向けた市民への啓発・相談支援に取り組むとともに、人権擁護委員や法務局等関係機関との連携を強化します。
- ・子どもの貧困が社会問題になっている中、「子どもの生活に関する実態調査」の結果も踏まえながら、生まれ育った環境に左右されることなく、誰もが健やかに育成されるためのさまざまな支援に取り組みます。

③ 平和活動の推進

- ・戦争体験記の活用や、平和を考える戦争展、親子平和の旅の開催等を通じ、戦争の悲惨さと平和の大切さを語り継ぎます。
- ・学校教育や生涯学習等において、平和の大切さについて学ぶ機会の充実を図ります。

施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
人権啓発事業への参加者数	1,447人 (平成27年度)	3,000人
平和を考える戦争展への参加者数	1,234人 (平成28年度)	2,000人

関連する主な個別計画

富田林市人権行政推進基本計画(平成21～30年度)

※ 103 SNS：Social Networking Service の略称。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービス。

※ 104 性的マイノリティ：性的少数者。一般的に同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（性同一性障がい当事者含む）などが含まれる。

※ 105 ヘイトスピーチ：個人や集団の人種、国籍、思想、性別、障がい、職業、外見などを誹謗・中傷、差別するなどし、さらには他人をそのように煽動する言論や表現。

個別施策

14

男女共同参画と女性の活躍の推進

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・我が国では、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、平成27(2015)年に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。また「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が成立し、事業所等においては、女性にとっても男性にとっても働きやすい職場環境を整備し、女性の活躍の場を充実させるための取組が進められています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、平成23(2011)年に男女共同参画の推進に関する基本理念等を定めた「男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」を制定するとともに、「男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画を推進するための啓発活動やリーダーとなる人材育成、女性相談等を実施しています。

本市の課題

- ・男女共同参画社会の形成に向けて、性別役割分担意識や、男女の能力・適性に関する固定的な見方、さまざまな社会制度・慣行等を見直す意識改革に向けた取組が必要です。また、家庭や地域、事業所等において、女性が自らの希望に応じて活躍できる環境づくりが必要です。

※ 基本的な方向

男女共同参画社会の形成をめざし、市民や地域、事業所等への啓発活動や意識改革を図るとともに、あらゆる場において女性が活躍できる環境づくりを推進します。

※ めざすべき10年後の姿

地域や家庭、職場などのさまざまな場面で、男女ともに家事や育児、仕事などの役割を担っており、男女がお互いを尊重し、誰もが意欲や希望に応じて、自分らしく活躍することができるまちとなっています。



❖ 目標実現のための施策

① 男女共同参画のための意識形成

- ・「男女共同参画計画」に基づき、フォーラムの開催や広報活動等を通じた啓発など、男女共同参画社会の実現に向けた総合的かつ計画的な取組を推進します。
- ・性別役割分担意識の解消や、男性中心型の働き方の見直しに向けて、意識啓発や情報発信の強化を図るとともに、相談支援の充実を図ります。
- ・女性に対する暴力の根絶に向けて、関係機関とのさらなる連携により、市民への意識啓発や相談支援に取り組むとともに、早期発見や救済のための地域ネットワークの強化を図ります。
- ・学校教育や生涯学習の場において、男女共同参画意識を高める教育や学習機会の充実を図ります。

② 女性の活躍の推進

- ・地域や事業所等における女性の活躍を推進するための環境づくりに向けた啓発や相談支援に取り組むとともに、女性リーダーの育成に取り組みます。
- ・女性活躍推進法に基づく本市の特定事業主行動計画を推進するとともに、市内の事業所における、女性活躍推進に向けた計画策定や自主的な取組への支援に努めます。
- ・男女がともに、子育て・家事・介護等と仕事を両立することができるよう、ワーク・ライフ・バランス※106の実現に向けた取組を推進します。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
男性は仕事、女性は家庭と考える市民の割合	男性：21.2 % 女性：28.8 % (平成27年度)	男性：8.0 % 女性：10.0 %
市審議会等における女性委員の登用率	20.8 % (平成27年度)	30.0 %以上
男女共同参画リーダー養成講座の修了生数	119人 (平成27年度)	150人

関連する主な個別計画

第3次富田林市男女共同参画計画(平成29～38年度)

※106 ワーク・ライフ・バランス：仕事(ワーク)と、育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった生活(ライフ)との調和をとり、その両方を充実させるという働き方・生き方。

個別施策

15

多文化共生と国際交流のまちづくり

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・国際化の進展に伴い、国を越えた人の移動や交流が活発になっており、我が国においても、就労の場での外国人材の活用や、インバウンド※¹⁰⁷に向けた取組が注目されている中、就労や観光を目的とした海外からの来訪者が増加しているとともに、外国人の訪日目的の多様化や定住化が進んでいます。
- ・本市においては、外国人市民が平成28(2016)年度で995人と、平成24(2012)年度以降増加傾向にあり、多文化共生※¹⁰⁸に向けた地域づくりが求められています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、「多文化共生推進指針」を策定し、とんだばやし国際交流協会との連携のもと、外国人市民への通訳・翻訳サポートや日本語学習支援、多言語による情報発信、相談事業等を行うとともに、地域や学校園における啓発を進めるなど、市民と外国にルーツを持つ人との共生の推進を図っています。また、姉妹都市である米国ベスレヘム市との交換学生プログラムや、中国彭州市、韓国益山市との相互訪問等を通じて、国際的な交流を深めています。

本市の課題

- ・国籍や文化的なルーツに関わらず、市民と外国人市民がともに暮らすことのできる、多文化共生※¹⁰⁸のまちづくりを進めていくことが必要です。また、姉妹都市交流を中心に進めてきた都市間交流のさらなる充実が必要です。

※ 基本的な方向

市民と外国人市民が互いの文化や習慣の違いを認め合い、ともに生活を営むことができるよう、多文化共生※¹⁰⁸のまちづくりを進めるとともに、姉妹都市をはじめ、多様な交流機会の充実を図るなど、国際交流を推進します。

※ めざすべき10年後の姿

市民と外国人市民がさまざまな交流を通じて、国籍や文化的なルーツに関わらず、お互いを知り、認め合うことで、外国人市民にとっても、市民にとっても暮らしやすいまちとなっています。また、国際的な都市間の交流が進み、グローバル感覚を身につけた市民が増えています。



❖ 目標実現のための施策

① 多文化共生のまちづくり

- ・ とんだばやし国際交流協会との連携のもと、外国人市民が適切な行政サービスや支援を受けられるよう、多言語ややさしい日本語による情報提供を行うとともに、相談支援や日本語学習機会の提供、通訳・翻訳等の支援に取り組めます。
- ・ 多文化理解を深める交流機会の提供や、学校園における国際理解教育の充実により、地域で暮らす人々やこれからの時代を担う子どもたちへの啓発活動を推進します。
- ・ 外国語講座や多文化理解講座などを通じ、通訳・翻訳のサポート等を行う市民ボランティアの育成を図ります。

② 国際交流の促進

- ・ 姉妹都市交流による米国ベスレヘム市との交換学生プログラム等を富田林ベスレヘム姉妹都市協会との連携により実施するとともに、中国彭州市や韓国益山市とも国際交流の取組を深めます。
- ・ 関係団体等との連携により、国際的な人材交流や情報交流・発信の場の機能強化を図ります。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
多文化理解に向けた学習機会への参加者数	4,709人 (平成27年度)	5,000人
姉妹都市交流事業への参加者数※	1,002人 (平成27年度)	1,200人

※2年間の延べ参加者数を2年毎に集計

関連する主な個別計画

富田林市多文化共生推進指針(平成20年度～)



米国ベスレヘム市との交換学生プログラム

※107 インバウンド：海外から日本へ来る観光客。

※108 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら共に生きていくこと。

分野別施策 3

魅力のあふれるまちの にぎわいづくり

基本施策 主体的な市民参加と協働によるまちづくり

戦略的施策

新しい人の流れを生む
魅力の発信と
愛着の醸成

経営的施策

将来を見据えた
持続可能な
行財政運営の推進

分野別施策

- 1 未来への希望を育む子育て・教育
- 2 みんなで支え合う健やかで心豊かな暮らしづくり
- 3 魅力のあふれるまちのにぎわいづくり
- 4 安全・安心で美しく快適なまちづくり

将来像

ひとがきらめく！自然がきらめく！歴史がきらめく！
みんなでつくる笑顔あふれるまち 富田林



1 金剛バル★Winter Land **2** 富田林ドリームフェスティバル **3** なす農家のみなさん **4** 農業公園 サバーファームの収穫体験 **5** 富田林ブランド産品 **6** 寺内町を訪れる外国人観光客 **7** 観光交流施設きらめきファクトリー

個別施策

16

雇用の促進

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・我が国の完全失業率は改善傾向にあるものの、雇用・就労形態では、契約社員やパート・アルバイトといった非正規雇用が増加しており、安定的な雇用へのニーズが高まっています。また、雇用の創出は、従業者の継続的な居住や、転入希望者への就業先の確保につながることから、人口減少を抑制するためにも、こうした取組の充実が求められます。
- ・本市においては、市内の事業所数・従業者数がともに減少傾向にあり、起業・創業の活性化に向けた取組等により、雇用機会の拡大が求められています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、起業・創業しやすい環境づくりに向けて、商工会等の関係団体との連携により、起業・創業希望者への支援を行っています。また、ハローワーク河内長野管内市町村で構成する雇用促進広域連携協議会により、求人・求職情報フェアの実施や就職相談に取り組むとともに、就労関連のセミナーや、企業と就労希望の若者とのマッチング等を実施しています。

本市の課題

- ・雇用の機会を拡大するためには、起業・創業を希望する人への支援や、就労の場となる新たな企業・商業施設の誘致が必要です。また、市内企業が抱える人材不足の解消や、市民の就労機会の充実に向けた取組が必要です。

※ 基本的な方向

安定した雇用の確保に向け、市内で起業・創業を希望する人への支援や、企業や商業施設の本市への立地促進による新たな雇用の創出に取り組むとともに、市内企業および就労希望者に対する支援を進めます。

※ めざすべき10年後の姿

企業・商業施設の誘致や起業・創業へのサポートにより、市内で働く場所や買い物ができる場所が増えています。また、市民が仕事に必要な能力を高める場や、企業との出会いの場を持つことができ、希望する仕事に就くことができる働きやすいまちとなっています。



※ 目標実現のための施策

① 起業・創業の促進

- ・ 商工会や金融機関等と連携しながら、起業・創業希望者に対してノウハウを提供するとともに、融資利子の補給など資金調達面の支援に取り組みます。

② 企業・商業施設の誘致

- ・ 本市で事業展開を希望する企業の、新規立地に対する支援に取り組みます。
- ・ 「都市計画マスタープラン」に基づく有効な土地利用の推進により、新たな企業や大型商業施設等の立地を促進し、雇用機会の拡大を図るとともに、市民の買い物等、消費生活の利便性向上に努めます。

③ 就労に対する支援

- ・ 求人・求職情報の発信や就労に向けた相談、若者や女性をはじめとする就労希望者の職業能力開発等、就労支援の充実を図ります。
- ・ 企業に対する情報提供や啓発に取り組むことで、企業の人材育成・確保や、就労環境の整備、福祉の増進などにつなげます。
- ・ 市内企業と就労を希望する若者等とのマッチング交流会の開催を通じて、新たな雇用を創出します。

※ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
市内事業所従業者数	37,649人 (平成26年)	38,000人以上
創業講座に参加して創業した事業所数	—	50事業所 (10年間合計)
支援メニューによる企業・商業施設※の立地件数	—	20件 (10年間合計)

※延床面積 300㎡以上の企業・商業施設に限る

関連する主な個別計画

富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27～31年度)

富田林市創業支援事業計画(平成28～29年度)

富田林市都市計画マスタープラン(平成19年度～)

個別施策

17

商工業の活性化

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・本市の重要な雇用基盤となっている製造業においては、世界同時不況（リーマンショック）※109以降の平成21（2009）年から、出荷額・従業者数が大きく落ち込み、近年増加傾向にあるものの、以前の水準まで回復には至っていません。また、卸売業・小売業の商品販売額は、平成11（1999）年まで年間約1,500～1,600億円で推移してきましたが、以降急速に減少し、平成24（2012）年には1,000億円を割っており、こうした状況に対し、商工業の維持・活性化に向けた取組が求められています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、商店街等の活性化に向けた地域主体の取組への支援や、安定的な経営に向けた市内中小企業の融資利子補給等を行っています。また、中小企業組合や大学等との連携によるセミナー等の開催や、中小企業の新規事業展開に向けた研究開発費用の助成を進めるとともに、簾・竹細工等の伝統工芸品や、地域産品のブランド化に向けた取組を行っています。

本市の課題

- ・地域経済を活性化し、今後も活力あるまちとして発展していくためには、商店や商店街、製造業・伝統工芸品産業など、市内企業の経営安定化や事業承継等に向けた取組が必要です。

※ 基本的な方向

商工業の活性化に向けて、商工会・商店会等の活動への支援や、中小企業の競争力強化・事業承継等に向けた支援に取り組みます。また、伝統工芸品産業への支援にも取り組み、地域経済の活性化を図ります。

※ めざすべき10年後の姿

市内の商店・商店街が魅力的な商品を販売することで、市内での消費が活発になります。また、工場などの経営が安定し、地域経済が活性化しています。さらに、伝統工芸品が富田林ブランドとして多くの人に知られることで、伝統工芸品産業が次の世代にも引き継がれています。



※ 目標実現のための施策

① 商店や商店街の活性化

- ・本市ならではの独自性を有する質の高い商品をブランド認定し、拡販につなげるための支援に取り組みます。
- ・商工会と連携しながら、商店・商店街の円滑な事業運営に向けて、イベントやPR活動、資金繰りのサポート等、さまざまな面からの支援に取り組みます。
- ・空き店舗の活用に向けた方策を検討し、商業の活性化につなげます。
- ・消費生活センターの機能充実を図り、消費者トラブルに関する対応や被害防止に向けた周知・啓発に取り組みます。

② 工業の経営基盤の強化

- ・企業の安定的な事業運営や競争力強化に向けて、商工会・金融機関・大学等と連携しながら、技術・製品開発や事業承継・第二創業※110に対する支援、ビジネスマッチングの取組により、さまざまな面から経営基盤の強化を図ります。
- ・中小企業における、人材の確保や後継者育成に向けた支援に取り組みます。

③ 伝統工芸品産業への支援

- ・大阪金剛簾等の伝統工芸品産業を後世に伝えるための支援に取り組みます。
- ・富田林ブランドとしての伝統工芸品の周知に向けて、関係団体との協働により、さまざまなイベントや展示会等への参加・出展を通じ、積極的な情報発信に取り組みます。

※ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
年間商品販売額	約 918 億円 (平成 26 年)	1,200 億円
年間製造品出荷額	約 1,360 億円 (平成 26 年)	1,500 億円以上

関連する主な個別計画

富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27～31 年度)

※ 109 世界同時不況(リーマンショック): 国際的な金融危機の引き金となった平成 20(2008)年のリーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などを指す。日本経済にも大きな影響をもたらした。

※ 110 第二創業: 既に事業を営んでいる企業・事業者が、事業の業務転換や新事業、新分野に進出すること。

個別施策

18

農業の活性化

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・我が国の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手・後継者不足による遊休農地の増加等、深刻な状況にあります。また、農地は防災や福祉、観光、景観面等、まちづくりのさまざまな分野において、その機能が注目されています。
- ・本市の農家数は、平成27年(2015)年に1,202戸と、平成17(2005)年からの10年間で180戸減少するとともに、一定の耕地面積や販売金額を有する販売農家の農家人口も大きく減少しています。また、耕地面積は大幅な減少が続いている一方で、耕作放棄地は増加傾向にあり、その抑制や生産性の向上、担い手の確保に向けた取組が求められています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、なす・きゅうり・えびいもをはじめとする農産物特産品のブランド化や、農薬・化学肥料の使用を減らした環境にやさしい農業の支援を行うとともに、地元農産物の学校給食への利用促進や農業祭・にこにこ市場等での販売など、地産地消に向けた取組を進めています。また、農空間の保全やイノシシ・アライグマ等による農作物被害防止に向けた取組を進めるとともに、就農に向けた支援や、大阪南農業協同組合との連携、農業体験を通じた食と農に関わる教育の推進などを行っています。

本市の課題

- ・農業のさらなる活性化に向け、6次産業化※¹¹¹や農産物特産品のブランド化等による農業の生産価値向上を図るとともに、多様な担い手の確保に向けた取組を進めることが必要です。また、都市近郊型農業の特性を活かし、商工業や観光施策との連携による地域の活性化が必要です。

※ 基本的な方向

6次産業化※¹¹¹や農産物特産品のブランド化等による生産価値の向上や、新規就農者・後継者の確保に向けた取組を進めるとともに、商工業や観光との連携による地域の活性化を図り、農業の成長産業化を推進します。

※ めざすべき10年後の姿

農産物の特産品がブランドとして、販売される場所や量が増えることで、多くの人が、本市の新鮮・安全で美味しい農産物を味わうことができます。また、農業に携わる人や、新たに農業をはじめたい人への支援が行き届き、農業が地域の産業として維持されています。さらに、農を活かした体験や交流に参加する場があることで、市民にとって農業が身近なものとして感じられるまちとなっています。



❖ 目標実現のための施策

① 農産物の生産価値向上

- ・市内農家が進める商工業との連携・協働等による6次産業化※111に向けた取組を支援するとともに、本市の農産物特産品の付加価値を高めブランド化し、情報発信することで、市内外への流通拡大を図ります。
- ・地元農産物の直売所や朝市、農業祭等での販売や、学校給食への活用など、地産地消の取組を推進します。
- ・農地の遊休化を抑制し、優良農地を保全するため、担い手への農地の集積・集約化など、農地の流動化促進を図ります。
- ・有害鳥獣による農作物被害対策に取り組めます。

② 後継者・就農者への支援

- ・新規就農者への知識・技術習得に向けた研修等の情報提供や、経営改善に向けた支援などに取り組むとともに、農業への企業参入や、女性就農者等の活躍も含めた多様な担い手の確保に努めます。
- ・農業の機械化等により、作業の省力化や生産の効率化を図る取組を支援するとともに、農業の知識や技術の継承に努めます。

③ 農地の多面的機能の活用

- ・農業公園サバーファームや市民農園等において、農を通じた体験・交流の促進を図るなど、農業や農地のさまざまな分野への有効活用に努めます。
- ・学校における農業体験や食育等を通じて、子どもに対して農業の魅力や大切さを伝えていきます。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
認定農業者※数	148人 (平成27年度)	165人
耕作放棄地面積	42ha (平成27年)	42ha
市民農園の開設面積	44,849㎡ (平成27年度)	50,000㎡

※農業経営の目標に向けて作成した計画を本市または大阪府が認定した農業者

関連する主な個別計画

富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27～31年度)
富田林市鳥獣被害防止計画(平成27～29年度)
富田林市緑の基本計画(平成19年度～)

※111 6次産業化：農林水産事業者が生産(1次)、加工(2次)、販売(3次)まで一体的に取り組むことや、2次・3次事業者と連携して新商品やサービスを生み出すこと。

個別施策

19

地域資源を活かした観光の振興

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・国内旅行者の数は近年ほぼ横ばいで推移していますが、訪日外国人数は、平成27(2015)年で約1,974万人と、平成22(2010)年の約861万人から2倍以上に増加しています。また、大阪府を訪れる外国人数は、アジア圏を中心とした来訪者の増加を背景に、平成27(2015)年で約716万人と、前年より約340万人増加しており、本市の交流人口^{※112}の増加に向けて、こうした観光客の流れを呼び込んでいくことが求められています。
- ・本市の観光入込客数は、平成27(2015)年度で1,146,908人となっており、平成24(2012)年度以降は微増傾向で推移しています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、府内唯一の国の重要伝統的建造物群保存地区^{※113}である寺内町や楠木正成公ゆかりの楠妣庵観音寺等の歴史的資源や、農業公園サバーファームをはじめとする豊かな自然環境を活用した観光振興の取組を進めています。また、観光拠点となる観光交流施設きらめきファクトリーを開設し、本市の魅力の情報発信や各種イベントの開催、地域産品の物販等に取り組むとともに、インバウンド^{※114}等への対応に向け、主要観光施設へのWi-Fi環境の整備を行いました。

本市の課題

- ・市民や関係団体、民間事業者、近隣市町村等と連携し、貴重な歴史的資源や豊かな自然環境など、地域資源を有効活用した魅力ある観光振興の取組を進めることで、インバウンド^{※114}の獲得を含めた、交流人口^{※112}の増加とにぎわいの創出を図っていくことが必要です。

※ 基本的な方向

市民や団体、民間事業者等との連携により、寺内町を中心とした歴史的資源や豊かな自然環境の観光面での有効活用を図るとともに、インバウンド^{※114}の獲得に向けた環境整備や情報発信の強化、周辺の観光拠点との結び付けによる広域的な取組等、観光振興を推進します。

※ めざすべき10年後の姿

訪れ、ふれあい、感じることができる本市の歴史や自然の魅力が市内外に広く知られ、観光で訪れる人が増えています。また、外国語の案内などが整備されていることで、外国人観光客が本市の魅力を体感し、存分に楽しむことができるまちとなっています。



❖ 目標実現のための施策

① 歴史的資源を活かした観光振興

- ・国の重要伝統的建造物群保存地区※113である寺内町をはじめとする、本市の歴史的資源を活用した観光振興を推進します。
- ・観光交流施設きらめきファクトリーにおける情報発信、イベントの開催、地域産品の物販等を充実させ、来訪者の増加につなげます。
- ・市内の観光資源と周辺の観光資源を結び付けるとともに、市民や関係団体、民間事業者等との連携を進めることで、より魅力的な観光コンテンツの提供に取り組みます。

② 自然資源を活かした観光振興

- ・農業公園サバーファームにおいて、自然や農にふれるイベントの開催等に取り組むとともに、施設の魅力向上や集客力強化に向けた取組を推進します。
- ・食や農業体験等を組み合わせたグリーンツーリズム※115・アグリツーリズム※116などの観光プログラムの開発等、自然環境を活かした観光振興に取り組みます。

③ 外国人観光客の誘致

- ・ウェブサイトやパンフレットなどを活用するとともに、民間事業者等と連携し、本市の地域資源の魅力を多言語により広く発信することで、インバウンド※114の獲得に向けた取組を推進します。
- ・多言語による案内表示等、訪れる外国人観光客の利便性向上に向けた環境づくりに努めます。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
観光入込客数	1,146,908人 (平成27年度)	1,500,000人
農業公園入園者数	81,342人 (平成27年度)	114,000人
主要観光施設※への外国人観光客数	556人 (平成27年度)	2,000人

※観光交流施設、旧杉山家住宅、旧田中家住宅、じないまち交流館、農業公園

関連する主な個別計画

富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27～31年度)

※112 交流人口：通勤・通学や買い物、観光などのため、その地域に訪れる(交流する)人のこと。

※113 重要伝統的建造物群保存地区：市町村が条例などにより決定した伝統的建造物群保存地区のうち、文化財保護法の規定に基づき、特に価値が高いものとして国が選定したもの。

※114 インバウンド：海外から日本へ来る観光客。

※115 グリーンツーリズム：都市住民が農山漁村を訪れ、自然環境をはじめ、その地域の歴史・文化、人々との交流を楽しむ滞在型の休暇・余暇活動。

※116 アグリツーリズム：都市住民が農村を訪れ、農業体験や自然とのふれあいを楽しむ体験型の休暇・余暇活動。

個別施策

20

人が集まる機会の創出

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・本市がにぎわいのあるまちとなるためには、観光客の誘客だけではなく、文化・スポーツイベントや、地域主体のイベントなど、さまざまな機会を創出し、より多くの交流を生み出すことが必要です。また、こうしたニーズに応えることは、交流人口※¹¹⁷を増加させるだけではなく、文化・スポーツの振興や地域の活性化にも寄与するとともに、市への愛着の醸成にもつながるものであり、今後こうした取組の充実が求められます。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、オリックス・バファローズや大学等と連携し、市内でプロ野球公式戦を行う「富田林ドリームフェスティバル」を開催しており、平成28(2016)年度の来場者数は2,971人と、平成24(2012)年の開始当初から増加が続いています。また、公式戦の開催に加え、選手と来場者が交流するイベントも行っています。さらに、寺内町を舞台に四季折々のイベントを開催する「じないまち四季物語」や、地域住民が主体となり金剛地域のにぎわい創出を図る「金剛バル★Winter Land」などの地域主体の取組を支援するとともに、関係団体との連携による農業祭や商工祭、「金剛きらめきイルミネーション」の開催等、多くの人が集まる機会の創出に取り組んでいます。

本市の課題

- ・今後、さらに多くの人が集まりにぎわいのあるまちであり続けるためには、関係団体や企業等との連携のもと、文化・スポーツイベントや、地域主体の取組を継続・発展させることが必要です。

※ 基本的な方向

文化・スポーツに関するイベントの開催や、地域主体で取り組むイベント等への支援を通じて、多くの人が集まる機会を創出し、市内外からの交流人口※¹¹⁷の増加を図ることで、地域のにぎわいづくりを推進します。

※ めざすべき10年後の姿

市民が文化・スポーツイベントなどに参加することで、さまざまな出会いや交流が生まれています。また、イベント等を地域が主催で行うことで、地域が元気になり、市内外から訪れた人たちに本市の魅力が伝わり、ふたたび訪れてみたい、住んでみたい、住み続けたいと思えるまちとなっています。



目標実現のための施策

① 文化・スポーツを通じたにぎわいづくり

- ・「富田林ドリームフェスティバル」をはじめとするスポーツイベント等を通じて、市民とスポーツとの関わりを深めるとともに、スポーツを通じた交流機会の充実や、にぎわいづくりにつなげます。
- ・文化においては、すばるホール等の拠点施設におけるイベントや市民文化祭などの開催を通じて、まちのにぎわいづくりと文化・芸術の振興を図ります。

② 地域主体のにぎわいづくり

- ・「じないまち四季物語」や「金剛バル★ Winter Land」等の、地域の特色を活かしたさまざまなイベントなど、地域主体の取組を支援するとともに、大学や事業所、関係団体等との連携を深め、さらなる地域の活性化につなげます。
- ・地車（だんじり）まつり等、地域の伝統行事を活かした、魅力とにぎわいの創出を図ります。

施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
市民文化祭・市民体育大会への参加者数	12,239人 (平成27年度)	15,000人
富田林ドリームフェスティバル来場者数	2,971人 (平成28年度)	3,300人
地域主体のイベント来場者数	24,000人 (平成27年度)	34,000人

関連する主な個別計画

富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27～31年度)



じないまち四季物語「寺内町燈路」

※ 117 交流人口：通勤・通学や買い物、観光などのため、その地域に訪れる（交流する）人のこと。

分野別施策 4

安全・安心で美しく快適な
まちづくり

基本施策 主体的な市民参加と協働によるまちづくり

戦略的施策

新しい人の流れを生む
魅力の発信と
愛着の醸成

経営的施策

将来を見据えた
持続可能な
行財政運営の推進

分野別施策

- 1 未来への希望を育む子育て・教育
- 2 みんなで支え合う健やかで心豊かな暮らしづくり
- 3 魅力のあふれるまちのにぎわいづくり
- 4 安全・安心で美しく快適なまちづくり

将来像

ひとがきらめく！自然がきらめく！歴史がきらめく！
みんなでつくる笑顔あふれるまち 富田林



1 金剛ふれあい大通り 2 総合防災訓練 3 不動ヶ丘高齢者等生活支援プロジェクト「ほっとらいふ」による移送支援 4 緑化フェア&植木市 5 消防出初式 6 石川大清掃 7 市営若松団地

個別施策

21

防災対策の推進

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・近年、全国で台風や局地的な集中豪雨、大規模な地震が発生し、甚大な被害をもたらしています。また、平成 23 (2011) 年の東日本大震災や平成 28 (2016) 年の熊本地震の発生により、地域コミュニティによる助け合いの重要性が改めて認識されており、今後、大規模な地震の発生が予測される中で、防災体制の充実や、災害に強い地域づくりが求められています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、避難所となる市立小中学校の耐震化を完了するとともに、他の公共施設等の耐震化、民間住宅等の耐震化に向けた支援など、ハード面の防災機能の強化を図っているほか、自主防災組織※¹¹⁸・避難行動要支援者※¹¹⁹ 地域支援組織の設置促進や地域防災マップの作成支援、出前講座、防災訓練等、地域防災力の強化に向けた取組を進めています。また、避難情報等を迅速・正確に市民に伝えることができるよう、同報系防災行政無線※¹²⁰ や全国瞬時警報システム (J-ALERT) ※¹²¹ の整備を進めているとともに、避難所運営マニュアルの作成や、食料品・生活必需品、資機材の計画的な備蓄等、災害への備えに取り組んでいるほか、武力攻撃等から市民の生命・身体・財産を保護するための「国民保護計画」を策定しています。

本市の課題

- ・災害から市民の生命・身体・財産を守るためには、耐震化や計画的な備蓄、防災訓練等、平時からの防災対策が必要であるとともに、市民一人ひとりの防災に対する意識を高め、地域の防災力を強化していくことが必要です。

※ 基本的な方向

防災訓練等を通じた市民の防災意識の高揚や、自主防災組織※¹¹⁸ 等の設置促進などにより、地域防災力の向上を図るとともに、情報伝達手段の確保や、食料品・生活必需品等の備蓄、耐震化を進めるなど、災害に強いまちづくりを推進します。

※ めざすべき10年後の姿

市民が防災訓練に積極的に参加し、家庭で食料を備蓄するなど、災害発生に備えた取組が地域に根付いています。また、避難所や防災拠点となる公共施設、民間住宅の耐震化が進んでいるほか、地域ごとに自主防災組織※¹¹⁸ があり、災害時に自力で避難することが困難な人を支援するしくみが整い、災害に強く安全・安心なまちとなっています。



❖ 目標実現のための施策

① 防災体制の充実

- ・防災体制の強化や災害時の行政機能維持に向け、公共施設の耐震化を推進します。
- ・「地域防災計画」に基づき、国、大阪府、関係自治体、警察等との連携を密にしながら、災害発生時の応急・復旧体制の想定も含め、市の防災体制の強化を図ります。
- ・市域・府域を越えた市町村との広域的な相互応援体制の充実や、事業所や関係団体との災害時における食料・物品の供給に関する協定締結等、連携体制の強化を図ります。
- ・同報系防災行政無線※120や電子メール等を通じ、市民に迅速かつ正確に情報伝達するしくみづくりを推進するとともに、災害発生時に被災状況等を迅速に把握できる情報収集体制を構築します。
- ・ハザードマップや地域防災マップの活用促進等により、危険箇所の周知徹底に取り組みます。
- ・「地域防災計画」や避難所運営マニュアルの周知と随時見直しに取り組むほか、食料品・生活必需品等の備蓄品の充実を図るとともに、女性や子ども、障がい者、外国人などにも配慮した防災対策に努めます。

② 災害に強い地域づくり

- ・自主防災組織※118の設置促進を図るとともに、地域の防災リーダーの養成や、避難行動要支援者※119への支援組織の設置促進など、地域防災力の向上を図ります。
- ・市民が自らの身を守り、地域で助け合いができるよう、出前講座や防災訓練等の防災について学び、考える機会の充実を図ります。
- ・民間住宅等の耐震化の促進と合わせ、避難所となる公共施設等、優先順位の高い施設から耐震化を進めます。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
防災訓練への参加者数	1,007人 (平成28年度)	2,000人
自主防災組織数	61組織 (平成27年度)	120組織
避難行動要支援者地域支援組織数	42組織 (平成27年度)	62組織

関連する主な個別計画

富田林市地域防災計画(平成26年度～)
富田林市国民保護計画(平成19年度～)
富田林市避難行動要支援者支援プラン(平成28年度～)
第2期富田林市耐震改修促進計画(平成29～37年度)
富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27～31年度)

※118 自主防災組織：地域住民による自主的な防災活動に取り組むことを目的として結成された組織。

※119 避難行動要支援者：災害時に自力で避難することが難しく、第三者の手助けが必要となる高齢者、障がい者、難病患者など。

※120 同報系防災行政無線：災害発生時の避難勧告や避難命令等の情報を、屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村から住民等に対して直接・同時に伝えるシステム。

※121 全国瞬時警報システム(J-ALERT)：災害等の緊急情報を、国から市町村を経由して、住民に瞬時に伝達するためのシステム。

個別施策

22

防犯対策の推進

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・本市の過去 10 年間の犯罪認知件数は、平成 20 (2008) 年の 2,293 件をピークに、以降減少傾向にあり、平成 27 (2015) 年では 1,137 件と大幅に減少しています。一方で、全国的には、インターネットを通じた犯罪や振り込め詐欺等、犯罪が巧妙化しており、高齢者が被害にあうケースも増加しています。
- ・本市においては、市民や防犯委員会、警察等の関係機関との連携・協働により、犯罪が起こりにくい、安心して暮らせる地域社会の形成をめざしています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、市民への防犯情報のメール配信や、市設置型防犯カメラの設置を行うとともに、町会等への防犯カメラ・防犯灯の設置に向けた支援、青色回転灯パトロールカーによる防犯活動への支援に取り組むほか、防犯教室や街頭キャンペーン、地域住民による子ども見守り活動など、市民や関係団体、警察等とも連携のうえ、市民の安全確保や一人ひとりの防犯意識の向上を図っています。

本市の課題

- ・犯罪の発生を未然に防止するためにも、市民一人ひとりの防犯意識の高揚や、地域コミュニティにおける防犯活動等、市民の安全を確保するための環境づくりが必要です。

※ 基本的な方向

市民や関係団体、警察等との連携を強化し、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図るとともに、地域ぐるみでの見守り体制の強化や防犯環境の整備により、犯罪のない地域づくりを推進します。

※ めざすべき10年後の姿

市民が子どもの見守り活動や地域主体の防犯活動に積極的に参加することで、地域の防犯力が高まっています。また、地域で犯罪を防ぐための環境が整備され、誰もが安心して暮らせるまちとなっています。



目標実現のための施策

① 防犯体制の充実

- ・市民主体の防犯活動を支援するとともに、防犯教室や街頭啓発活動を通じて、市民の防犯意識のさらなる向上を図ります。
- ・警察等との連携を強化し、メールサービス等を通じた市民への防犯情報の発信に努めます。
- ・防犯委員会との連携や青色回転灯パトロールカーによる防犯活動への支援を通じて、地域における防犯活動の充実を図ります。
- ・防犯委員や地域のボランティア等との連携を深め、子どもの登下校時の安全を確保する見守り活動を進めます。
- ・地域で設置する防犯カメラや防犯灯への支援等を通じて、犯罪を未然に防ぐ環境の整備に努めます。

施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
犯罪認知件数	1,137 件 (平成 27 年)	600 件
防犯教室への参加者数	2,129 人 (平成 27 年度)	3,300 人

関連する主な個別計画

富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27～31 年度)



青色回転灯パトロールカー「見まもり青ちゃん」

個別施策

23

消防・救急体制の強化

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・近年、地震をはじめ台風や局地的な集中豪雨等の自然災害のほか、ビル火災等、災害や火災が大規模化・多様化しています。また、高齢化の進行を一因として、全国の救急出動件数は増加しており、平成 27 (2015) 年では約 605 万件と過去最多を記録しましたが、一方で、緊急を要しない通報の増加が問題となっています。
- ・本市においても、全国的な傾向と同様に救急出動件数は増加傾向にあり、平成 28 (2016) 年では消防本部管内で 7,272 件となっています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、消防団の連携強化や団員の増員・スキルアップ、高機能通信指令台の整備や資機材の充実に取り組むとともに、住宅用火災警報器や感震ブレーカー※¹²²の設置啓発等を行っています。また、救急業務の高度化やニーズの高まりへの対応として、救急救命士の育成や、ICT※¹²³を活用した緊急度判定や医療機関情報の共有、救急隊の増隊等に取り組むほか、一部の小学校での救急授業の実施や、市民に対する応急手当の普及、救急車の適正利用の促進に取り組んでいます。

本市の課題

- ・災害や火災への迅速な対応や、増加する救急ニーズに的確に対応するためには、常備消防の体制強化とともに、消防団の担い手の確保等、地域における消防力の強化が必要です。また、救急救命士の育成や、市民への応急手当等の知識普及により、救命率の向上を図るとともに、救急車の適正利用を促していくことが必要です。

※ 基本的な方向

緊急時における迅速・的確な対応により、市民の生命・身体・財産を守るため、消防・救急体制の充実を図るとともに、関係団体等との連携強化や、地域での啓発活動を通じて、市民の防火意識高揚や応急手当等の知識普及を推進します。

※ めざすべき10年後の姿

消防・救急体制が強化され、災害時も含めて安心できるまちとなっています。また、多くの人が消防団活動や消防訓練に参加することで、防火意識や地域の消防力が高まっています。さらに、子どもの頃から救急講習等を受け、緊急時に的確に対応できる市民が育ったまちとなっています。



❖ 目標実現のための施策

① 消防体制の充実

- ・ 消防職員の知識取得と技術向上等の人材育成や、消防車両・資機材などの計画的な整備、消防水利の充実等、消防力の強化に努めます。
- ・ 大規模災害時の被害に対応するため、周辺自治体との連携の強化を図ります。
- ・ 消防団の加入促進や活動に必要な資機材等の整備を支援し、団員の確保と組織の強化を図ります。
- ・ 防火啓発活動や消防訓練、消防・防災機器である住宅用火災警報器の点検・更新や感震ブレーカー※¹²²の設置促進など、市民や関係団体と連携した火災予防を推進します。

② 救急体制の充実

- ・ 大阪府や近隣市町村、医療機関との連携による救急体制の充実に努めます。
- ・ 救急救命士等を計画的に育成するとともに、教育訓練環境の充実を図り、救急隊員の資質の向上につなげます。
- ・ 学校・事業所等への救急講習を通じて、応急手当や心肺蘇生法、予防救急について広く市民に普及するとともに、市内事業所等における自動体外式除細動器(AED)※¹²⁴の設置促進に向けた啓発に努めます。
- ・ 全小学校で救急授業を実施し、心肺蘇生法等を学び、命の大切さや命を守ることの理解を深めます。
- ・ 救急安心センターおおさか※¹²⁵の活用促進など、救急車の適正な利用に向けた周知に努めます。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
火災発生件数	27件 (平成28年)	15件
応急手当等の講習受講者数	1,454人 (平成28年)	1,500人
救急授業を実施している小学校数	2校 (平成28年度)	16校 (全市立小学校)

※¹²² 感震ブレーカー：地震を感知すると回路を自動的に遮断するブレーカー。

※¹²³ ICT：Information and Communication Technology の略称。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

※¹²⁴ 自動体外式除細動器(AED)：心室細動を起こした人に取り付け、電気ショックを与えて心臓の働きを取り戻すための救命機器(Automated External Defibrillator の略称)。

※¹²⁵ 救急安心センターおおさか：突然の病気やケガなど、住民からの救急医療相談に対し、医師・看護師・相談員が24時間体制で対応する窓口。

個別施策

24

快適な都市空間づくり

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・本市においては、昭和 40 (1965) 年以降、旧市街地周辺において大小の住宅地が開発され、また市街化調整区域※¹²⁶においても面的な住宅地開発が行われるなど急速に市街化が進められてきました。特に市西部では日本住宅公団 (現都市再生機構) による金剛ニュータウン、金剛東ニュータウンの大規模な開発により、大阪都心部で働く人々のベッドタウンとして、人口が急速に増加しましたが、現在は整備された都市基盤の老朽化とあわせ、人口減少や少子高齢化の進行等、オールドタウン化に伴うさまざまな問題を抱えています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、「都市計画マスタープラン」に基づく適切な土地利用の規制・誘導に計画的に取り組むとともに、市街化調整区域※¹²⁶における地区計画ガイドラインの策定による地域特性に応じた土地利用を推進しています。また、建築協定に基づく地域住民による良好な住環境の維持や、屋外広告物等に関する規制・誘導等、市街地の景観保全を図っています。さらに、人口減少と少子高齢化が急速に進行する金剛地区のニュータウン問題の解決に向け、地域住民や関係団体、事業者等との協働により、地区の魅力や課題を共有するとともに、まちの魅力を高めるための取組を進めています。

本市の課題

- ・これからの時代に即した都市空間を形成していくためには、人口減少や少子高齢化の進行を見据え、地域特性に応じた計画的な土地利用の推進や、市民ニーズ・地域の実情に応じた地域再生・活性化に向けた取組が必要です。また、良好な住環境や歴史・文化・自然の魅力等、富田林らしいまち並みを保全し、活かしていく取組の充実が必要です。

※ 基本的な方向

富田林らしいまち並みを将来に引き継ぐことができる、計画的な土地利用を推進するとともに、地域の実情に応じた活性化を図り、すべての市民が快適に暮らせるまちづくりを進めます。

※ めざすべき10年後の姿

良好な住環境や景観等が整い、地域ごとの特性を活かしたまちづくりが行われることで、市民が憩い、暮らしやすさを感じる、富田林らしいまち並みが形成されています。



※ 目標実現のための施策

① 計画的な土地利用の推進

- ・「都市計画マスタープラン」に基づき、適切な規制・誘導による計画的な土地利用を推進します。
- ・人口減少や少子高齢化の進行等の社会情勢の変化を踏まえ、立地適正化計画の策定を検討するなど、時代に即した都市空間の形成を推進します。

② 地域の実情に応じた地域再生・活性化

- ・金剛地区においては、市民や関係団体、事業者等によるまちづくりを担う組織の設置や活動拠点づくりを進め、地区住民がいきいきと学び、遊び、働き、地域活動などに取り組むことができるまちをめざします。
- ・広域幹線道路や駅周辺が持つポテンシャルを活かしたまちづくりを検討し、地域活性化につなげます。

③ 富田林らしい景観の整備

- ・良好な住環境や歴史・文化・自然の魅力等、富田林らしいまち並みを将来に引き継ぐため、景観まちづくりに関する市民の意識の向上を図ります。
- ・屋外広告物等に関する適正な規制・誘導に取り組めます。
- ・建築協定制度により、市民主体の良好な住環境づくりを進めます。

※ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
金剛地区における住民主体の活動数	—	10件
景観について考える機会への参加者数	30人 (平成27年度)	100人

関連する主な個別計画

富田林市都市計画マスタープラン(平成19年度～)

金剛地区再生指針(平成29年度～)

富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27～31年度)

※ 126 市街化調整区域：都市計画法により定められた、開発が抑制されている区域。

個別施策

25

暮らしを支える都市基盤の整備

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・本市においては、道路や上下水道等の都市基盤の老朽化が始まっており、都市機能を維持していくためには、長寿命化や改修等を含めた適切な維持管理・更新を図ることが求められています。また、大規模災害の発生に備え、耐震化を推進するなど、災害に強い都市基盤づくりが必要です。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、市内の道路施設・橋りょうの定期点検を実施し、道路環境の安全性の確保に向けた整備に努めているほか、府道美原太子線の延伸に向けた大阪府との共同事業に取り組んでいます。また、水道事業においては、水道施設・設備の更新や耐震化、効率的な配水経路の整備を進め、安全で安心な水の安定供給を図っています。さらに、下水道事業においては、市街化区域※¹²⁷の整備が概成するとともに、老朽管の耐震化や浄化槽の整備を推進しているほか、平成28(2016)年4月の公営企業会計への移行や近隣町村との広域化に向けた協議を開始するなど、経営の安定化を図っています。

本市の課題

- ・市民の生活の基盤となる道路、ライフラインとしての上下水道等の都市基盤については、長期的な視点に立った計画的な老朽化対策が必要です。また、老朽化している都市基盤の適切な維持管理・更新に向けた財源確保が求められるとともに、上下水道事業の運営については、より効率的で安定的な経営に向けた改善が必要です。

※ 基本的な方向

老朽化が進む道路・上下水道等の都市基盤について、計画的な維持管理・更新に取り組むとともに、災害発生時の備えとしての耐震化や、上下水道事業の経営安定化に向けた取組を推進します。

※ めざすべき10年後の姿

安全でアクセス性の良い道路や、安全で安心な水、生活排水処理施設を利用することで、市民が暮らしの中で快適さを感じることができる生活環境が整ったまちとなっています。



❖ 目標実現のための施策

① 道路網の整備

- ・大阪府との共同事業による近鉄長野線における喜志・富田林駅間の高架化の早期完了等、市内交通の充実を図ります。
- ・府道美原太子線・八尾富田林線等の整備や、大阪南部高速道路の事業化※128の促進など、関係機関との連携を強化しながら、広域幹線道路網の充実を促進します。
- ・生活道路や橋りょうの計画的な維持・補修等による長寿命化を推進するとともに、歩行者や自転車利用者、高齢者や障がい者に配慮した安全で快適な環境の整備に取り組みます。

② 安全で安心な水の供給

- ・水道施設の適正な維持管理や耐震化、老朽化施設の計画的な更新による長寿命化を推進するとともに、水質管理を徹底し、安全で安心な水の安定的な供給に取り組みます。
- ・効率的な施設の配置に取り組むなど、持続可能な事業運営に努めます。

③ 生活排水の適正処理

- ・地域の実情に応じた公共下水道、浄化槽の整備を推進するとともに、長寿命化や耐震化等、適切な維持管理・更新に取り組みます。
- ・下水道事務の広域化による効率的・効果的な体制の改善など、安定的な事業運営に取り組みます。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
市道改良率※	81.4 % (平成27年度)	82.5 %
水道管の耐震適合率	23 % (平成27年度)	43 %
下水道普及率	88.0 % (平成27年度)	96.5 %

※車道幅員が4m以上、かつ連続して50m以上の市道の市道総延長に対する比率

関連する主な個別計画

富田林市交通基本計画(平成24年度～)
富田林市橋梁長寿命化修繕計画(平成25年度～)
富田林市水道事業ビジョン(平成29～38年度)
新富田林市生活排水対策基本計画(平成16年度～)
富田林市公共施設等総合管理計画(平成28～52年度)

※127 市街化区域：都市計画法により定められた、すでに市街化を形成している区域および優先的に市街化を図るべき区域。

※128 大阪南部高速道路の事業化：大阪南部の高速道路空白エリアへの高速道路整備をめざし、本市を含む15市町村で構成する大阪南部高速道路事業化促進協議会を組織しています。

個別施策

26

住宅政策の推進

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・本市においては、昭和 40 (1965) 年以降の住宅開発により人口が増加しましたが、通勤・通学圏内である近隣大都市・自治体への転出等を背景に、平成 14 (2002) 年以降人口減少が続いているのと同時に、少子高齢化も進行しています。人口減少や少子高齢化の進行は、地域経済に影響を及ぼすだけでなく、空き家の増加にもつながります。空き家問題は、防災・防犯、景観の面においても、その影響が懸念されることから、その対応が求められています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、「市営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化した市営住宅の計画的な建替えに取り組んでいるほか、建替え対象以外の住宅についても施設・設備の老朽化対策に努めています。また、空き家問題への対応に向けては、空き家の把握に取り組むとともに、適正な管理や有効活用の方策についての検討を進めています。さらに、若い世代の市内への移住・定住を促進するため、子育てのサポートが得られやすい二世帯・三世帯での近居または同居世帯を対象とした、住宅購入費の助成を行っています。

本市の課題

- ・市民が安心して快適に住み続けるためには、ユニバーサルデザイン※¹²⁹に基づく住環境の充実や、空き家問題への対応が必要です。また、移住・定住促進を図るためには、住んでみたいと思える魅力の向上が必要です。

※ 基本的な方向

誰もが安心して快適に住み続けられる良好な住環境づくりを推進するとともに、市営住宅の計画的な建替えや改修、空き家の適正管理や有効活用、移住・定住者のさらなる確保に向けた取組を推進します。

※ めざすべき10年後の姿

若い世代から高齢者まで、あらゆる世代の市民が暮らしやすい良好な住環境となっており、暮らしの場としての魅力が高まっていることで、市外の人にとっては移住先として、市民にとっては定住の地として、本市を選ぶ人が増えています。



❖ 目標実現のための施策

① 良好な住環境づくり

- ・高齢化にも対応した住環境づくりに向けて、関係機関とも連携しながらユニバーサルデザイン※129に基づくまちづくりを推進します。
- ・市営住宅の計画的な建替えや老朽化対策を推進します。

② 空き家対策の推進

- ・生活環境や安全面で問題のある空き家の所有者の特定を進め、適正な管理を促します。
- ・倒壊等の危険性が高い空き家については、所有者に対する管理適正化に向けた指導などに取り組むとともに、その解消に向けた支援に取り組みます。
- ・市内の空き家情報を把握し、空き家バンク等による有効活用を促進します。

③ 移住・定住の促進

- ・移住・定住に関する経済的負担の軽減に取り組むとともに、市内の住宅情報等、移住・定住に関する関係機関とも連携した情報提供の強化や、相談体制の充実を図り、若年層の移住・定住を促進します。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
市営住宅耐震化率	94.5 % (平成27年度)	100 %
10年間の空き家増加率	26 % (平成25年)	16 % ※
年間転出超過人数	588 人 (平成27年度)	0 人

※過去10年間の増加率26%(平成25年時点)を4割縮小させる目標値

関連する主な個別計画

富田林市住生活基本計画(平成23～32年度)
富田林市営住宅長寿命化計画(平成23～32年度)
富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27～31年度)

※129 ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢、性別、国籍などにかかわらず、誰もが使いやすく、安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようとする考え方。

個別施策

27

交通政策の推進

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・ 高齢化のさらなる進行に伴い、これまでの自家用車を中心とした市民の移動が困難となることが予想される中、高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる人の増加が懸念され、市民の日常的な移動手段としての、公共交通の充実にに向けた対応が求められています。

本市のこれまでの取組

- ・ 本市では、レインボーバスの運行や、近鉄富田林駅と南海金剛駅を結ぶ直行バス運行の社会実験の実施、地域コミュニティによる公共交通への支援等に取り組んできました。また、市内鉄道各駅におけるバリアフリー化への支援や、近鉄・南海バスへの IC カード導入支援、バスターミナルや歩道の整備等、交通環境の充実に図っています。さらに、交通安全教室や自動車運転者講習会の実施により、市民の交通事故防止意識の向上を図るとともに、通学路の定期的な安全点検や整備に取り組んでいます。

本市の課題

- ・ 高齢者等が移動しやすい地域づくりに向けて、地域の実情に応じた多様な公共交通網の形成を推進する必要があります。また、誰もが安心して移動できるようにするためには、歩道等のバリアフリー化などハード面の整備のみならず、交通事故防止に向けた市民一人ひとりのマナーや意識の向上が必要です。

※ 基本的な方向

高齢者をはじめ、誰もが利用しやすい公共交通網の形成や、移動しやすい環境づくりのためのバリアフリー化を進めるとともに、交通マナーの啓発や、交通安全対策の充実にに向けた取組を推進します。

※ めざすべき10年後の姿

市内の電車・バスなどの公共交通等の利用が活発になり、交通環境のバリアフリー化が進むことで、誰にとっても利用しやすく、移動しやすいまちとなっています。また、市民の交通マナーや安全意識が高まり、交通事故が起こりにくいまちとなっています。



※ 目標実現のための施策

① 公共交通の充実

- ・既存の公共交通網については、公共交通事業者等の関係機関との連携を強化しながら、市民の公共交通の利用促進に取り組みます。
- ・高齢化のさらなる進行を見据え、地域の実情に応じた公共交通網のあり方を検討するとともに、市民や交通事業者、地域コミュニティ等との連携を強化しながら、地域の特性に応じた公共交通の導入に向けた支援に取り組み、移動困難者が抱える課題の解決につなげます。

② 交通環境の整備

- ・高齢者や障がい者、妊婦、ベビーカー等を使用する子育て中の人などが安心して移動できるよう、道路・歩道を整備するとともに、市内駅舎におけるバリアフリー化を促進します。

③ 交通安全対策の推進

- ・交通安全教室や運転者講習会等を通じて、市民の交通安全意識や交通マナーの向上を図ります。
- ・学校やPTA、地域コミュニティ等との連携により、通学路の交通安全対策に向けた整備を進めます。
- ・交通事故の危険箇所の把握により、計画的な交通安全設備の整備を推進します。
- ・駐輪場の利用促進等により、放置自転車問題の解消に努めます。

※ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
地域交通サービスに取り組む団体数	2団体 (平成27年度)	5団体
交通事故件数	620件 (平成27年度)	450件

関連する主な個別計画

富田林市交通基本計画(平成24年度～)

富田林市交通等バリアフリー基本構想(平成19年度～)

富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27～31年度)

個別施策

28

低炭素社会の構築

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・平成 27 (2015) 年に、温室効果ガス※¹³⁰ の排出削減による地球温暖化防止対策の新たな国際的枠組となる「パリ協定」が採択されました。また、我が国では、温室効果ガス※¹³⁰ の排出削減に向けて、平成 25 (2013) 年度比で、平成 42 (2030) 年度に 26%削減、平成 62 (2050) 年度に 80%削減という目標を掲げおり、温室効果ガス※¹³⁰ の排出抑制による、低炭素社会※¹³¹ の構築に向けた取組が全国的に求められています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、「地球温暖化対策実行計画」に基づき、公共施設における温室効果ガス※¹³⁰ 排出量の削減に取り組んでいます。また、住宅用太陽光発電システムや家庭用燃料電池（エネファーム）の設置補助、エコアクション 21 の認証取得に向けた取組の推奨等、市民や事業所等による環境対策への支援・啓発を行っています。さらに、ごみの分別収集や、リサイクル良品展の開催等を通じて、ごみの減量やリサイクルの促進を図るとともに、市民や事業所等との協働による環境美化活動を行っています。

本市の課題

- ・持続可能な低炭素社会※¹³¹ を構築していくため、市民や事業所等による温室効果ガス※¹³⁰ の削減に向けた取組への支援や、市民生活におけるリフューズ・リデュース・リユース・リサイクル(4 R※¹³²)の推進等、地球にやさしいライフスタイルや事業活動の普及が必要です。また、身近な生活環境の美化に向けて、市民や事業所等との連携をさらに進めていく必要があります。

※ 基本的な方向

低炭素社会※¹³¹ の実現に向けた取組を全市的に進めるため、省エネルギー化やクリーンエネルギー※¹³³ の利用促進、4 R※¹³² の推進等、環境負荷の少ない地域づくりを進めるとともに、市民や事業所等との協働により、環境美化に向けた取組を推進します。

※ めざすべき10年後の姿

市民や事業所が省エネルギー化やクリーンエネルギー※¹³³ の利用、ごみの減量やリサイクルに取り組み、市全体で環境に配慮した地球にやさしい暮らし方や事業活動が行われています。また、多くの市民が市内の河川などの自然環境を美化する活動に参加しており、まちの美しさが維持されています。



❖ 目標実現のための施策

① 省エネルギー化やクリーンエネルギーの利用促進

- ・住宅用太陽光発電システムや家庭用燃料電池（エネファーム）の設置促進など、クリーンエネルギー※¹³³の普及や省エネルギー化を推進します。
- ・温室効果ガス※¹³⁰排出量の削減等、環境負荷軽減に向けた、市民・事業所等の取組への支援や意識啓発に取り組みます。
- ・学校教育や生涯学習講座における環境学習により、節電等の省エネルギーに対する意識啓発を図ります。

② ごみの減量とリサイクルの推進

- ・ごみの適正な分別の周知徹底を図るとともに、資源ごみの回収強化による循環型社会の構築に努めます。
- ・リサイクル良品展の開催等を通じて、4R※¹³²の考え方・実践方法などについて、市民や事業所等へ周知を図ることで、ごみの減量やリサイクルの促進を図ります。
- ・環境負荷の軽減や経済性、安全性等に配慮したごみ処理施設の維持・管理に取り組みます。
- ・事業系廃棄物について、事業所等の責任による適正処理の周知徹底を図ります。

③ 環境美化の推進

- ・石川大清掃の開催など、市民や団体、事業所等との協働による環境美化活動を推進します。
- ・市民への環境美化意識の啓発や、アドプト・ロード・プログラム※¹³⁴による清掃活動への支援、事業所等による不法投棄の解消に向けた取組を推進します。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
公共施設における温室効果ガス削減率	—	10 %
リサイクル率	15.9 % (平成 27 年度)	16.5 %
石川大清掃への参加者数	6,294 人 (平成 27 年度)	7,000 人

関連する主な個別計画

第3次富田林市地球温暖化対策実行計画(平成24年度～)

富田林市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成29～43年度)

※¹³⁰ 温室効果ガス：大気中に存在する、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等があり、これらの排出には人間の生活・生産活動が大きく関与している。

※¹³¹ 低炭素社会：現状の産業構造やライフスタイルを変えることで、地球温暖化の要因とされる温室効果ガスの排出を低く抑え、石油などの化石燃料に頼らない社会。

※¹³² 4R：Refuse…購入拒否（不要なものを買わない）Reduce…ゴミ減量（必要な分だけ買う）Reuse…再利用（一度使ったもので再度使えるものを利用する）Recycle…再生利用（使用済みのものを回収して原材料に戻してから製品化する）、の4つの頭文字をとった総称。

※¹³³ クリーンエネルギー：電気、熱などに変えても二酸化炭素、窒素酸化物などの有害物質を排出しない（または排出が少ない）エネルギー。

※¹³⁴ アドプト・ロード・プログラム：市が管理する道路の一定区間において、自治会や企業等の団体が市と協力しながら継続的に清掃等のボランティア活動を実施し、地域に愛されるきれいな道路づくりや地域の環境美化に取り組むしくみ。

個別施策

29

自然・歴史環境の保全

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・石川の清流や金剛・葛城連峰に連なる緑豊かな自然環境は、市民や訪れる人にとっての憩いの場となっており、本市のかけがえのない魅力のひとつです。近年、地球温暖化の進行や越境大気汚染、外来種による生態系被害等への影響により、自然環境が損なわれる恐れがある中、本市の恵み豊かな自然を、次の世代に引き継いでいくことが求められます。また、寺内町をはじめとするさまざまな時代が現在に息づく歴史的資源も、本市の魅力であり、歴史的なまち並みや歴史的資産を保全し、その価値を後世に伝えていくことも重要です。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、自然保護団体との協働により、市内の自然環境の保全活動を推進するとともに、緑化フェア・植木市等の開催を通じた市民への緑化意識の啓発や、公園の整備など、身近な緑を増やす緑化推進に向けた取組を行っています。また、史跡や郷土資料等の整備などを進めるとともに、寺内町においては、地区住民・団体等との連携による国の重要伝統的建造物群保存地区※¹³⁵ 拡大に向けた取組を進め、さらには、町家の修理・修景に向けた支援や地域団体との連携による町家の利活用促進に努めています。

本市の課題

- ・本市の魅力である恵み豊かな自然や貴重な歴史を将来に引き継いでいくため、里地・里山などの自然環境や生物多様性※¹³⁶ の保全、史跡やまち並み等の歴史的資源の保全・整備に取り組むとともに、みどり豊かなまちとなるよう、緑化の推進に向けた取組が必要です。

※ 基本的な方向

過去から受け継がれてきた豊かな自然環境や歴史的資源を、将来へ継承していくため、市民や団体等との協働による保全活動などに取り組むとともに、身近な緑の維持・管理を進めます。

※ めざすべき10年後の姿

多くの市民が自然を守る活動や身近な緑化活動、文化財などの歴史・文化を保護する活動に参加しており、誰もが豊かな自然・歴史・文化にふれ、癒しを感じながら暮らすことができるまちとなっています。



※ 目標実現のための施策

① 自然・生物多様性の保全

- ・ 市民や団体等との連携・協働により、山林、河川、里山等の自然環境の保全に取り組みます。
- ・ 固有の生態系を保全し、生物多様性※136を維持するため、特定外来生物※137への対策等に取り組みます。

② 歴史環境の保全

- ・ 本市の貴重な文化財を、市民とともに守り、将来に継承していくためのしくみづくりに取り組みます。
- ・ 寺内町において、地区住民や団体等とのさらなる連携により、国の重要伝統的建造物群保存地区※135の拡大に向けた取組を進めるとともに、町家の修理・修景や市保有施設の管理・活用等により、歴史的資源や景観の保全に取り組みます。
- ・ 周辺の自然に配慮した国史跡新堂廃寺跡やオガンジ池瓦窯跡、お亀石古墳の保存・活用に努めます。
- ・ 本市の郷土や歴史・文化について、展示会や学習会、学校教育等を通じた周知や体験の場を創出し、市民の愛着を深めます。

③ 身近な緑化の推進

- ・ 植林や街路樹、公園等の適切な管理・整備を行うとともに、市民や事業所等の自主的な緑化活動を支援するなど、市街地における緑化を推進します。

※ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
里山保全活動への参加者数	177人 (平成27年度)	180人以上
指定文化財数	28件 (平成27年度)	33件
市民一人あたりの公園面積	15.9㎡/人 (平成28年度)	16.3㎡/人

関連する主な個別計画

富田林市緑の基本計画(平成19年度～)

富田林市富田林伝統的建造物群保存地区保存計画(平成9年度～)

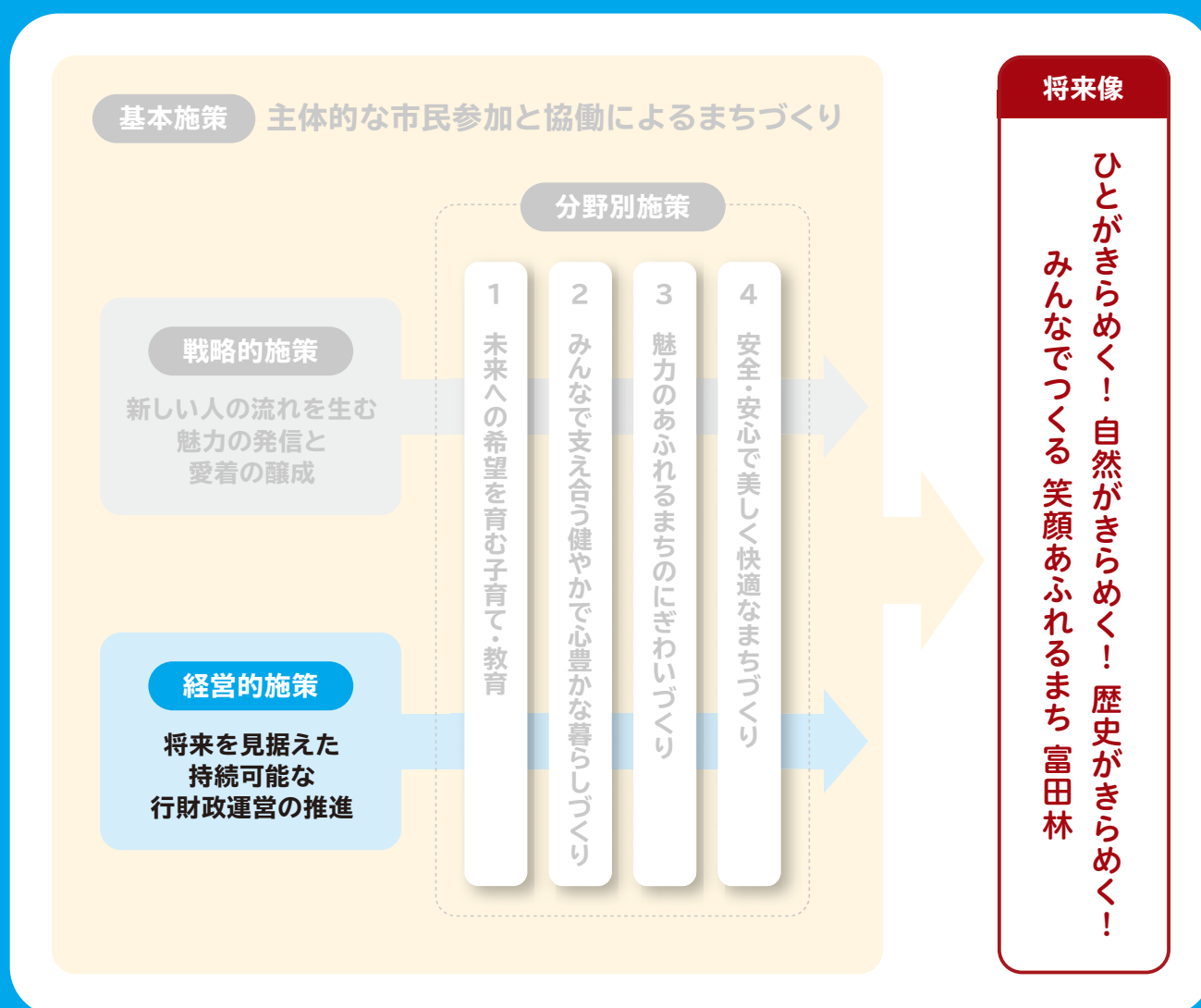
※135 重要伝統的建造物群保存地区：市町村が条例などにより決定した伝統的建造物群保存地区のうち、文化財保護法の規定に基づき、特に価値が高いものとして国が選定したもの。

※136 生物多様性：生態系、生物種、遺伝子などそれぞれの段階で多様な生物が存在している状態。地球上の生物が互いに結びつきバランスが保たれていることで、人々の暮らしに恵みをもたらす。

※137 特定外来生物：外来生物(海外起源の外来種)であって、既存の生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす(またはおそれがある)もの。

経営的施策

将来を見据えた持続可能な 行財政運営の推進





1 市役所総合案内 2 市民ワークショップに参加する職員 3 パスポート(一般旅券)の申請窓口 4 金剛連絡所 5 職員のボランティア清掃

経営的施策

1

効率的・効果的な行財政運営

現状と課題

社会潮流や現況

- ・本市においては、人口減少や少子高齢化の進行等を背景に、税収の減少や社会保障関連費用の増大などにより、今後も厳しい財政状況が続くと予測される中、社会経済情勢の把握等、経営的な視点に立った行財政運営や、市民生活の充実と向上を図っていくことが求められています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、行財政改革プランのもと、人件費の削減に取り組んできたほか、民間活力の活用などによる歳出抑制、課税客体の適正把握や行政財産使用料等の徴収による歳入増加など、財政基盤の安定化に取り組むとともに、公会計※138の整備に向けた固定資産台帳の整備を進めています。また、南河内の3市2町1村による、まちづくり・土地利用規制、福祉、公害規制の分野における事務の共同処理を行うなど、自治体間の広域連携を推進しています。さらに、一般旅券発給事務の開始や、マイナンバーカード※139の活用による各種証明書のコンビニ交付など、市民の利便性の向上に取り組んでいます。

本市の課題

- ・今後も厳しい財政状況が続くことが予測される中、人口減少や少子高齢化に対応しながら、持続可能で健全な行財政運営を行うことが必要です。また、ICT※140の活用や、新たな都市間連携による取組等を通じて、行政事務の効率化や市民サービスの向上につなげていくことが必要です。

基本的な方向

多様化する市民ニーズや社会状況の変化に対応しながら、行政事務の効率化や健全な財政運営、都市間連携等により、将来にわたって持続可能な行財政運営を推進するとともに、市民サービスの向上を図ります。

めざすべき10年後の姿

ICT※140や民間企業のノウハウが有効活用され、財政状況の見える化が進んでいるなど、透明性の高い、効率的・効果的な行財政運営が行われることで、市民のニーズに応えることができる質の高い行政サービスが持続的に提供されています。



❖ 目標実現のための施策

① 効果的な行政運営

- ・行政サービスにおける電子化の推進や、ICT※140・マイナンバー制度※141の有効活用、また、事務手法の見直しや、民間活力・ノウハウの活用を進めることで、市民サービスの向上を図るとともに、行政事務の効率化・省力化に努めます。
- ・多様な市民ニーズに対応するため、効率的・効果的な組織体制の構築や人員配置に努めます。

② 健全な財政運営

- ・適正課税の推進と徴収率の向上や、使用料・手数料等の受益者負担の適正化、市有財産の活用、ふるさと納税の推進や収入確保に向けた取組等により、歳入の確保を図ります。
- ・各事業のさらなる見直しを進め、歳出の最適化を図ります。
- ・公会計※138の整備・活用により資産ストックやコスト情報の見える化を進めるとともに、保有資産、基金等の有効活用により、財政運営の効率化につなげます。

③ 都市間連携の推進

- ・市民サービスの向上や行政事務の効率化を図るため、既存の広域連携による共同処理を推進します。
- ・観光振興に向けた取組や下水道事業等、新たな都市間連携を推進します。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
行財政改革プランの目標達成率	—	100 %
将来負担比率※1	—※2	—※2
新たな都市間連携の取組数	—	10件 (10年間合計)

※1 地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合を示す

※2 現状・目標の「—」は、将来負担比率が算定されず、現時点において今後支払うべき負担等が将来の財政を圧迫する可能性が低いことを示す

関連する主な個別計画

第3期行財政改革プラン（平成27～31年度）

富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27～31年度）

※138 公会計：国や地方公共団体で行われている会計。総務省の「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を踏まえ、市の資産・債務の正確な把握や、財政情報の分かりやすい開示等を目的に、複式簿記などの企業会計の手法を取り入れた新たな地方公会計のしくみが進められている。

※139 マイナンバーカード：マイナンバー（個人番号）が記載されたカードで、個人番号を証明する書類や公的な身分証明書としての利用に加え、各種行政手続きのオンライン申請等ができるようになるもの。

※140 ICT：Information and Communication Technologyの略称。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

※141 マイナンバー制度：国民一人ひとりに固有の番号を割り当て、複数の機関が保有する個人の情報を同一人のものとして正確に特定できる環境を構築するしくみ。

経営的施策

2

計画的な財産管理

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・全国的に、高度経済成長期や人口急増期に集中して整備された、公共建築物やインフラ※¹⁴²を含む公共施設等が更新時期を迎えている中、本市の今後40年間の公共施設等の更新費用は総額約2,766.6億円、年平均で約69.1億円かかると推計されており、公共施設等の計画的な管理に向けた取組が求められています。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、平成28(2016)年に「公共施設等総合管理計画」を策定し、保有する公共建築物を総合的に把握するとともに、財政運営と連動した公共施設マネジメントの推進を図っています。

本市の課題

- ・将来的な維持・更新等に係る費用の最小化・平準化につなげるため、人口の変化に伴う需要の変化や財政負担とのバランスを踏まえ、公共建築物の「総量の最適化」「長寿命化」「ライフサイクルコスト※¹⁴³の縮減」に取り組む必要があります。

※ 基本的な方向

持続可能な行財政運営のため、公共建築物について、将来見通しに基づく総量の最適化を図るとともに、予防的な保全による長寿命化、民間活力の活用等によるライフサイクルコスト※¹⁴³の縮減に計画的に取り組めます。

※ めざすべき10年後の姿

市内の公共施設の耐震化や長寿命化がはかれることで、市民の誰もが安心して快適に利用できる施設になっています。また、公共施設の計画的な管理により、良好な施設サービスが提供されています。



❖ 目標実現のための施策

① 公共建築物の総量最適化

- ・公共建築物の耐用年数や耐震性能、劣化度、必要性等の分析・把握により、維持・更新・統合・廃止等、各施設の方向性を検討し、市民一人当たりの延床面積を現況と同程度で維持することを目標に総量の最適化を推進します。

② 公共施設等の長寿命化

- ・定期点検による適切な現状把握のもと、優先順位の高いものから順次、補修・改修するとともに、劣化や不具合が生じる前に保全を行うことで、公共施設等の長寿命化を図ります。

③ ライフサイクルコストの縮減

- ・設計段階から維持管理費や光熱水費の削減につながる仕様、高耐久の部材を採用するなどと同時に、PFI※144を含むPPP※145（官民連携）の推進により、民間資本や民間のノウハウを活用したサービスの向上や効率化をめざします。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
市民一人あたりの公共建築物延べ床面積	2.84 m ² /人 (平成26年度)	2.84 m ² /人

関連する主な個別計画

富田林市公共施設等総合管理計画(平成28～52年度)

第3期行財政改革プラン(平成27～31年度)

富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27～31年度)

※142 インフラ：infrastructure の略。産業や社会生活の基盤として整備される建築物や道路・橋梁などの施設・設備。

※143 ライフサイクルコスト：製品や構造物などの費用を、調達・製造から使用、廃棄の段階をトータルして考えたもの。

※144 PFI：Private Finance Initiative（民間資本主導）の略称。これまで自治体などが管理していた公共施設に、民間の技術力や資本調達方法、管理手法を導入することで、より効率的な社会資本の維持管理を行うこと。

※145 PPP：Public Private Partnership（官民連携）の略称。公共事業に民間事業者のノウハウや資金力を活用すること。

経営的施策

3

明日を担う職員の育成

※ 現状と課題

社会潮流や現況

- ・人口減少や少子高齢化の進行、経済の低迷等、社会経済情勢の変化に伴い複雑化・多様化する行政課題に対応するとともに、地方分権※¹⁴⁶の進展やまち・ひと・しごと創生※¹⁴⁷に向けた取組など、市町村が自己決定・自己責任のもとで、地域の実情に合ったまちづくりを進めることが求められています。そのような中、市民をはじめ、団体、事業所等との連携・協働によるまちづくりが重要となっており、こうした状況への対応に向けて、行政職員一人ひとりの資質・能力の向上が重要です。

本市のこれまでの取組

- ・本市では、「人材育成基本方針」に基づき、市民感覚や経営感覚、チャレンジ意欲などの向上をめざし、職員としての資質や行政スキル、政策の企画立案能力、接遇力等の向上に向けた各種職員研修を通じて、組織全体で市民との協働も含めた意識改革や能力向上を図り、市民サービスの向上につなげています。また、人事評価制度※¹⁴⁸の導入や、女性の活躍推進等、職員の持つ資質や能力を活かした人事管理に向けた取組を進めています。

本市の課題

- ・多様化する行政課題や市民ニーズへの対応に加え、今後のまちづくりにおける市民との協働をさらに推進するため、職員の意識改革や、一人ひとりの資質・能力の向上、職員が自ら進んでレベルアップできる体制・環境の整備が必要です。

※ 基本的な方向

多様化する行政課題や市民ニーズに対応し、市民に親しまれ、信頼される市役所をめざし、職員における市民等との協働意識や、資質、能力の向上に向けた職員の人材育成に取り組めます。

※ めざすべき10年後の姿

市職員が各職場でそれぞれの資質や能力を十分発揮しており、市民や団体、事業所等との協働によるまちづくりを進め、市民と行政の信頼関係が構築されたまちとなっています。



❖ 目標実現のための施策

① 職員の協働意識の向上

- ・ NPO ※149 や関係団体等との連携・協働を通じて、職員の意識改革を進めます。
- ・ まちづくりのさまざまな分野に関するシンポジウムや市民ワークショップ等、職員が市民とともにまちづくりについて考える機会への積極的な参加などを通じて、市民との協働意識のさらなる向上を図ります。

② 職員の資質・能力の向上

- ・ 職員の資質や能力の向上に向けた、体系的な研修に取り組むとともに、得られた知識やスキルを職員会議等の場を通じて共有・還元し、組織全体のレベルアップを図ります。
- ・ 職員の自己啓発を推進し、自ら進んでレベルアップできる環境づくりを進めるとともに、市民との信頼関係の構築に向け、接遇力のさらなる向上を図ります。
- ・ 職員が有する資質や能力を十分発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランス ※150 を推進するとともに、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等、あらゆるハラスメントの防止に努めます。
- ・ 人事評価制度 ※148 の適正な運用を図り、職員それぞれの能力や適性に応じた人事管理に努めるとともに、職員の育成にもつなげます。

❖ 施策に関する指標

指標名	現状	10年後の目標
市役所への市民満足度	—	80 %以上

関連する主な個別計画

富田林市人材育成基本方針(平成29年度～)
第3期行財政改革プラン(平成27～31年度)

※146 地方分権：国の権限や財源を地方（都道府県や市町村）に移し、地方の自主性と自立性を高める取組。

※147 まち・ひと・しごと創生：「しごと（雇用）」の量と質の確保によって「ひと（人口）」を地域に呼び込み、さらに「しごと」が充実していく、「しごと」と「ひと」の好循環をつくりだすとともに、地域課題を解決し、「まち」を活性化していくという、まち・ひと・しごと創生法に基づく考え方。

※148 人事評価制度：市職員の能力や業務実績に基づく人事管理を行うとともに、主体的な職務遂行や自己啓発を促進し、効果的な人材育成を進めるためのしくみ。

※149 NPO：Non-Profit Organization の略称。福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害支援などの場面で組織として活動する民間の非営利組織。

※150 ワーク・ライフ・バランス：仕事（ワーク）と、育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった生活（ライフ）との調和をとり、その両方を充実させるという働き方・生き方。

資料編

策定経過

概要

《各種調査概要》

1. 市民アンケート調査（平成 28 年 6 月～7 月）

- ・18 歳以上の市民 3,000 人に発送
- ・回答 1,437 人（47.9%）

2. 市民ワークショップ（平成 28 年 7 月～8 月）

- ・無作為に抽出した 18 歳以上の市民のうち応募された方、大阪大谷大学の学生、市職員が参加
- ・4 回開催、参加者延べ 225 人

3. 関係団体ヒアリング（平成 28 年 8 月～9 月）

- ・本市で活動されている 16 団体
- ・意見提出および意見交換会の実施

4. 学識経験者ヒアリング（平成 28 年 8 月～9 月、平成 29 年 2 月）

- ・行政各分野を代表する学識経験者
- ・面談方式で聞き取り

5. パブリックコメント（平成 29 年 1 月）

- ・意見提出者 15 通、意見数 63 件

《市議会（特別委員会）》

1. 総合計画等に関する特別委員会（平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月）

- ・市議会議員 8 名で構成、計 10 回開催

《庁内》

1. 総合ビジョン及び総合基本計画の策定に向けた検討会議（平成 28 年 7 月～平成 29 年 1 月）

- ・部長級職員 17 名で構成、計 6 回開催

2. 各課ヒアリング（平成 28 年 8 月）

- ・全課を対象としたヒアリングの実施



日 程	内 容
平成28年 4月15日	総合計画等に関する特別委員会(第1回)
平成28年 6月 9日	総合計画等に関する特別委員会(第2回)
平成28年 6月22日	総合計画等に関する特別委員会(第3回)
平成28年 6月29日～7月15日	市民アンケート調査実施
平成28年 7月17日	市民ワークショップ(第1回)
平成28年 7月21日	総合ビジョン及び総合基本計画の策定に向けた検討会議(第1回)
平成28年 7月31日	市民ワークショップ(第2回)
平成28年 8月 4日～8月19日	関係団体ヒアリング調査実施
平成28年 8月 7日	市民ワークショップ(第3回)
平成28年 8月 9日～8月18日	各課ヒアリング
平成28年 8月21日	市民ワークショップ(第4回)
平成28年 8月24日～9月 8日	学識経験者ヒアリング調査実施
平成28年 9月 1日	関係団体ヒアリング調査意見交換会
平成28年 9月26日	総合計画等に関する特別委員会(第4回)
平成28年10月 6日	総合ビジョン及び総合基本計画の策定に向けた検討会議(第2回)
平成28年10月24日	総合計画等に関する特別委員会(第5回)
平成28年11月 7日	総合ビジョン及び総合基本計画の策定に向けた検討会議(第3回)
平成28年11月28日	総合計画等に関する特別委員会(第6回)
平成28年12月20日	総合計画等に関する特別委員会(第7回)
平成29年 1月 4日～1月31日	パブリックコメント
平成29年 1月16日	総合ビジョン及び総合基本計画の策定に向けた検討会議(第4回)
平成29年 1月18日	総合ビジョン及び総合基本計画の策定に向けた検討会議(第5回)
平成29年 1月25日	総合ビジョン及び総合基本計画の策定に向けた検討会議(第6回)
平成29年 2月 1日～2月 8日	学識経験者ヒアリング調査実施
平成29年 2月17日	総合計画等に関する特別委員会(第8回)
平成29年 2月21日	総合計画等に関する特別委員会(第9回)
平成29年 3月14日	総合計画等に関する特別委員会(第10回)
平成29年 3月24日	総合ビジョン議決

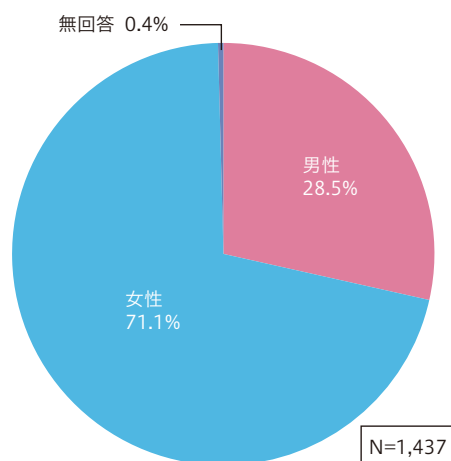
市民アンケート調査結果

実施概要

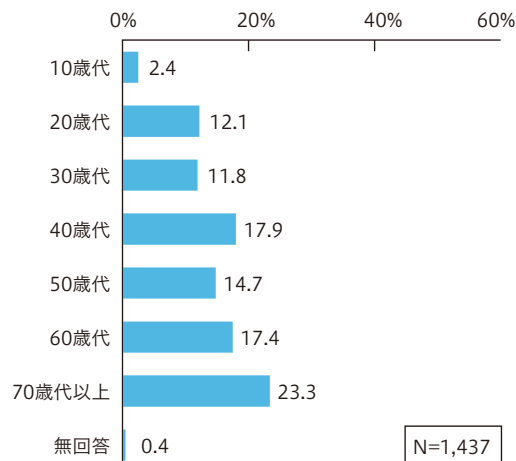
調査目的	総合ビジョンの策定にあたり、市民の意識や今後のまちづくりに向けた意向などを把握することを目的として、実施しました
調査期間	平成 28 (2016) 年 6 月 29 日 (水) ～ 7 月 15 日 (金)
調査対象	本市の住民基本台帳に登録されている 18 歳以上の男女 3,000 名を無作為抽出
回収状況	回収数：1,437 票 回収率：47.9%

■ 調査結果

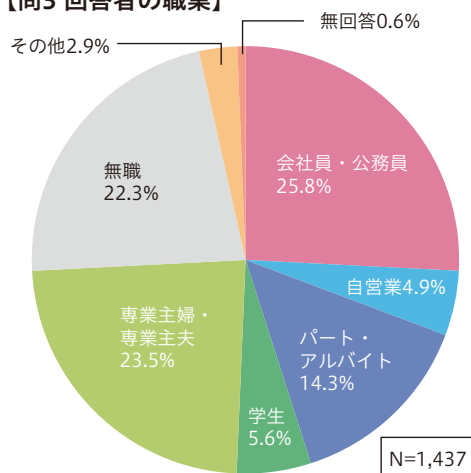
【問1 回答者の性別】



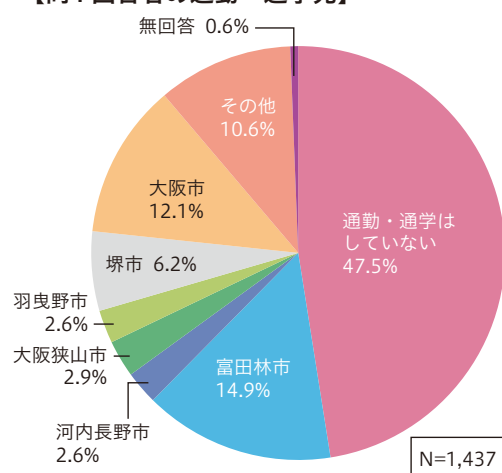
【問2 回答者の年齢】



【問3 回答者の職業】

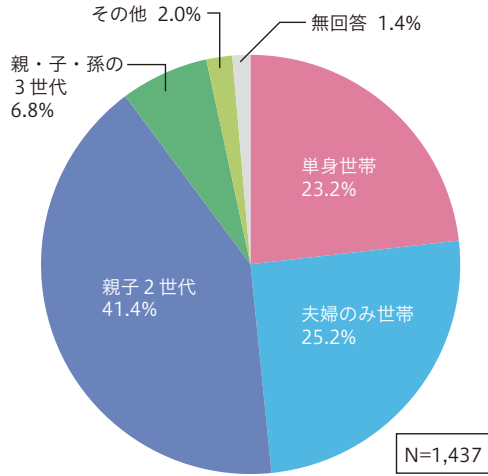


【問4 回答者の通勤・通学先】

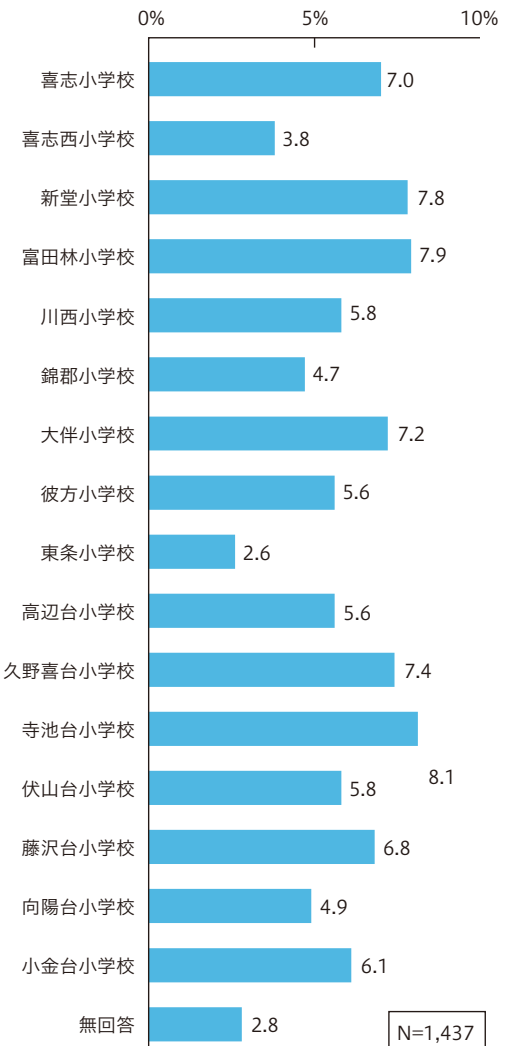




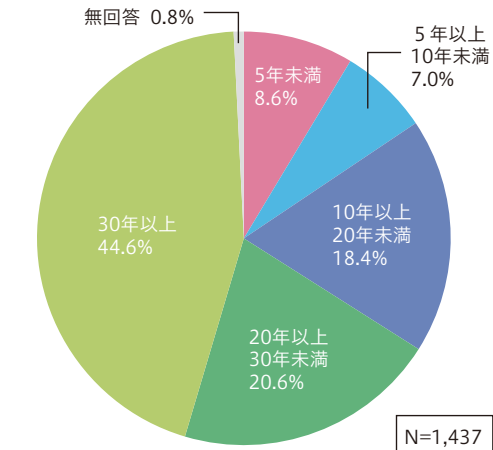
【問5 回答者の家族構成】



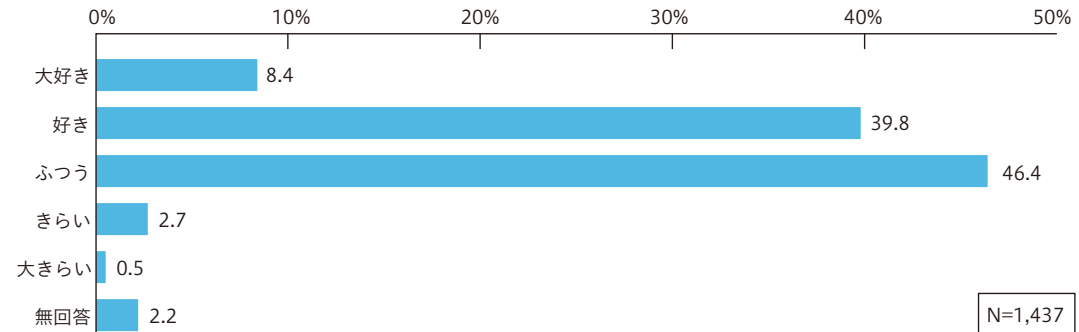
【問6 回答者の居住する小学校区】



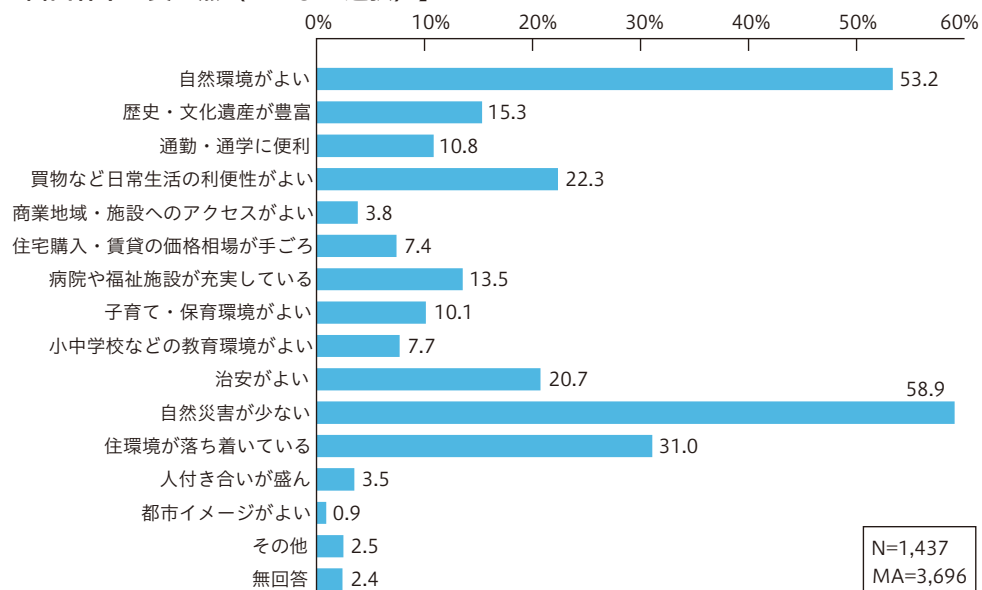
【問7 回答者の居住年数】



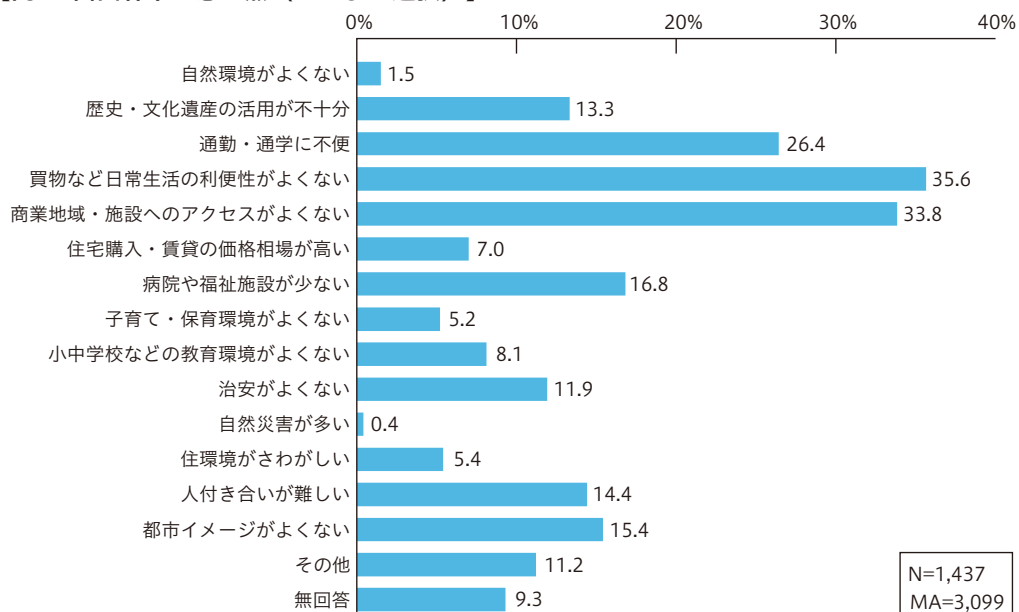
【問8 富田林市が好きか】



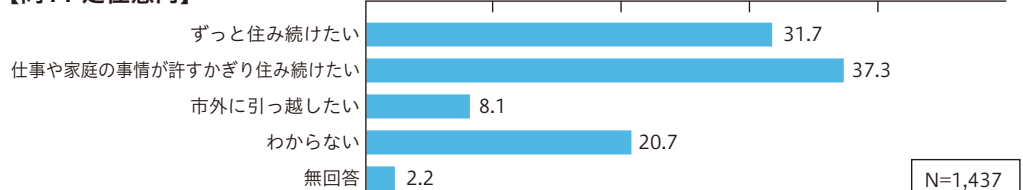
【問9 富田林市の良い点（3つまで選択）】



【問10 富田林市の悪い点（3つまで選択）】



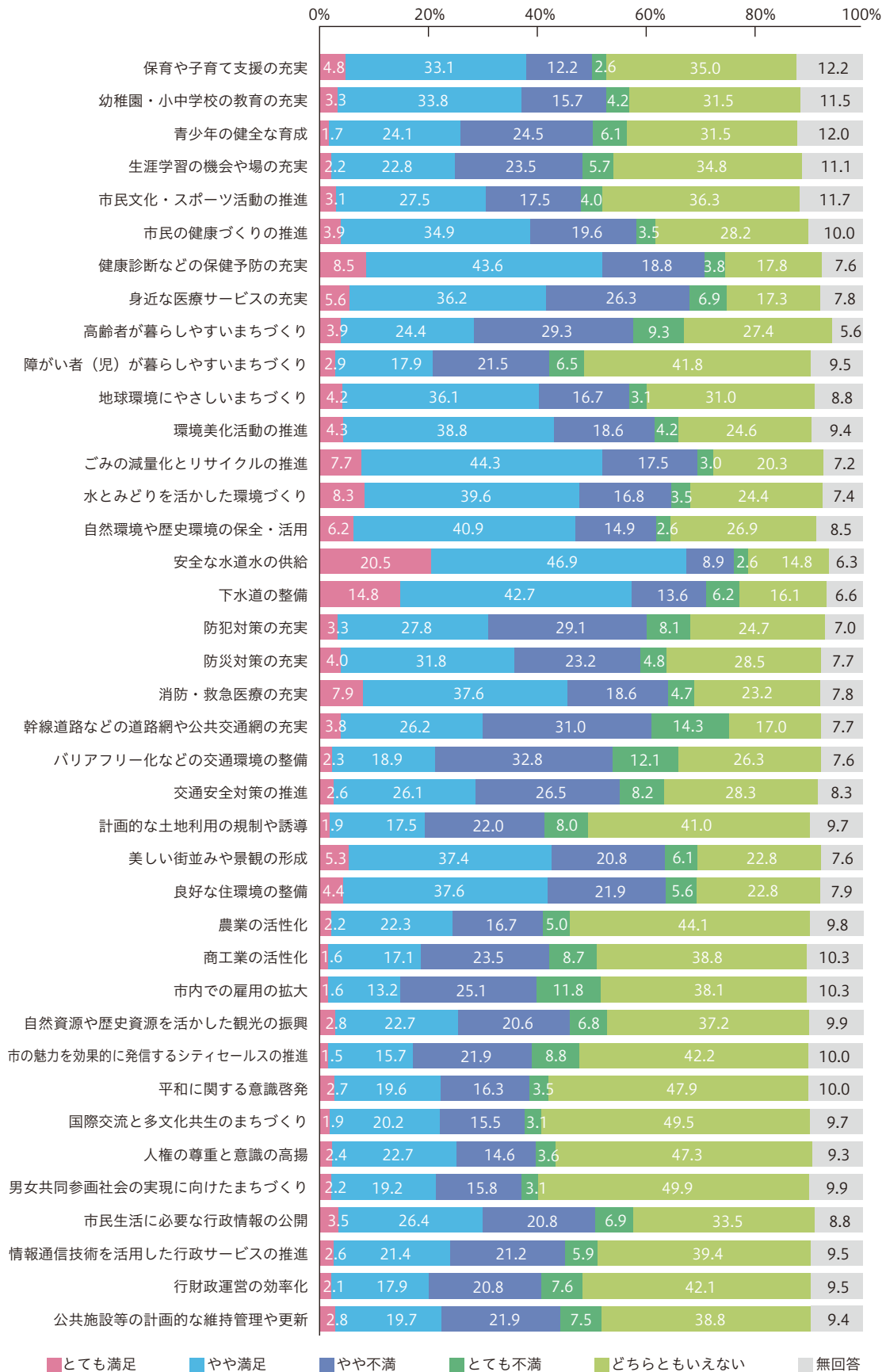
【問11 定住意向】





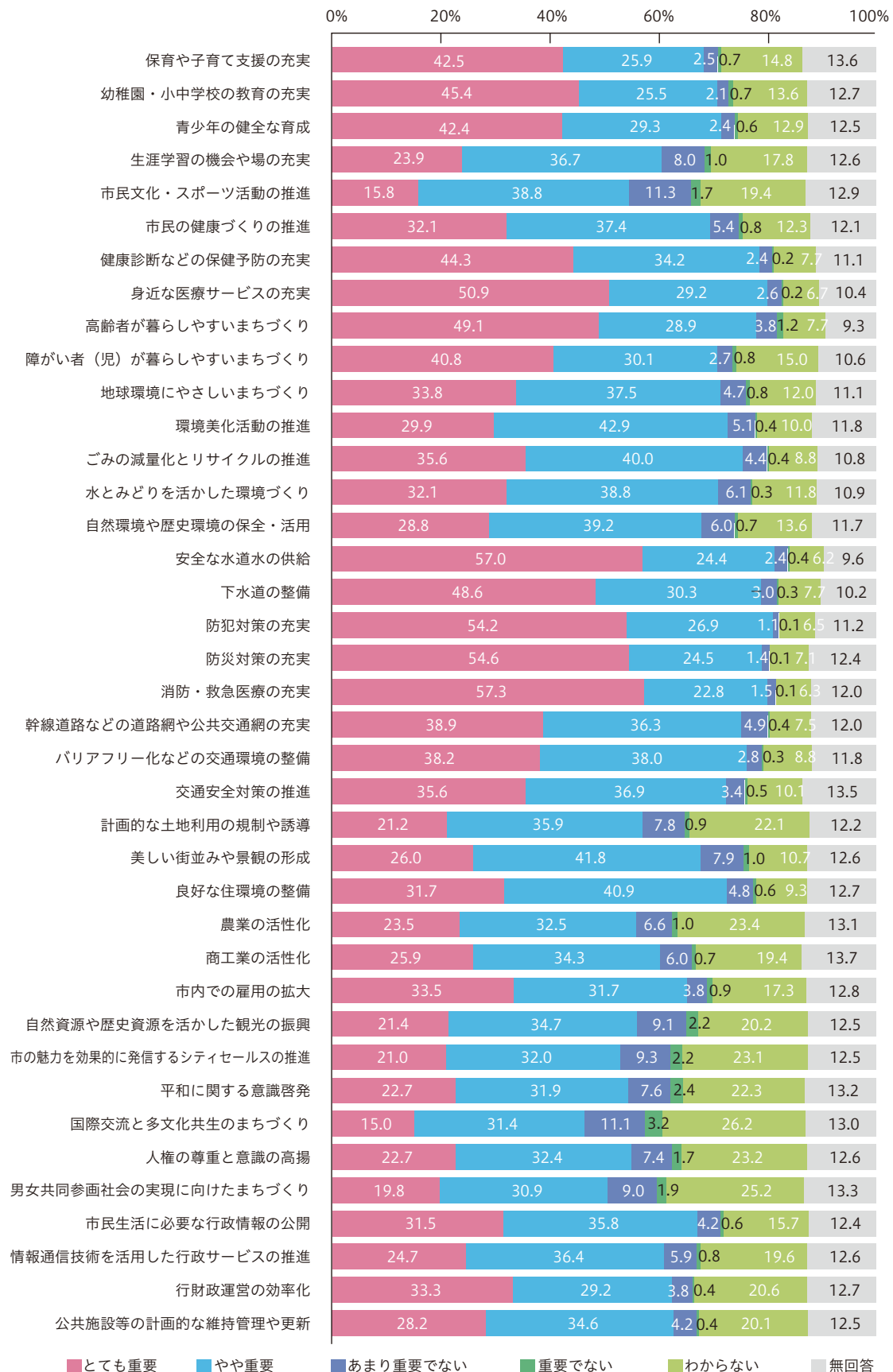
【問12 まちづくりへの現在の満足度】

N=1,437



【問12 まちづくりにおける今後の重要度】

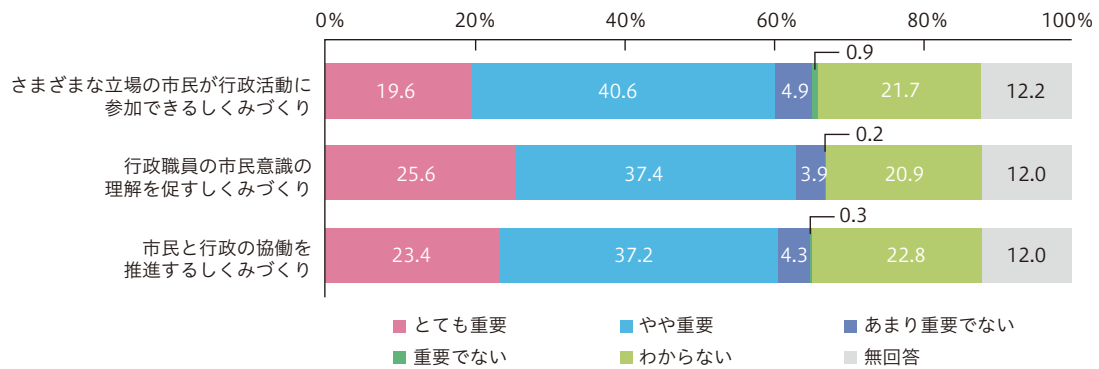
N=1,437





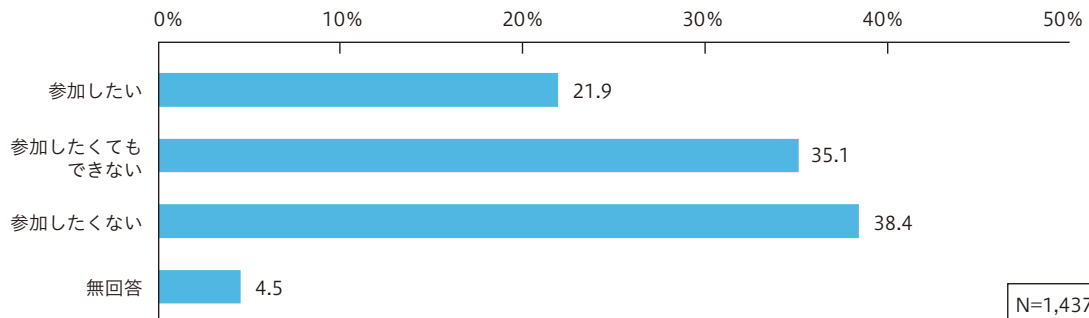
【問13 市民参加のしくみづくりの今後の重要度】

N=1,437

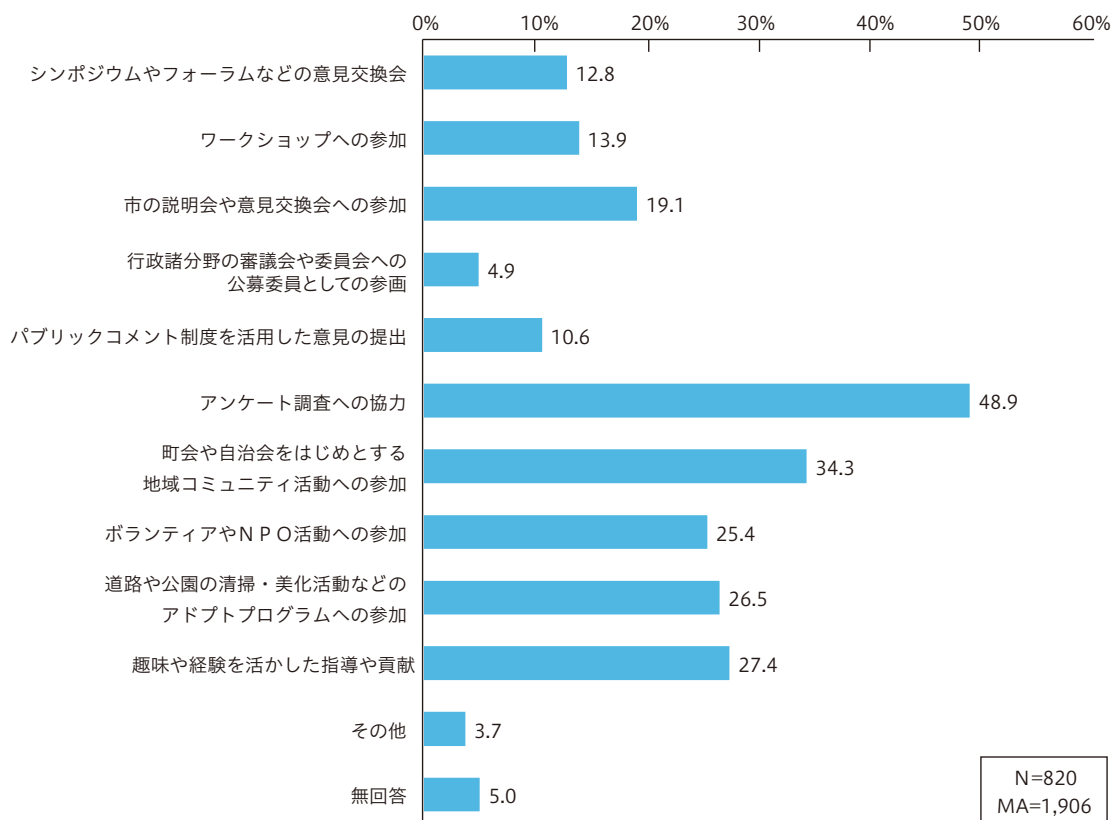


【問14 市民参加への意向】

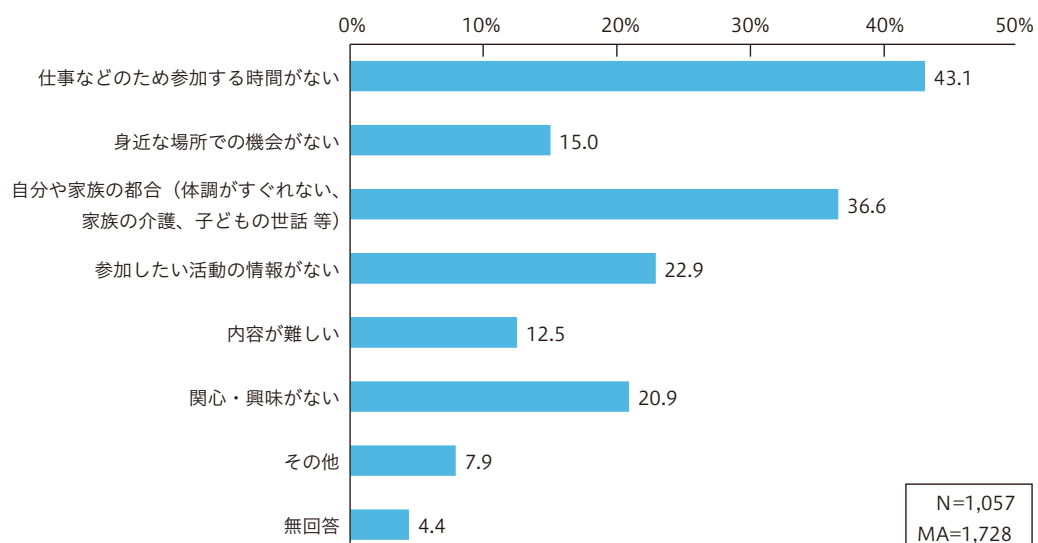
N=1,437



【問15 関心のある市民参加の手段（あてはまるすべてを選択）】

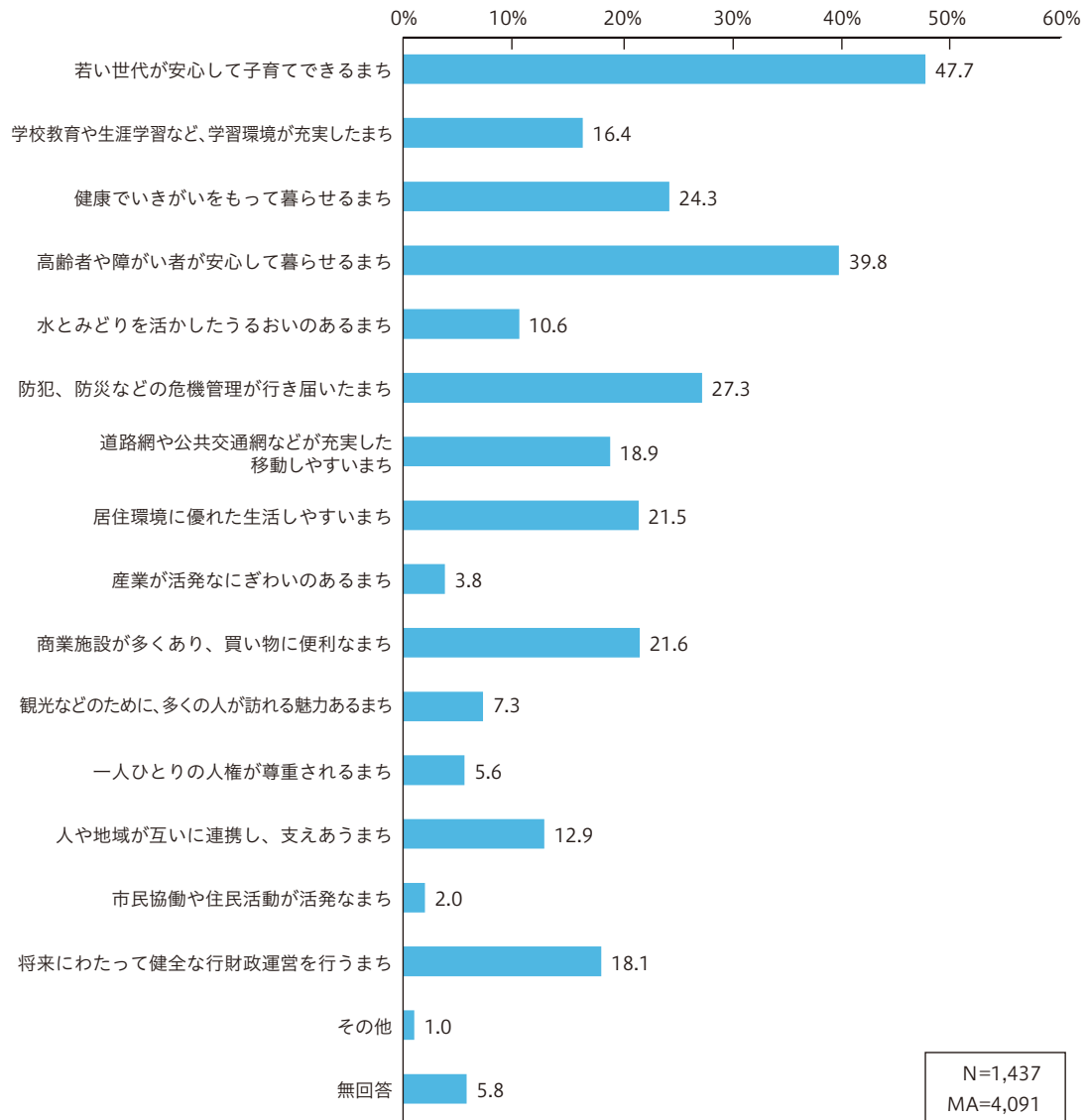


【問16 市民参加をためらう理由（あてはまるすべてを選択）】





【問17 富田林市の10年後の理想像（3つまで選択）】



市民ワークショップ結果

実施概要

1. 実施目的

総合ビジョンの策定にあたり、市民、学生、市職員が同じテーブルで「未来の富田林」を考える機会を設け、幅広い市民の意識や、今後のまちづくりに向けた意向を把握することを目的として実施しました。

2. 実施方法

名 称：未来の富田林をあなたと描く市民会議“Mira-ton”

実施期間：平成28年7月17日(日)～8月21日(日)(全4回)

会 場：富田林市消防署4階講堂

検討手法：ワークショップ形式によるグループ討議

参加対象者：

区 分	概 要
市 民	無作為に抽出した18歳以上の市民2,500名の内、応募された方
学 生	大阪大谷大学の学生
職 員	富田林市職員

3. 実施内容

「子育て・教育」「健康・医療・福祉・多文化共生・人権」「環境・防犯防災・交通」「産業・経済・地域活性化」の4つの分野で班分けし、各回のグループワークを実施しました。

開催日時	テーマ	作業内容	参加者数
第1回 平成28年 7月17日(日) 14:00～16:00	地域の魅力と課題を集める	・オリエンテーション ・市の魅力と課題の抽出、整理	市民:44名 学生:9名 職員:10名 63名
第2回 平成28年 7月31日(日) 14:00～16:00	魅力と課題から、まちの将来像を考える	・魅力と課題を踏まえ、10年後のまちの将来像となるキャッチコピーの検討	市民:40名 学生:10名 職員:9名 59名
第3回 平成28年 8月7日(日) 14:00～16:00	まちの将来像を実現するために必要な取組アイデアを考える	・将来像実現に向けた取組アイデアについて、「アイデア名」、取組の「内容」、必要な「理由」の検討	市民:33名 学生:9名 職員:11名 53名
第4回 平成28年 8月21日(日) 14:00～17:00	まちの将来像を実現するために必要な取組アイデアを具体化する	・取組アイデアの「担い手」、「アピールポイント」、「ゴール」の検討 ・取組アイデアの発表	市民:37名 学生:3名 職員:10名 50名
参加延べ人数			225名



分野別アイデア一覧

《子育て・教育分野》

○方向性(将来像キャッチコピー)

おもろいぞお～!住んでよかった富田林

子育て・教育環境トップのまち富田林 ～世代を超えて～

○アイデア

はぐくめ!! 生きるチカラ

主な内容	体験重視の教育として、他人の家へのホームステイや子どもカフェ、自分の意見を主張したり、討論する機会を設けるなど、学校のカリキュラムに「生きるための教育」の時間をつくる
担い手	学校の先生の他、様々な「プロ」の市民が学校と連携する
アピールポイント	市民の意見が学校教育の場に反映され、富田林ならではの教育ができるようになる
ゴール	「やりたいこと」を持った子どもが増える

友達づくりができるまち富田林

主な内容	子育て相談ができる場所をつくり、身近な仲間が集まれるようにするとともに、全小中学校で校庭を開放し、子どもがボール遊びなどを自由にできる場所を確保する
担い手	子育て支援団体、主任児童委員などが公の手前の相談相手や、友達づくりの拠点となり、行政は公園などの場を管理する人材の育成を担う
アピールポイント	拠点において、未就園児の保護者や子ども達が楽しく過ごすことができ、利用者がSNSを通じて拡散することで、さらなる子育て環境の充実につなげる
ゴール	若者・子育て世帯の転入増加や定住促進が図られている

大人も子どももアクティブラーニング 富田林市

主な内容	「英語村」(英語だけで交流するコミュニティスペース)の開設や人材バンクによる能力の高い市民の確保など、教育施設・制度を充実させ、能動的に学べる人材を育成する
担い手	民間企業(TSUTAYA、スターバックスなど)が教育の場を提供し、大学や英会話塾が場の運営に協力するとともに図書館などとも連携する
アピールポイント	空きスペースを活用しながら「強み」を持つ子どもや地域住民を増やすことで、「教育」への安心感(信頼感)が高まる
ゴール	世界で活躍できる人材があふれるまちになる

フリースタイルライブラリー ～みんなの図書館～

主な内容	図書館、相談室、映画上映、カフェ、フリースペース等、各世代が行きたくする機能を持った、子育て・教育の拠点となる全世代向けのフリースタイルライブラリーをつくる
担い手	民間企業、すこやかネットの他、意見調整役を行政が担う
アピールポイント	すべての市民の希望を反映させた「場づくり」を行い、交流により情報を共有する
ゴール	子育て世代が住んで良かったと思えるまちになる

《健康・医療・福祉・多文化共生・人権分野》

○方向性（将来像キャッチコピー）

全ての世代が緑の中で笑顔あふれる街

みんなが弱い所を理解し、支え合える健康で笑顔があふれる町

○アイデア

見つけよう！私の生き方。ひろげよう！みんなへ。

主な内容	自然の場を使ったスポーツイベントや体操の普及等、健康づくりの取組を進めるとともに、伝統的な学びなどを高齢者から若者に教えることで、高齢者の生きがいがづくりや若者の地域への愛着につなげる
担い手	町内会、自治会、子ども会などと高齢者や若者が自ら行っていく
アピールポイント	地域の自立や女性の活躍につながる。また、市民にアンケートを取ったり、イベントや健康づくりの取組を知ってもらう
ゴール	地域内の交流が活発になり、若者が自分の住んでいる地域に誇り・愛着を持つ

健康は、市民ひとりひとりの宝物

主な内容	医療機関の充実や健康に関する情報発信に取り組むとともに、世代別の健康づくりプロジェクトや、ウォーキング・ランニング・サイクリングコースの整備、「富田林版サスケ」のようなスポーツ交流イベントを開催し、市民にあった健康づくりを支援する
担い手	地域が場づくりを行い、行政は公的サービスを提供するのみ
アピールポイント	富田林に住んでいるだけで、肉体系年齢がマイナス10歳でいられる
ゴール	市民が家でじっとしているのがもったいないと感じられるようになり、自由に活動し、笑顔で暮らせる

Team おせっかい

主な内容	すべての市民が情報交換や交流できる場を地域につくり、孤立を防ぐなど、地域のつながりの強化を図るとともに、近所の人やボランティアにより、外に出ない人の孤立防止を図る
担い手	見守りをするボランティア（性別、年代、障がいの有無などを問わない）と、見守られる側でもあり、見守る側でもある市民が協力しあう
アピールポイント	地域における孤立を防ぐとともに、コミュニティの活性化、地域の情報交換の強化が図られる
ゴール	隣近所同士で暮らしの様子を把握している地域になる

よびさませ！地域力！！

主な内容	世代間の交流により、地域コミュニティの再構築を行い、地域力の向上を図る
担い手	自治会や企画好きな人など、地域で動き、良い意味で行政はいらない
アピールポイント	世代間交流がスムーズに行われ、自主的に取り組める地域になれる
ゴール	参加の敷居が低いイベントや祭りの開催により、集まれる居場所を作るなど、地域コミュニティの活性により孤独死などを防ぐ



《環境・防犯防災・交通分野》

○方向性(将来像キャッチコピー)

“集い”人と自然がまとまる町

伝統にも住みやすさにも富んだまち 富田林

○アイデア

防犯・防災につながるにぎわいの創出

主な内容	富田林市の基本情報や特産品のPR、自然風景のフォトコンテストの実施や広報誌への掲載、“Mira-ton”を継続して行うなどして、市民同士のつながりを深め、市民の中から防災の知識を学んだ防災リーダーが誕生するよう人材の育成・活用を行う
担い手	市民が声をあげ、市はその声を行政活動に反映する
アピールポイント	市民同士のつながりを構築しながら、市外には「良い環境のまち」という富田林のプラスイメージを発信し、まちの安心につなげる
ゴール	市の情報が行きわたり、地域と行政のパイプができ、市内には市民の目がいつもある

安心・安全を守る市民の瞳プロジェクト

主な内容	普段も緊急時も使える情報通信システムの構築や安全な道路環境、防犯カメラ、防犯灯の設置、市民が道路の問題を報告・共有できるアプリを開発し、市民と行政が協力して道路環境を守る
担い手	行政と市民(行政と市民との協議体で協議する)
アピールポイント	女性や子ども、若い世代、高齢者など、全市民がアプリ等での情報発信により、「安心」に関わる分野の行政に参加できる
ゴール	市民の命が守られ、まちを誇りに思うことができる

まちづくりするための環境整備

主な内容	ショッピングモールの誘致や駅前の高層マンション建設、駐車場の無料化、遊歩道整備等によって、富田林市を「中継地点」から「目的地」にする手立てをうつ
担い手	市が場・仕組みを整備し、市民や企業が整備されたものを活用する
アピールポイント	子どもから高齢者まで、市民からの意見を取り入れた整備により、人が集まるまちづくりを進められる
ゴール	移り住みたい、住み続けたいと思える、完結できるまちになる

温故知新プロジェクト

主な内容	寺内町等の市の伝統を学びつつ、商業サービスの維持やWi-Fiの充実など、現在の生活も豊かにすることに活かし、よりよい生活環境を構築する
担い手	自治会・子ども会が交流の場となりながら、市民が自発的に生活向上のために動き、行政は駐車場の整備などを行う
アピールポイント	市のホームページやSNS等による発信により現在行われていることを知ってもらい、自治会活動なども通じて、まちづくりに参加する機会を増やす
ゴール	まちの過去を知る市民、富田林の未来を考える市民が増え、住んでよかったと思えるまちになるとともに、東と西の交流も盛んになる

《産業・経済・地域活性化分野》

○方向性（将来像キャッチコピー）

人と緑が出会うまち 粋活きぶっ富田林 ～ザ・田舎シティ～

富田林ではじめよう ～START UP CITY 富田林～

○アイデア

ぶっ富んだプラン	
主な内容	「ぶっとんだ」をキーワードにイベント開催や市のキャラクター展開を行うとともに、すだれ等の特産品を使ったブランド開発などを行う
担い手	農業者や事業者がブランドのメニュー開発、商店街などが販売、市民は情報発信、行政がPRやコーディネートを行う
アピールポイント	富田林の名物（ブランド）が生まれ、話題となる
ゴール	富田林の認知度が向上することで観光客が増え、地域が儲かるとともに、富田林が南河内地域の中心地となる

田舎シティ推進計画	
主な内容	富田林市の農業や自然などの魅力を伝えられるよう、サバーファームをリニューアルし、グリーンツーリズムやウィークエンド移住を企画する
担い手	空き家の所有者は家の貸出しを行い、行政は旅行・不動産会社やサバーファームをコーディネートする
アピールポイント	田舎に移住したいけど、ソフトな田舎がいい人に響く
ゴール	地域の活性化により、交流人口が増加し、定住人口の増加につながる

愛着すりこみ遡上計画 帰巢本能促進計画	
主な内容	若い市民に市のイベントに強制的に出演してもらう、ご当地アイドル総選挙を行うなど、みんながシティセールスプランナーになる
担い手	10代の市民に参加を促し、子ども・若者は友達と誘い合う
アピールポイント	子どもや若者に地域を知ってもらい、愛着を高めることで、人が出ていくことを防ぐ
ゴール	若い人が住み続けることで地域に活気がでる

いいまち「富田林」を発信 !!	
主な内容	市や市のキャラクターによるSNSを通じた発信をさらに活発にし、野外イベントや景観などをアピールすることで「訪れたいまち」から「住みたいまち」にしていく
担い手	市民がイベントを主導し、一芸に秀でたプロ市民の育成につなげる
アピールポイント	市外の人に来るきっかけづくり、外国人への発信、地域人材の活用が図られる
ゴール	10～20代はまちのにぎわいを発信し、60代以上は伝統行事や文化行事を孫世代に伝える



インキュベーター富田林

主な内容	市所有物件や市内の空き部屋の活用、託児所や送迎バスなどが整備されたワーキングスペース、大学と連携した格安賃貸オフィスなど、起業家が集まる環境をつくる
担い手	保育・交通・商業施設などが運営、大阪府と富田林市は助成金などにより取組を支援する
アピールポイント	起業しやすい、働きやすい環境が整備される
ゴール	働く場所の増加が人口増、税収増、さらなる企業誘致につながる好循環を生む

学生ざわざわ大作戦♡

主な内容	富田林駅の東側や大阪大谷大学への通学路、滝谷不動駅前を整備し、「学生街」としての雰囲気づくりとともに、若者が魅力を感じる商業施設の整備や空き店舗を活用した創業体験等に取り組む
担い手	学校、空き店舗の大家、地域の飲食店など、学生に関わる主体が連携する
アピールポイント	若者の声を取り入れた店づくりや学生ベンチャー支援、歩道・車道分離や景観の整備などを進めることができ、情報発信力の高い学生から効果的な情報拡散も期待できる
ゴール	地域の活性化が図られ、『人』と『金』が集まる！

BACK TO THE 1500

主な内容	西暦1500年代からの歴史を活かし、市外や国外に市の魅力を紹介するとともに、広域的な観光振興を強化する
担い手	魅力紹介は近隣の市町と連携して担い、町会・青年団にはだんじりをPRしてもらう
アピールポイント	TV・CM・ネット動画等による情報発信を強化する
ゴール	広域連携によって地域が活性化し、外国人も含めた観光客が増加する



市民ワークショップ“Mira-ton”参加者のみなさん（第4回）



市 章 (告示 昭和 17 年 10 月 1 日)

この章は富田林の頭文字「富」を「ト」とし、「ト」を三つ重ねて「トミ」と読み、各々先端が矢のようにされていることは、広く発展することを意味しています。



市の木「くすのき」 (制定 昭和 50 年 6 月 1 日)

くすのきは、常緑樹で成長が盛んなうえに寿命も長く、樹木のなかでも最大の木で、古い歴史と伝統で育ってきた本市のなかで広く市民に親しまれています。

その雄姿は、緑と太陽につつまれた教育文化都市をめざす本市を象徴するにふさわしい木です。



市の花「つつじ」 (制定 昭和 50 年 6 月 1 日)

つつじは、昔から日本に最も多く産し、花が大衆的で、種類も多く色彩感にあふれ、ひとびとに観賞されています。

その寄り添って咲く花の姿は、市民一人ひとりの協力と連帯感を象徴するにふさわしい花です。



イメージキャラクター「とっぴー」

市制 60 周年を記念して、平成 22 年 4 月に誕生しました。富田林の美しい自然と石川をモチーフとし、市の花「つつじ」の髪飾りをあしらった、躍動感あふれる富田林市をイメージしたキャラクターです。

好きなことは、お友達と遊ぶこと、空をながめること、まちを歩くこと、旅をすること。
好きな食べ物は、富田林でとれた野菜（とくにナスとキュウリの浅漬け）。

表紙の写真

4		1
	5	2
6		3
8	7	

1. 富田林寺内町
2. 石川河川敷
3. えびいも
4. 津々山台公園
5. だんじり祭り
6. パーフェクトリバティ教団花火芸術
7. 金剛ふれあい大通り
8. 農業公園サバーファーム

富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画

発行日：平成 29 (2017) 年 3 月

編集・発行：富田林市 市長公室 政策推進課

〒 584-8511 富田林市常盤町 1 番 1 号

電話 0721-25-1000

<http://www.city.tondabayashi.osaka.jp>



富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画

ひとがきらめく！自然がきらめく！歴史がきらめく！

みんなでつくる 笑顔あふれるまち 富田林

